

行革プラン
(平成19～21年度)
改革事項別補足説明資料

集中改革プラン(平成17～21年度)と共通

平成19年3月
四日市市

改革事項別補足説明資料 目次

基本項目

1 . 事務事業等の改善・再編・統廃合等	1
2 . 外部委託等の推進	2 6
3 . 定員及び人事管理の適正化	6 6
4 . 給与の適正化	7 3
5 . 組織機構の見直し	7 5
6 . 外郭団体の見直し	8 2
7 . 経費節減等の財政効果	8 4
8 . 地方公営企業の経営改革	9 0
9 . 集中改革プラン(平成 17~21 年度)において 平成 18 年度までに完了した改革事項	9 5
行革プラン(平成 19~21 年度)用語解説集	1 1 1

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部政策課・行政経営課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	1 (1)	
改革事項	業務棚卸表を基本ツールとするマネジメントサイクルの形成				
改革内容及び年次計画	業務棚卸表を本市の基本ツールとして位置付け、計画(Plan段階:3年業務棚卸表、予算編成時業務棚卸表)、業務執行(Do段階:事務引継、組織管理、外部委託検討等)と評価(See段階:決算時業務棚卸表による事後評価)による「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルを推進する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	業務棚卸表による行政評価において1次評価、2次評価(各一部局政策推進監と行政経営課で共同)を実施 行政評価委員会を設置し、外部評価の検討開始 「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルを推進	次期戦略プラン策定に向けて戦略プラン(平成16～18年度)の現況報告作成(評価表の改善) 行政評価委員会による戦略プラン・評価の仕組み等に関する検証の実施 「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルを推進	業務棚卸表を組織作戦書として改善検討 行政評価委員会による評価システム、運用の検証・改善 「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルを推進	第2次戦略プランに基づく「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルを推進	
業務棚卸表	上位又は任務目的		目的志向・成果重視による行政経営システムを構築する		
	業務2桁又は4桁手段		行政評価の推進		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	厳しい財政状況が続く中、従来型の行政運営では、多様化し複雑化する市民ニーズの変化に対応が難しくなっている。そこで、行政運営の仕組みを根本から見直し、業務の効率化や成果重視の行政サービスによる経営型行政運営への転換を目指すため、業務棚卸表を改革の基本ツールとして導入した。業務棚卸表は、平成13年度に職員研修に採用して以来、平成14年度から本格導入し、枠配分予算との連携、総括表と基本表の2表制を図っている。また、平成16年度に事後評価の実施、平成17年度からは2次評価体制の構築を進め、業務棚卸表の運用を通じた「Plan-Do-See」のマネジメントサイクルに取り組んでいる。今後の課題は、評価の点において、指標や目標設定のレベルアップ、業績測定や評価技法のスキルアップのほか、2次評価の強化や外部評価の導入等評価の多角化を含め、評価機能を高め、より実効性のあるものとしていくことが必要となっている。				
期待される改革の効果	「Plan-Do-See」マネジメントサイクルの推進による持続的な改革改善と業務の効率化。指標と目標の測定によって従来よりも客観的かつ合理的に施策や事業等の効果分析を行うことができ、より妥当性の高い判断を導けるようになること。 目的志向・成果重視に基づく職員の意識改革。				
取組状況及び今後の方針	行政経営課と各一部局政策推進監による業務棚卸表ブラッシュアップの取組、各担当課の1次評価を基に2次評価を実施し、各一部局へフィードバックする仕組みを整備することができた。また、評価表をわかりやすく見やすい様式に改善し戦略プランの現況報告書をまとめたほか、行政評価委員会による外部の視点からの評価導入を進めた。今後は、業務棚卸表を組織の作戦書として改善し、業務棚卸表によるマネジメントサイクルを引き続き推進する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部政策課・行政経営課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	2 (2)	
改革事項	政策マネジメントの強化			
改革内容及び年次計画	経営戦略会議においてトップのめざすビジョンと業務棚卸表に示される組織の使命をもとに政策の重点化を図り、それに応じた人的・財政的な資源配分を行うことによって、各事業部門がその実現に向け戦略的に施策や事業を展開する本市独自の政策マネジメントを構築し、その機能を高める。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	第2次戦略プランの実施とローリング		
業務棚卸表	上位又は任務目的		成果志向に基づく経営型行政運営により行政機能が高まる	
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	本市は、業務棚卸表による目標管理手法を基本に政策プラン、財政プラン、行革プランの3つのプランを一体とした行政経営戦略プラン(平成16～18年度)を策定し、この戦略プランによる経営型行政運営を推進している。戦略プランの中核には、経営戦略会議、業務棚卸表によるマネジメント、財源配分方式予算編成の3つのシステムが相互連携する形で、全体の推進エンジンの役割を果たしている。平成17年度には、国の方針により、行革プランを再構築して集中改革プランを策定したところであるが、平成18年度には第2次行政経営戦略プラン(平成19～21年度)の策定に取り組み、基本目標、任務等の見直しを行うとともに、3つの推進エンジンの機能アップを図っていく。			
期待される改革の効果	地方分権に対応した自主的かつ自立的な自治体経営、政策目的や目標の明確化、行政の効率化、市民への説明責任の確保等。			
取組状況及び今後の方針	戦略プランの推進エンジンとして、経営戦略会議、業務棚卸表によるマネジメント、財源配分方式予算編成の3つのシステムを相互連携する形で運用している。平成17年度には、国の方針により、行革プランを再構築して集中改革プランを策定した。 平成18年度には第1次行政経営戦略プラン(平成16～18年度)の実績等の中間評価、行政評価委員会(委員長 北大路明治大学大学院教授ほか外部専門家で構成)における戦略プランの基本構造や策定プロセス等に関する技術的助言等を踏まえ、策定方針や手順を整理して、第2次行政経営戦略プラン(平成19～21年度)を策定した。また、地方自治法の一部改正(平成19年4月1日施行)に伴う副市長制度の導入と収入役制度廃止による会計管理者の設置等の整備を進めた。 平成19年度以降は、第2次行政経営戦略プランを実施するとともに、ローリングを行いながら3つの推進エンジンの機能アップを図っていく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部政策課・行政経営課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	3 (3)	
改革事項	外部評価の導入				
改革内容及び 年次計画	業務棚卸表(See段階)における現場の管理者の自己評価を基本としつつ、評価視点の多角化を図って総合的な評価体制を構築するため、外部の専門家等による評価委員会を設置し、外部の視点による評価を導入する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	行政評価委員会の設置、外部評価の仕組み、評価対象、評価方法等の検討	行政評価委員会による戦略プラン等の評価導入・実施	行政評価委員会による評価システムの運用及びプロセスの検証、評価の制度・システムに係る技術的助言の実施		
業務棚卸表	上位又は任務目的		目的志向・成果重視による行政経営システムを構築する		
	業務2桁又は4桁手段		行政評価の推進		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	行政評価については、内部だけの評価の場合、現状肯定や組織の既得権の擁護という点で限界がある。そこで、外部の視点による評価を導入して、それを補うことが必要である。そのために、1次(各課の自己評価)、2次(政策推進監と行政経営課による共同評価)の内部評価、外部の視点から評価のしくみや運用のチェック、監査委員による監査での評価結果の活用など、評価視点の多角化を図りながら、市民にわかりやすいかたちにまとめ示していくことが課題となっている。				
期待される 改革の効果	<p>評価のしくみや運用が妥当性を持って行われているか外部の視点からのチェックが図られること</p> <p>内部評価のみでは陥りがちな現状肯定や組織の既得権擁護等の抑止が図られること。</p> <p>多角的な評価視点の導入によって、問題発見や課題抽出の幅が広がり、あるべき方向性等の議論が深まること。</p> <p>評価を市民にわかりやすいものとし、市民への説明責任となること。</p>				
取組状況 及び 今後の方針	<p>行政評価委員会(委員長 北大路明治大院教授ほか外部専門家で構成)については、平成17年12月に設置し、行政評価システムに係る評価の運用やプロセスに関して適正かつ有効に機能しているかのチェック、評価の制度やシステムに係る技術的助言等を実施するものとして位置づけた。</p> <p>平成18年度の行政評価委員会では評価表の新様式変更、戦略プランの基本構造と独自の経営システムに対する評価、第2次戦略プランの策定に関する技術的助言を受けた。</p> <p>第2次戦略プランの計画期間においては、行政評価委員会の役割や機能を実効性のある体制として整備し運用していく。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部行政経営課・財政経営課・監査事務局	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	4 (4)	
改革事項	決算や監査における行政評価の活用			
改革内容及び年次計画	投入した予算によってどのような結果が得られたか、議会や市民に説明責任を果たしていくため、業務棚卸表に掲げる達成すべき目標やその実績等を決算説明資料や監査資料に活用し、事業の評価に基づいた施策や事業の見直しに結びつける。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	監査時のチェック機能を充実強化するための監査ツールとして各課の業務棚卸表に掲げる目標年度、達成目標の実績及び成果について定期監査調書及び行政監査調書と平行して活用	監査時におけるチェック機能を充実強化するための監査ツールとして業務棚卸表の活用を継続するとともに、より一層客観的な指標により評価ができる他の監査ツールの調査研究		
業務棚卸表	上位又は任務目的	市の財政が公正かつ効率的に執行されているのか、市行政の実績や成果が住民の福祉と行政水準の向上に寄与しているのかどうかに重点をおいて監査事務の補助を行う		
	業務2桁又は4桁手段	監査委員による定期監査等の実施		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	業務棚卸表を活用し各課の達成すべき目標とその取組実績について、事業が公正かつ効率的に執行され、その実績や成果が十分反映され改善されているか、また施策や事業の見直しはどうかなど行政評価を活用した事務事業の執行について経済的・効率的・有効的な面とともに透明性や説明責任の向上を図る。			
期待される改革の効果	監査対象課の年度目標、達成目標の実績、成果を数値により具体的に確認すること。			
取組状況及び今後の方針	引き続き定期監査・行政監査時における各課の年度目標・達成目標の実績、成果を確認するために、監査調書を補完する手段として、業務棚卸表の活用について研究を行う。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部財政経営課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	5 (5)		
改革事項	財源配分方式による予算編成システムの推進				
改革内容及び年次計画	限られた財源でどのような成果を上げるかという視点に立って、経済性、効率性、有効性の3つの尺度に基づき予算編成をしていくため、業務棚卸表と連動した財源配分方式による予算編成システムを推進する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	財源配分方式による予算編成システムの実施と改善改良		財源配分方式による予算編成システムの実施と改善改良		
業務棚卸表	上位又は任務目的	中長期的視野に基づく、持続可能な財政運営			
	業務2桁又は4桁手段	健全財政を目指した予算調整			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>各部局が主体的に予算編成を行うシステムであるため、各部局が予算配分するに当たっての基準として、業務棚卸表による評価や事業の優先順位付けが必要である。</p> <p>また、各部局への財源配分の決定に当たって、一律シーリング方式は、過去からの前年度実績の積み上げが前提となるため、定期的に見直す必要があるか検討を要する。</p> <p>さらに、政策プランと財政収支見込は、毎年ローリングで見直しを図り、枠配分経費と特定配分経費とのバランスをとる必要がある。</p>				
期待される改革の効果	<p>効率的、効果的な財源配分ができる。</p> <p>各部局の自主性、自立性の確保や、職員のコスト意識の改革が図れる。</p> <p>各部局の判断で、事業の廃止、新規立案が柔軟になされる。</p>				
取組状況及び今後の方針	<p>業務棚卸表と連動した予算制度とするため、各部局において平成18年度業務棚卸表を作成するほか、任務別予算資料を作成し、経営戦略会議で予算編成方針を協議した。</p> <p>また、各部局の創意工夫・努力による自主的な経費節減等による効果を枠配分額に上乗せするインセンティブ予算を平成18年度当初予算から導入した。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課・市民文化部男女共同参画課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	6 (7)	
改革事項	審議会・委員会等への女性の参画促進			
改革内容及び年次計画	「審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会・委員会等への女性の参画を促進する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	審議会等女性委員登用の促進取組、「人材リスト」の検討	審議会等女性委員登用の促進取組、「人材リスト」の登録、利用	審議会等女性委員登用の促進取組、「人材リスト」の登録、利用	
業務棚卸表	上位又は任務目的	男女がお互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会になる		
	業務2桁又は4桁手段	男女共同参画施策を推進する		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>審議会等の委員の選任にあたっては、男女共同参画の視点から人事課と男女共同参画課が連携し、登用推進要綱の趣旨の市役所内への啓発、指導などに努めており、女性委員登用率は27.8% (平成18年6月現在) となっている。</p> <p>同要綱の目標である40% (平成22年度) を目指し、女性委員の人材の養成や発掘に努めるとともに、登用促進につながる仕組みを確立する必要がある。</p>			
期待される改革の効果	委員各自の学識経験等に基づく議論に加えて、女性または男性としての視点からの意見が議論に反映され、男女共同参画の視点に立った施策にもつながる。			
取組状況及び今後の方針	<p>計画的な目標達成のため、各所属にて女性委員登用推進計画書を作成した。</p> <p>各所属での委員選定の際には人事課、男女共同参画課事前協議を徹底し、指導を行った。</p> <p>「人材リスト」作成のため、各種審議会・委員会の名簿の整理や検討を行った。</p> <p>更なる人材養成や発掘に努め、審議会・委員会等への女性の登用を推進していく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部IT推進課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	7 (8)	
改革事項	新住民情報関連システムの構築			
改革内容及び年次計画	<p>現行の住民情報関連システムは導入後15年以上を経過しており、運用保守の困難化と併せ、多数の人員と多額の運用経費を投入していることから、新システムを導入し、経常経費の大幅な削減を図る。</p>			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	設計作業 システム構築作業	システム構築作業 基幹システム個別システムの開発 保健福祉システム・滞納整理システムの改修	データセットアップ作業等	
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民の利便性向上を図るとともに、行政事務の標準化により簡素・効率化を図る		
	業務2桁又は4桁手段	窓口支援システム 新住民情報関連システムの構築		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>現行システムが導入後15年以上経過する間に、法改正や運用変更によるシステム改修が幾重にも施され、運用保守の継続が困難になりつつある。 また、システムに対する要求は年々多種多様になってきており、自前で今後のシステム要求対応を行っていくには、経費が増大することが懸念される。 パッケージソフトを導入することによって、スケールメリットが得られ、システム保守経費を軽減することが可能である。</p>			
期待される改革の効果	システム運用保守の外部委託と経費の削減 システム稼働時間の拡張			
取組状況及び今後の方針	<p>新住民情報システム(税業務・賦課収納業務等)構築作業を実施した。 個別業務システムとの連携システムを構築した。 新住民情報システム適用テストの結果、本番稼働へ移行するには作業内容の見直し・再調整が必要であり、当初計画どおりシステム適用を実施すると現行運用に支障をきたすと判断し、オンラインの稼働を平成19年度まで延期することとした。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部IT推進課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	8 (9)		
改革事項	情報セキュリティ対策の評価と見直し				
改革内容及び年次計画	情報セキュリティ対策を統合し、定期的な見直しを行うための評価システムを構築する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー(方針、対策基準)の策定 既存のセキュリティ対策の洗い出しと集約 全体的な方針、基準の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー(実施手順)の策定 全体システムについて情報資産の洗い出し、再チェック、リスク分析 (H19) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー(実施手順)の策定 全体システムについて実施手順策定 ・情報セキュリティ対策の評価、見直しシステム構築 評価システム調査・検討 (H18 H19) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー(実施手順)の策定(継続) 個別システムごとに実施手順策定 (H19 H20) ・情報セキュリティ対策の評価・見直しシステム構築 評価システム作成 (H19 H20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価・見直しシステム運用開始 (H20 H21)
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民の利便性向上を図るとともに、行政事務の標準化により簡素・効率化を図る			
	業務2桁又は4桁手段	庁内情報基盤整備 セキュリティポリシーの運用			
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>情報セキュリティ対策の不備により、個人情報漏洩やデータ改ざん、盗難などの情報セキュリティに関する事件、事故による行政への信用失墜、(賠償などによる)財政負担などの問題が懸念されることから、現在は、個別に作成・運用されている様々なセキュリティ対策を、体系的に取りまとめ、情報セキュリティポリシーとして統合することにより、全庁的な取り組みとして統一的な運用を実現し、対策に漏れや偏り、重複などが発生しないようにする。さらに対策自体の効果を定期的にチェックし、見直しが行える運用を確立することで、対策を恒久的なものとする。現代の情報化社会においては必要不可欠な業務である。</p>				
期待される改革の効果	<p>情報セキュリティを維持し続けることにより、行政への信用・信頼の確保に寄与できる。また情報漏洩やデータ破損に伴う経済的な負担を未然に防ぐことができる。なお、この事業による定量的効果は認められない。</p>				
取組状況及び今後の方針	<p>平成18年度においては、情報セキュリティポリシー基本方針案に従い、全体的な機器・システムについてのリスク分析を行っている。これを基に情報セキュリティポリシー対策基準案の見直しを行い、情報セキュリティポリシーを確定する。 今後の作業としては、確定版情報セキュリティポリシーの承認・周知を行うとともに、実施手順の策定に着手する。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部IT推進課・税務理財部調達契約課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	9 (10)	
改革事項	電子入札システムの導入				
改革内容及び 年次計画	三重県内の自治体において共同で導入を検討している電子入札のシステムについて、入札参加者の対応状況等を検討しながら、業者の登録業務等も含め検討し、導入を図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	電子化方針の検討 先進自治体の調査・研究 仕様の検討 仕様書案の策定 運営形態等の検討 共同化ワーキングの参加継続意向確認	仕様の検討 運営形態等の検討 仕様書案の策定 業者登録システムの検討 共同化ワーキングの参加継続意向確認	仕様の確定 運営形態等の確定 概算費用の見積り 費用負担の決定 調達仕様書の決定 共同化参加意向の確認	構築・試行・稼動 (電子入札・業者登録(工事) ・入札情報公開)	構築・試行・稼動 (物品調達・業者登録(物品))
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の利便性向上を図るとともに、行政事務の標準化により簡素・効率化を図る		
	業務2桁又は4桁手段		行政サービスのIT化		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	以前より、郵便入札の導入・条件付一般競争入札の実施により、公平性・透明性及び競争性の確保を図ってきたが、市及び入札参加者ともに事務量が増大した。当システムの導入により入札事務を合理化し事務の軽減を図るとともに、入札・契約事務に関する情報を広く提供することを前提としたシステム構築を行い、公共事業のさらなる透明性、公平性の確保を図る。さらに発注機関に向かずインターネット上で業務を可能とすることにより、入札の競争性を確保し、併せて受注者等の業務の効率化を図る。				
期待される改革の効果	電子入札システムの導入により、事務を合理化し入札の公平性、競争性を確保するとともに、入札参加者のコスト削減を図る。				
取組状況及び今後の方針	電子入札共同化のため三重県及び県内市町とともにワーキンググループを立ち上げ、平成17年度に共同化の目的を定めた。また、県で採用されているコアシステムを想定システムとして仕様の検討を行い、概算費用の算出、自治体ごとの負担割合を検討した。平成18年度については、県コアシステム・ASP方式によるコアシステム等のデモを実施し検討を行った。また、スケジュール案については、ワーキンググループで再検討の結果、運用開始を平成20年度以降とすることとした。業者登録システムについては、県の電子申請システムをカスタマイズすることによるシステム導入の検討を行った。平成19年度以降は、システムの仕様を確定した上で、各自治体の参加意思確認や費用負担の決定等を行い、平成20年度に運用の一部開始を目指す。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部市民文化課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	10 (11)	
改革事項	地区市民センターの見直し			
改革内容及び 年次計画	地区市民センターの運営について、住民主体の観点から民間人を地域マネージャーとして登用するなど、住民自治の推進を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	地域マネージャー8人新規配置と平成18年度11人募集研修の充実、更新時の評価 団体事務局職員の研修	地域マネージャー11人新規配置 取組み課題設定、研修強化、更新時の評価 公民館事業への関りを強化 市民大学に地域社会づくりコース新設(マネージャー候補用)	マネージャーの厳格な評価、能力向上 センターを通じて実施している業務システムの全庁的な見直し 障壁フリー対策や、地域活動の活発化によるセンター利用者増への対応策検討	マネージャーの厳格な評価、能力向上 障壁フリー対策や、地域活動活発化によるセンター利用者増への対応策検討 窓口の休日夜間対応とセンター体制の見直し
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民がその個性と能力を發揮でき、安心して暮らせる社会になる	
	業務2桁又は4桁手段		地域社会づくりへの支援を行う	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	地域マネージャーに、民間や地域活動での経験を十分發揮してもらうためにも、それらをフォローする研修等が不可欠。 より住民に近い立場で地域社会づくりへ関わっていただくことで、住民主体のまちづくりが加速される。 今後は、高齢化が進む中で、障壁フリー化の視点で、1階の有効活用を検討するなど、より市民が使いやすいセンターの環境整備や休日・夜間の窓口開設などについてさらなる検討を進める必要がある。			
期待される改革の効果	地区市民センターにおける地域社会づくり業務については、住民主体で進められる環境づくりを進めるとともに、館長以下、職員は本庁との調整などで、より一層汗をかいていく。そうすることで、地区市民センターのより効率的な運営も達成される。			
取組状況及び 今後の方針	団体事務局の設置、総合事業費補助金の創設に始まり、平成16年度より第2ステージとして進めてきた地域マネージャーの導入は平成18年度において配置完了。その能力をより發揮できるよう研修の充実、取組み課題の設定、公民館事業への積極的な関与、更新時の評価などに努めている。 また、平成18年12月に、地区市民センターを、今後、より一層、市民ニーズに合致したものに改革すべく、業務内容も含めて調査検討するため、「四日市市地区市民センター改革専門調査委員会」を設置した。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部市民文化課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	11 (12)		
改革事項	連絡員制度の見直し				
改革内容及び 年次計画	個人情報保護の観点から、個人宛て文書を可能な限り郵送化するとともに、連絡員の業務内容について、全市的な均一化に向けた見直しを行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	全庁的な文書量調査に伴う報償金単価の見直し 連絡員業務の実態調査の実施	関係各課との調整、及び個人宛て文書の郵送化の推進 連絡員の業務内容の均一化に向けた配布方法、報償費の検討	個人宛て文書郵送化の継続的な推進 全市的な連絡員の業務、出勤日数、報償費等の検討 他都市の広報等配布方法を調査	個人宛て文書郵送化の継続的な推進 他都市の取組みをもとに広報等の配布方法について関係課と調整、検討	個人宛て文書郵送化の徹底 他都市の取組みをもとに広報等の配布方法について関係課と調整、検討、見直し
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民活動が楽しく文化の薫りあふれる都市になる		
	業務2桁又は4桁手段		市民ニーズを把握し、市政に反映させる		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>個人宛て文書の郵送化が着実に進んでおり、財源確保ができれば郵送化の完全実施も可能である。</p> <p>現在、全戸配布の文書(広報よっかいち等)については、原則連絡員が直接配布することになっているが、連絡員による全戸配布は全世帯の約57%であり、地域事情から自治会組織等の協力を得て配布しているところも約43%ある。そのため地域の実情を勘案しながら、連絡員業務の均一化を図っていく必要がある。</p>				
期待される改革の効果	個人宛て文書の全面的な郵送化により、信書の取扱いの適正化が図れ、現在週2回以上出勤の連絡員の配布に比べ配布日数が短縮できる。郵送料は増加するが、連絡員による配布を広報よっかいち、回覧文書に限定していくことで、連絡員の出勤日数をその発行日に合わせ段階的に減らすことが可能になるとともに、連絡員経費も削減できる。なお、広報よっかいちの配布方法についても他都市の事例等も参考にしながら調査検討を行う。				
取組状況及び今後の方針	平成18年度は、文書の配布状況と業務内容の均一化に向けての課題を把握するため、地区市民センター館長による各連絡員への聞き取り調査を実施し、その結果をもとに見直しについて検討しており、平成19年度中に一定の方向を導き出したい。また、平成18年度は、さらに文書の郵送化が進み連絡員による配布文書が前年度比4.1%減となるため、平成19年度においても、報償金単価の見直しを行う。なお、広報よっかいちの配布方法についても県の動向や他都市の事例等も参考に関係課を含めて調査検討し、平成21年度からの見直しを行う。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会教育総務課・保健福祉部児童福祉課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	12 (13)	
改革事項	幼稚園・保育園の一体化と一元化施設の検討				
改革内容及び年次計画	<p>「四日市市就学前教育検討委員会」の答申のほか、国における「就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」の検討の動向を踏まえ、幼稚園・保育園の一体化とそれぞれの機能を備えた認定こども園等の新たな総合施設制度導入の是非について検討を行い、新たな幼保の関係づくりを目指す。</p>				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>塩浜幼稚園と塩浜西保育園の一体化及びその成果等の把握 国の総合施設制度検討状況の情報収集</p>	<p>塩浜一体化園での成果等を検証するとともに、国の総合施設制度の法制化に伴う認定こども園制度の導入の是非を検討する中で、新入園児等の動向を踏まえ、幼稚園・保育園の新たな関係づくりに向けた今後の取り組みについて検討</p>	<p>平成18年度の検討を受けて、幼稚園・保育園の新たな関係づくりに向けた今後の取り組み方針のまとめ</p>		
業務棚卸表	上位又は任務目的		豊かな市民生活の礎となる教育環境・教育方針が整えられる		
	業務2桁又は4桁手段		事務局内の諸調整、学校との連携		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>園児数が大幅に減少している同一行政区域内の塩浜幼稚園と塩浜西保育園について、集団保育の場を確保し幼児の社会性を培うとともに、効率的な園運営や施設の有効活用を図るため、平成17年4月に一体化したところである。このような中で、国の総合施設制度の検討動向を踏まえ、両施設の機能を融合し、かつ、地域における子育て支援機能を備えた認定こども園等の新たな総合施設制度の導入の是非について検討する。</p>				
期待される改革の効果	<p>小規模園の解消による集団保育の確保 就学前教育・保育の充実 地域における子育て支援機能の充実・拡大 保護者の就労状況に関わらない就学前教育・保育サービスにおける保護者選択肢の拡大 一体化施設による管理事務の効率化と施設の有効活用</p>				
取組状況及び今後の方針	<p>平成18年度は平成17年度の「幼保一体化園中間報告」(幼保一体化ワーキング)にある課題の改善、見直した一体化カリキュラムに基づき塩浜一体化園を運営し、平成17年度との比較のため保護者アンケートを1月に実施し、平成18年度末には2年間の課題と今後の方向性について報告書を作成。認定こども園については、県の説明会に参加するなど情報収集に努めるとともに、幼稚園長会等とその課題について協議・整理に努めた。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課 (食肉地方卸売市場・食肉センター)	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	13 (16)	
改革事項	食肉流通再編、統合の検討			
改革内容及び 年次計画	畜産公社の運営が取扱頭数の減少などにより一段と厳しい状況の中、施設の維持管理、市場機能強化対策など市の財政負担が増大している。現在、四日市地区食肉流通再編統合検討協議会において、「三重県食肉流通再編統合の基本的方向」について議論をしており、今後は、三重県及び全市町が財政負担を行うというコンセンサスを得ながら、効率的、安定的な県域食肉処理施設への再編を検討する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	食肉流通再編検討推進ワーキングを開催して四日市、松阪の両公社、処理施設について情報及び、意見交換 「食肉流通を考える」シンポジウムを開催し、処理施設、食肉卸売市場の必要性について関係者、北勢市町、議員に理解を求めるとともに、「四日市市食肉市場に今求められているもの」をテーマに講演会を実施	平成18年度に開場する新名古屋食肉市場の影響を見極めて今後の方向性を検討 食肉市場改革の方向について流通の専門家、有識者などの意見を求め、取りまとめ	流通の専門家、有識者の意見の取りまとめを踏まえて、施設管理、業務運営のより一層の効率化、合理化に取り組みながら、引き続き県域食肉処理施設への再編、統合を検討	流通の専門家、有識者の意見の取りまとめを踏まえて、施設管理、業務運営のより一層の効率化、合理化に取り組みながら、引き続き県域食肉処理施設への再編、統合を検討
業務棚卸表	上位又は任務目的	業務2桁又は4桁手段		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	四日市と松阪とは、処理施設の管理、業務運営形態の違いから、さらに四日市には市場機能があるなど両公社の違いが多いことから意見集約が進まない。 と畜頭数の処理能力上から、また利害関係者の合意形成からも、いずれかの施設を閉鎖することは困難であり、現時点での再編、統合のメリットは少ない。			
期待される改革の効果	食肉流通の効率化、安定化等。			
取組状況及び今後の方針	食肉流通再編検討推進ワーキングを開催して関係機関との情報、意見交換を行った。 今後も引き続き関係者や専門家等との情報、意見交換に努め検討していく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	14 (53)	
改革事項	集団転作、水田転作支援業務等の見直し			
改革内容及び年次計画	平成19年度から国の制度が大きく変わり、農業者からの申告に基づく水稻の作付状況、転作状況を確認し、水田農業ビジョンや諸規定に基づく、国への報告、農業者への通知・交付金の交付等の事務について、水田農業推進協議会が行う業務とされたが、協議会構成員である市の果たすべき役割についての検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		国の制度改革の動向を見ながら、農業者・農業者団体等との協議	農業者団体等が行う需給調整対策に係る支援業務を水田農業推進協議会が実施	
業務棚卸表	上位又は任務目的	農水産業を活性化する		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	国が示す米政策改革においては、平成19年度からは、農業者・農業者団体等が主体的に米の生産調整を行うこととされた。従来は市が担うべきとされていた業務について、そのほとんどを水田農業推進協議会が行うこととなった。しかし、水田農業推進協議会においては、市が中心的役割を果たさざるをえないと考えられ、事務の効率性等を考慮し、協議会における支援業務の役割分担について検討を行う。			
期待される改革の効果	水田農業推進協議会が行うとされた複雑で膨大な事務量の転作支援業務の役割分担を図ることにより、事務の軽減が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	国の米政策改革により、平成19年度からは農業者・農業者団体主体の需給調整システムに移行することとされた。また一方で、水田農業推進協議会が農業者団体等の主体的取組の支援を行うこととされており、こうした生産調整に係る市の業務は限られた一部の業務のみとなった。しかしながら、市はこの協議会の構成員であり、他の構成員と連携を図りながら支援業務を実施していく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部けいりん事業課	改革番号	15 (17)		
改革事項	競輪事業の存廃を含めた見直し検討				
改革内容及び年次計画	競輪事業を取り巻く環境が厳しく、地方財政への寄与という基本的な目的を果たすことが難しくなっていることから、競輪事業の運営のあり方について、存廃を含めた見直しを検討する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	四日市競輪場経営改善計画策定報告書の分析 包括外部委託に係る先進事例の調査研究 「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」の設置	「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」における競輪事業のあり方検討 競輪事業のあり方方針決定	毎年、検証委員会による検証評価を実施		
業務棚卸表	上位又は任務目的		市の一般会計へ繰出金を拠出する		
	業務2桁又は4桁手段				
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	公営により自転車競走を実施する目的は、自転車競技法第1条第1項「地方財政の健全化を図る」ことにあり、実質単年度収支が平成11年度以降、赤字が続いており、平成16年度には競輪事業財政調整基金からの繰入も余儀なくされているところから、目的の達成が困難な状況にあり、競輪事業の存廃を含めた見直し検討が必要である。				
期待される改革の効果	早急に「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」を立ち上げ、競輪事業の存廃を含めた見直しを外部委員による第三者的な視点から検討することにより、業務棚卸表の任務目的が可能なのかどうか見極めることができる。				
取組状況及び今後の方針	平成18年2月に「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」を2回の検討委員会を実施 経営改善計画報告書について分析を行う。 競輪事業への税金投入を避けるため撤退基準を設け、第3者機関による検証委員会により決算情報及び収支予測の両面から事業の存廃を決定するための検証・評価を毎年実施していく。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部環境保全課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	16 (19)	
改革事項	ISOからYSOへの変更			
改革内容及び年次計画	環境マネジメントシステム(EMS)の実質的な運用は担保しつつ、ISOサイトをすべてYSOサイトに変更し、他市町と相互に審査し合う等の方法で内部審査を強化するなど、認証取得に代わる方法を検討する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	EMSの実質的な運用を担保しつつ、ISO認証取得に替わる方法を検討	基本方針の決定 YSO関係施設を見直し、庁内全体での取り組みを強化	内部審査方法を確立	システムを運用し、全面移行を実施
業務棚卸表	上位又は任務目的	四日市の生活環境がよくなる		
	業務2桁又は4桁手段	市役所におけるEMSの推進		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	現在取り組んでいる環境マネジメントシステムは、本市における環境負荷低減行動の中核となっており、また平成13年7月からは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条により、本市の地球温暖化対策実行計画に位置付け、地球温暖化対策を始めとした環境諸施策を推進する際の率先行動として取り組みを推進している。今後は、現環境マネジメントシステムの水準を維持しつつ、国際規格の規定に固定されることなく部局独自の取り組みを評価でき、かつ分かりやすく効率的な運用を行えるようシステムを改善しようとするものである。			
期待される改革の効果	環境マネジメントシステムの改善により、各部局・事務局とも分かりやすく効率的な運営ができるようになるほか、部局の創意工夫による環境に配慮した施策・取り組みの評価が可能になるなど、環境マネジメントシステムとして効果を上げることになる。			
取組状況及び今後の方針	平成18年度は、ISO所属のヒアリングを通じて、現システムの改善点を詳細検討し、ISO認証取得に替わる手法の基本方針を定める。 平成19年度はISO所属・YSO所属の環境マネジメントシステムのレベル平準化を図るとともに、独自の環境マネジメントシステム・新YSOマニュアル整備及び内部審査方法を確立する。 平成20年度からは、全ての職場において独自の環境マネジメントシステム・新YSOに全面移行する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部生活環境課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	17 (20)	
改革事項	樹木の害虫駆除業務の廃止			
改革内容及び 年次計画	スズメ蜂、樹木等の害虫駆除業務については、専門知識をもった民間業者による対応が可能であることから、直営での業務を廃止する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		民間業者へ業務移行の基本的な考え方の取りまとめと、紹介できる業者の選定と広報	市の業務廃止	
業務棚卸表	上位又は任務目的	衛生的な環境を提供する		
	業務2桁又は4桁手段	樹木害虫の駆除・スズメ蜂の巣の駆除		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	特定の害虫駆除(スズメ蜂の巣で手が届く範囲)を行っているが、その他の害虫駆除要請には対応しきれないことから、中途半端な対応となっている。 市内には、害虫駆除の専門知識を持った民間業者があることから、民間での対応とし、市の業務は廃止する。			
期待される改革の効果	市民からの依頼に対し、より迅速で高度な作業が可能になる。 市民からの問い合わせに、専門知識がなく害虫駆除の一部業務のみを市が行っていると説明をしても納得されず、トラブルとなるが、解消される。			
取組状況及び今後の方針	平成18年度においては、廃止に向け駆除できる業者の検討を行った。 市民からの問い合わせに対して、紹介できる民間業者の広報の準備をする。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部都市計画課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	18 (65)	
改革事項	緑化基金補助金交付業務の見直し			
改革内容及び 年次計画	緑化基金を活用した花と緑いっぱい事業補助金交付要綱に基づく業務について、市民との協働にかかる他の補助金との整合性をとりながら望ましいあり方を検討し、補助の方法等、補助金交付業務全体の改善を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		業務のマニュアル化 など、事務改善を実施	市民との協働にかかる他の補助金との整合性をとりながら、補助のあり方について検討	引き続き検討
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民が快適に暮らせるまちとなる	
	業務2桁又は4桁手段		市民主体のまちづくりを支援する	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>緑化基金を活用した花と緑いっぱい事業補助金については、年々事業参加団体が増加し、事務量が增大している。また、緑化基金を取り崩して補助を行っているため、基金の枯渇が懸念される。</p> <p>これらの改善のため、平成16年度から要綱の改正等を進め、事務の簡素化を図っている。また、補助金額については、事業開始から3年間で漸減させる改訂を行った。</p> <p>これらの改訂の影響を見極め、さらに市民との協働による事業運営を進めていくため、補助の方法など補助金交付業務の抜本的改善を実施する。</p>			
期待される改革の効果	花と緑いっぱい事業補助金交付要綱及び事務取り扱い要領に基づく補助金交付関係業務のあり方を見直すことにより、市民との協働による緑化事業の展開など、緑の保全創出に関する事業の改善を図ることができる。			
取組状況及び今後の方針	改正要綱の適用を開始し、業務のマニュアル化など事務の簡素化を進めている。今後、団体への補助金の交付方法を含む住民との協働のあり方について、関係各課の協議を進める予定であり、その結果を見極めながら、平成21年度に補助金交付業務の抜本的改善を実施する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部建築指導課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	19 (21)		
改革事項	中間検査の実施及び審査・検査体制の充実と民間確認検査機関への指導強化				
改革内容及び 年次計画	構造計算書偽装問題から建築基準法が改正され、市民への安全・安心を担保するために中間検査の実施と専門性を高めた審査・検査体制の充実を図る。また、本市での民間確認検査機関への申請率が50%を超える状況にあり、民間確認検査機関への指導強化に努める。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	先進都市の中間検査実施状況の調査・研究 実施に当たっての手続きの確認と整理 中間検査方法の検討	建築基準法改正内容の把握 建築基準法改正に伴う体制検討 建築構造系の創設 中間検査手数料の条例改正	建築確認審査・検査体制の整備改善 中間検査の実施		
業務棚卸表	上位又は任務目的		法律等に基づき建築物の安全を確保し良好な住環境とする		
	業務2桁又は4桁手段		建築確認や開発許可などの審査・安全な生活空間の確保		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	構造計算書偽装問題から、建築確認の審査体制、中間検査制度、民間確認検査機関への監督業務の強化などが盛り込まれた建築基準法が改正され、平成19年度に施行されることとなった。民間確認検査機関への建築確認申請は今後も増加すると見られ、安全な建築物を確保し、安全安心なまちづくりを推進するために、構造審査体制及び中間検査の実施に向けた体制の充実を図り、民間確認検査機関への指導強化にも努める。				
期待される 改革の効果	専門性を高めた審査・検査体制の充実を図り、民間確認検査機関への指導強化に努めることにより、安全な建築物を確保し、安全安心なまちづくりを推進する。				
取組状況 及び 今後の方針	構造計算書偽装問題から、より厳格な確認審査が求められるなか、構造審査の充実及び中間検査への対応もできるよう建築構造系の設置を行った。 建築基準法の改正による中間検査の義務化・民間確認検査機関への指導強化が予定されており、平成19年度より中間検査を実施するため準備を進め、建築構造係を中心に中間検査を行う。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部河川排水課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	20 (22)		
改革事項	河川等の維持管理方法の見直し				
改革内容及び年次計画	河川、排水路等の小規模の補修及び維持管理に要する費用は一括発注等による効率的な執行を図っているものの増加しているため、単価契約制度を策定・運用することでさらに経費の削減を図る。 また、特定の河川等においては、自治会、NPO等の地元組織に対して管理委託を行うことで地元の協働意識の高揚を図り、かつ経費の削減を図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	【単価契約】 実施箇所の抽出及び整理	【単価契約】 委託箇所の選定、適用工種の検討、それに伴う発注単位別の区域設定、実施要領の策定及び関連部署との協議・調整	【単価契約】 実施 【地元委託】 県等他機関の制度の概要、問題点等調査	【地元委託】 市関連部署との協議、委託場所の選定及び要綱の策定 地元自治会への内容の周知、意見聴取	【地元委託】 公募等により、実施できるところから委託
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の生命、財産を守る治水事業を行う		
	業務2桁又は4桁手段		治水事業の推進 河川排水路の適正な維持管理		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>・問題点の整理 【単価契約】適用工種が多くなることからその選択が難しいこと、発注単位ごとの区域設定が地区較差が大きいことから難しい。 【地元委託】自治会等の自主的な活動との区別が難しいこと、除草後の草処分に別途費用がかかること、護岸等の作業となり危険が伴う。</p> <p>・改革事項選択理由・・・河川、排水路等の小規模の補修及び維持管理に要する費用を委託発注することにより、迅速な対応と経費の削減が図れるため。</p> <p>まず、単価契約制度を施行し、より安価な地元委託に移行するための調整を行う。</p>				
期待される改革の効果	維持管理に関する対応の迅速化・経費の削減 市民の河川に対する愛着心の醸成				
取組状況及び今後の方針	毎年実施を要する箇所の地区別の把握等平成18年度の策定に向けた基礎資料の成果は得られた。 平成19年度実施に向けて、単価契約制度を確立する。 地元組織への委託化に向けて、年次的に検討する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部管理課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	21 (23)	
改革事項	交通災害共済業務の廃止			
改革内容及び年次計画	昭和43年から交通事故による災害を受けた市民を救済するための共済制度として実施している交通災害共済業務について、民間保険の充実等により加入率が著しく低下(H17:18.6%)していることから、廃止する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	市交通災害共済制度検討委員会の設置、開催	市交通災害共済制度検討委員会の開催。条例等の一部改正議案の上程(3月)	10月からの加入募集は中止	支払い業務のみ市特別会計条例の一部改正
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民が安全に暮らせるまちになる	
	業務2桁又は4桁手段		安心事業の実施	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	現在、民間保険の充実等により加入率が年々低下しており、平成16年度から単年度の収支が赤字となっている。 また、全国的にも、政令市、中核市を中心に廃止される傾向にある。 この加入率の低下は今後も改善が期待できないため、平成19年10月からの加入募集を行わないこととしたい。			
期待される改革の効果	加入申込書の発送(管理課)、加入申込の受付業務等(中部地区市民センターを除く各地区市民センター、市民窓口サービスセンター、楠総合支所及び管理課)及び見舞金支払業務(管理課)の各業務がなくなり、人員削減が見込める。 財政赤字の発生を抑制できる。			
取組状況及び今後の方針	平成18年3月、交通災害共済制度検討委員会(委員7名)を設置し、制度の廃止の是非について、市民から意見募集を行うこと等を決定した。 交通災害共済制度検討委員会を4回開催、検討委員会による市民の意見募集及び意見集約、平成19年1月には市長への提言、3月に条例等の一部改正議案の上程を行う。 平成19年10月からの加入募集は行わない。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部営繕工務課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	22 (110)	
改革事項	公共建築物の長寿命化に向けた方策の検討			
改革内容及び 年次計画	昭和40年代から50年代に集中的に整備を進めてきた公共建築物に対して、総合的な建物診断に基づき長寿命化に向けた計画的な保全の方策について検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度		長寿命化の基本方針の策定 策定部会の設置 サンプリング調査 各施設のカルテ作成	実施組織の整備 サンプリング調査に基づき基本方針の評価、見直し 各施設のカルテ作成
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民に安全で使いよい公共建築物等を提供する		
	業務2桁又は4桁手段	維持保全計画の立案に向けての基本方針策定		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>昭和40年代から50年代に集中的に整備を進めてきた公共建築物が、一斉に劣化が著しくなる時期を迎えようとしている。これらの施設をそのまま放置すれば建替工事及び大規模な改修工事が短期間に集中し、大きな財政負担となっていくことが予想される。</p> <p>また、環境面からも建設廃棄物の発生量を抑制することが必要とされており、既存施設の建替えから有効利用への転換が求められている。</p> <p>これまで、各部署が個別に損傷・障害が発生してからの予算対応で修繕処置しているが、今後、公共建築物の長寿命化の基本方針を定め、計画的な予防保全に努め、施設の長寿命化と経費の削減と平準化を目指す。</p>			
期待される改革の効果	<p>適正な機能維持と良好な施設環境の提供</p> <p>修繕経費の削減と平準化</p> <p>資源の有効活用と廃棄物の削減</p>			
取組状況及び今後の方針	平成18年度に検討した基本方針の素案に基づき、平成19年度は全庁的な検討部会を設置し、公共建築物の長寿命化に向けての基本方針の策定を行う。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会教育総務課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	23 (109)	
改革事項	学校規模等の適正化方針の検討			
改革内容 及び 年次計画	小中学校における学習環境を踏まえた適正な学校規模や学校配置のあり方について、基本的な考え方をとりまとめるとともに、それに基づく当面の具体的な適正化方針を検討する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	教育委員会内におけるワーキンググループを中心とした基本的な考え方(素案)のとりまとめ	平成17年度の内部検討素案及びそれに基づく当面の具体的な適正化方針案について、学識経験者・市民・教職員等による検討会議を設置し意見聴取	学識経験者・市民・教職員等による検討会議の意見のまとめ 適正化方針の決定及び公表	
業務棚卸表	上位又は任務目的	豊かな市民生活の礎となる教育環境・教育方針が整えられる		
	業務2桁又は4桁手段	主要事業の企画調査・懸案課題の解決		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	少子化とともに、都市・住宅開発に伴う地域差等の影響から、学校間の規模の格差が拡大し、教育条件の諸課題が発生している。また、児童生徒の通学上の安全確保や学区外通学等へ対応するための学校配置の課題も発生している。さらに、今後の施設整備にあたって、将来の児童生徒の推移を踏まえた計画的で効率的な整備が課題となっている。これらの課題の解決に向けて、小中学校における適正な学校規模や学校配置のあり方及び当面の具体的な適正化方針を検討する。			
期待される改革の効果	過大規模校及び過小規模校における児童生徒の学習環境の改善 計画的で効率的な施設整備の実施			
取組状況 及び 今後の方針	適正な学校規模や学校配置のあり方についての基本的な考え方(素案)をとりまとめた。その素案及びそれに基づく当面の具体的な適正化方針案について外部委員による検討会議での意見聴取を経て、平成19年度に意見のまとめを行い、内容を整理のうえ、適正化方針を決定し公表していく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会スポーツ課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	24 (25)	
改革事項	温水プールのあり方の見直し			
改革内容及び 年次計画	昭和49年竣工後、32年が経過し老朽化が進んでおり、耐震補強等の補修が必要となることから、スポーツ振興の観点より、そのあり方について見直しを行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	プール利用者団体と協議	プール利用者団体と協議 生涯スポーツと水泳のあり方検討	耐震補強工事設計業務委託 指定管理者公募準備	耐震補強工事(工期:6月~10月) 指定管理者公募・選定・協定締結
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむことができるようにする	
	業務2桁又は4桁手段		市営運動施設の管理見直し	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	施設の老朽化が進んでおり、多額の経費を要する耐震補強等の補修が必要となることから、施設の廃止も含め、そのあり方について検討を行う。検討にあたっては、四日市市体育協会・水泳協会等プールの利用団体との協議・調整を行っていく必要があり、廃止、存続についてのメリット・デメリットを整理し、存続する場合の指定管理者制度の導入等施設の管理運営面についてもあわせて検討する。			
期待される改革の効果	施設廃止のメリット・デメリット及び施設改修についての費用対効果の明確化。存続する場合の指定管理者化について、専門性を生かしたサービスの提供、需要に応じた適切、柔軟な事業展開等の市民サービスの向上、施設、設備、清掃管理等の一括した管理の実施など効率的な施設管理による管理コストの縮減。			
取組状況及び 今後の方針	四日市市水泳協会等プール利用者団体との協議を行うとともに、生涯スポーツと水泳のあり方について検討した。利用者団体との協議結果や温水プールに対する需要の動向を勘案し、プール運営を継続するとの結論に達した。継続するについては、直営管理から指定管理者による管理運営に移行するものとし、平成19年度から、公募に向けた準備を開始する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会学校教育課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	25 (26)	
改革事項	学校給食業務の効率化			
改革内容及び 年次計画	なかよし給食の実施可能校の減少や調理員の退職に伴う人員確保等の問題に対応し、効率的な学校給食業務を実施するため、調理業務の委託化について実施の可能性・内容・方法等を具体的に検討する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	なかよし給食実施条件の緩和検討	なかよし給食を継続するとともに(既存分)調理業務の委託につき検討を追加	平成18年度の検討を踏まえ、調理業務の委託につき検証を行うため、委託事業をモデル的に実施	モデル事業の実施検証を実施
				給食調理業務の委託の方向を決定
業務棚卸表	上位又は任務目的	人材の確保・活用・備品の整備・管理などを通して教育環境の向上を図るとともに、子どもたちのすこやかな成長と安全の確保に努める		
	業務2桁又は4桁手段	安全で安価な給食の提供		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	平成13年度に開始したなかよし給食は平成17年度には3ヶ所6校で実施しており、当初予定していた人件費の削減効果も出てきている。しかし、なかよし給食の実施により効果が期待される学校、実施可能な条件を備える学校についてはほぼ実施済みとなっており、今後も実施していくためには条件の緩和を進めていかなければいけない。 なかよし給食の実施可能校の減少や調理員の退職に伴う人員確保、調理業務に関しての学校長の服務監督等の負担増の問題もでてきており、今後は業務の円滑実施及び効率化を図るため、調理業務の委託について、実施の可能性、内容、方法等を検討していく必要がある。			
期待される改革の効果	なかよし給食を実施することで正職の調理員が複数の調理場については、人員削減が図られる。しかし、新たに給食配送の委託や調理場の改修経費が必要となり、実際の経済効果は時間的に遅れて発生してくる。 パート職員の活用も限界に近い中、業務委託によって、安定した給食の提供を確保するとともに、学校長の労務管理の負担等の大幅な軽減、人件費の節減効果が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	なかよし給食の新たな取り組みに関して検討を加えるため、投資費用・人員削減効果を試算した。 なかよし給食についても効果測定等検討を行うものの、多大な設備投資に見合うコスト削減が可能かについては問題がある。直営、調理業務の外部委託の両面にわたり検討を加えた結果、正規職員の今後の動向等不確かな要素(新規雇用の可能性・配置転換)もあるものの、人員の不足が現実問題となってきたりしている現状に対応するため、平成18年度中に調理業務委託の導入について検討を加え、平成19年度予算に委託費を計上し、委託を実施していきたい。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部行政経営課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	26 (28)	
改革事項	市場化テストの導入検討			
改革内容及び年次計画	民間との競争が可能な部門を対象に、市場化テスト制度導入の検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	市場化テストの調査・研究、公共サービス改革法案の情報収集	公共サービス改革法の検討、先進事例の調査・研究、市場化テスト指針素案検討	市場化テスト指針策定、市場化テスト導入諸条件の整備、選定事業の検討	
業務棚卸表	上位又は任務目的		目的志向・成果重視による行政経営システムを構築する	
	業務2桁又は4桁手段		行政評価の推進	
問題点の整理 ・ 改革事項選別の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>国は、「民でできるものは民へ」の具体化、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等を図るためのツールとして、市場化テスト(官民競争入札制度)を導入するため、これを制度化する、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「公共サービス改革法」という。)(平成18年7月7日施行)を制定した。</p> <p>本市として、国の動向を注視しつつ、先進自治体(東京都足立区や大阪府等)の取組状況も参考に、本市での制度適用の可能性、落札者選定、モニタリング等問題点や諸条件について調査検討を進めるため、改革事項に位置づけたものである。</p>			
期待される改革の効果	市場化テストの実施による公共サービスの不断の革新、不要なサービスの廃止。 公共サービスの質の維持向上、経費の削減			
取組状況及び今後の方針	公共サービス改革法の制定に伴う市場化テスト制度に関する情報収集、専門家による市場化テスト研修会の参加。 市場化テスト制度に関する庁内研究会を設置し、公共サービス改革法・先進事例の調査研究、制度適用の検討を行い、指針案の策定作業を進める。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部広報情報課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	27 (30)	
改革事項	広報業務の外部委託拡大検討			
改革内容及び年次計画	「広報よっかいち」の原稿のデータ化・レイアウトの作成を原稿形態のデータ化及び統一化を図ることで外部委託の拡大を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	広報広聴主任者を通じ、原稿をデータ化委託化に対する基本的な考え方の整理	委託化にかかる課題の整理	委託化にかかる課題の具体的な解決策の検討 業者用マニュアルの作成や業者選定手法の検討	実施
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の市政への関心が深まる	
	業務2桁又は4桁手段		「広報よっかいち」の発行	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>「広報よっかいち」を作成するうえで、「暮らしの情報」「健康の情報」「ミニ情報」の3点は定例かつ定型的な業務であるが、編集に相当の時間を費やしており、より政策的で市民に身近な広報とするための次の業務が滞っている。</p> <p>各課が保有する政策的な情報の発掘、収集とその発信。 市内のさまざまな風景、生活などの映像データの収集。</p>			
期待される改革の効果	<p>委託化することにより、広報作成における定例かつ定型的な業務に費やす時間を削減でき、次の業務を推進することができる。</p> <p>各課が保有する政策的な情報を早く発掘し、より早く、わかりやすく、タイムリーに市民に発信することができる。</p> <p>映像データの収集により、市内の風景、生活などをより多く紹介することができ、市民に身近な広報とすることができる。また、蓄積した映像データを広報以外にも有効活用できる。</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>平成17年度においては、広報広聴主任者を通じ、広報紙に掲載する原稿をデータ化することを依頼。また、委託化に対する基本的な考え方を検討した。</p> <p>平成18年度においては、委託化にかかる課題を整理する。</p> <p>平成19年度は、「紙面容量以上の原稿が依頼された場合の選択基準」など、委託化にかかる課題の具体的な解決策について広報広聴主任者と協議しながら検討する。また、解決策を踏まえた業者用マニュアルの作成や業者選定手法について検討する。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課、保健福祉部児童福祉課、教育委員会 教育総務課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	28 (33)	
改革事項	臨時職員賃金管理業務の外部委託検討				
改革内容 及び 年次計画	臨時職員の管理業務について、社会保険、雇用保険等、福利厚生業務との関係が密接であるため、福利厚生業務の委託状況を踏まえ、人事課・児童福祉課・教育総務課の3課で実施する臨時職員の管理業務について外部委託を検討する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	人事課を中心に業務委託化の検討	人事課を中心に業務委託化の検討	業務委託化の決定一部外部委託化		
業務棚卸表	上位又は任務目的		職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段		効果的な人材活用、適正な人員配置		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説明等	人事課、児童福祉課、教育総務課等における臨時職員管理業務をまとめ、外部委託化すると職員の削減が可能と予想されるが、各課それぞれの人員削減は困難であり、他業務の合理化と併せて削減する必要がある。また、病院については、企業会計や異業種などの問題もあり、一括するメリットがあるかどうか個別に検討を要する。なお、募集や採用に関する事務委託については職業安定法等により困難であるなど、規制や諸条件の整備を含め効果を見極めながら検討することも必要である。				
期待される 改革の効果	関係各課との共同処理による事務の合理化、効率化。 時間外の削減、関係経費の削減。				
取組状況 及び 今後の方針	臨時職員賃金管理業務について、人事課所管分について委託可能な事務の流れの洗い出しを行うとともに、関係所属と委託化に向けた課題の抽出を行った。 今後、仕様書の内容を精査し、平成19年度途中から臨時職員関係事務の一部を外部委託する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部IT推進課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	29 (34)	
改革事項	IT推進課業務の外部委託拡大			
改革内容及び 年次計画	新住民情報システムの構築により、外部委託の内容及び業務量について再度見直しが必要となっており、統計業務を含めIT推進課全業務の見直しを行い、外部委託の拡大を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	新住民情報システムの一次稼動に伴う運用委託内容の見直し運用開始したGIS(地図情報システム)及びCMS(情報提供システム)の運用について、外部委託化	行政内部システムの運用管理範囲の拡充の検討・一部試行	機器、アプリ等の資産管理業務の外部委託の検討・試行 新住民情報システムの全面稼動 グルーブウェア(ノーツ)の見直し・再構築	グルーブウェア(ノーツ)の運用開始
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の利便性向上を図るとともに、行政事務の標準化により簡素・効率化を図る	
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>ホストコンピュータのオペレーション・プログラミング・ホスト業務の運用管理・行政内部システムの運用管理等専門的分野について、以前より外部委託を進めてきており、人員削減・時間外勤務の縮減等一定の効果を収めてきている。</p> <p>今後、ノウハウの蓄積および引継を支障なく行っていくための、体制を見直すとともに、パッケージ適用による新住民情報システムの構築に伴う外部委託の拡大を図り、専門的なIT技術については外部委託業者に任せ、職員は委託者監督・庁内調整を主業務に行う。</p>			
期待される改革の効果	保守運用の効率化及び経費の削減を図る。			
取組状況及び今後の方針	<p>新住民情報システムの一次稼動に伴う運用委託内容を見直すとともに、運用開始したGIS(地図情報システム)及びCMS(情報提供システム)の運用について、外部委託化を検討した。</p> <p>新住民情報システムの運用管理に必要な委託内容を全面的に見直し、人員削減を行う。また、他の業務においても委託範囲の拡大を行い、人員配置の見直し及び人員削減を実施する。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	税務理財部納税課・市民税課・資産税課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	30 (36)	
改革事項	市税証明等窓口業務の外部委託検討				
改革内容 及び 年次計画	納税課における市税証明発行業務、市民税課における自動車臨時運行許可業務や原動機付自転車等の新規登録、廃車等の受付業務及び資産税課における土地、家屋価格等の縦覧業務等について外部委託の導入について検討する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	窓口サービスの見直しにあわせた検討		窓口サービスの見直しにあわせた検討	外部委託化の検討・決定	
業務棚卸表	上位又は任務目的		行政活動の財政基盤を強化する		
	業務2桁又は4桁手段		自主納税の一層の推進・市税証明発行における市民の利便性の向上・許可証及び標識の発行と手数料の徴収・原動機付自転車等の受付事務・軽自動車税の減免申請書の受付と適正な事務処理		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	市税証明の窓口業務は、既に臨時職員(年間240日 予算約150万円)により対応しており、新たに外部委託をすると市民課の例では1人月で30万円 年間360万円程度の費用が必要となり、コスト削減とならない。市民税課及び資産税課の窓口の受付業務は、日時によって業務量にばらつきがあり、かつ専任職員を配置するほどの業務量もないことから職員が対応している。また、受付業務だけで終わらない専門的対応の必要なケースが多く委託業務としては困難な面もあることから、税三課の窓口として対応するのではなく、別途、改革事項に挙げられている窓口サービスの一本化とあわせて、時代の要請として総合的に検討していくべきである。				
期待される改革の効果	窓口サービスを総合的に推進していく中で、行政サービスの経済性、専門性を確保することができれば、事務の合理化を図ることができる。				
取組状況及び今後の方針	納税課、市民税課、資産税課の税三課の窓口業務の洗い出しを行った。平成19年度以降においては、先進市事例の調査等を行いながら外部委託化の有効性・可能性を検討する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	税務理財部保険年金課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	31 (37)	
改革事項	国民健康保険及び国民年金関係業務の一部外部委託検討			
改革内容及び年次計画	国民健康保険事務及び国民年金関係事務等の一部外部委託について検討する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		外部委託の対象とする事務の洗い出し、検討 受託事業者の調査・検討	委託方式や事務の範囲についての国の法的整備等の状況を踏まえ、平成18年度の検討結果の分析と先進都市の現状調査を実施	平成19年度の検討結果を踏まえた一部外部委託具体化
業務棚卸表	上位又は任務目的		国民健康保険事業を実施することにより社会保障の一翼を担う法に基づく年金業務を実施することにより年金制度の一翼を担う	
	業務2桁又は4桁手段		国保加入者の資格・賦課・給付 年金未加入者の加入支援	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>国民健康保険業務、国民年金業務とも「加入」、「保険料」など業務を断片的に委託することは、国民健康保険、国民年金のいわゆる総合窓口なので問題が多い。</p> <p>国民健康保険、国民年金それぞれの制度を熟知し、窓口や電話の質問、問い合わせに対して、的確に対応できる専門知識を備えた人材が外部委託として可能かを検討する。</p> <p>職員は業務を担当することで制度をより熟知し、また、制度の問題点に気づくという面をもつ。</p> <p>外部委託により、職員の習熟度が後退するおそれがある。</p> <p>本課は、臨時職員の割合が他の部局と比較して極端に多いなかで、窓口、電話等の対応に忙殺され、効率的な対応が困難となっており、これらに精通した外部委託が可能であれば、業務の充実強化を図ることができる。</p>			
期待される改革の効果	<p>外部委託を実施するにあたり、業務運営の見直しが図られ、業務の効率化が期待できる。</p> <p>外部委託を継続することにより、安定したサービスの提供が図られる。</p> <p>窓口サービスの改善が期待できる。</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>国民健康保険は、加入・喪失の手続き、保険料の計算、高額医療費などの給付事務について、制度の内容を熟知し、適正な事務執行ができる人材が外部委託で可能か、国民年金についても制度の内容を熟知した、人材が外部委託で可能かを検討する。</p> <p>平成18年度は、外部委託の対象とできる業務がないかの洗い出し作業を行い、検討を加えた。また、類似都市への照会を行い外部委託状況を調査した。</p> <p>この結果を踏まえつつ、他の改革事項に挙げられている窓口サービスの委託検討の状況を参考にしながら平成19年度へつなげていく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部市民文化課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	32 (38)	
改革事項	防犯外灯補助金交付業務の外部委託			
改革内容及び年次計画	<p>現行制度の問題点の整理とともに、申請の取りまとめを行っている団体事務局の事務処理能力の向上を図り、外部委託を進める。</p>			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	補助要綱上の問題点の整理 実務作業の中で、詳細な採択基準の検討	詳細な採択基準の検討 申請者側の意見による問題点の整理	補助採択基準策定 委託先団体の検討 自治会、団体事務局等への説明 外部委託対象団体募集・選定	外部委託化
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が主体的にまちづくりや生涯学習に参画できるような環境を整備する		
	業務2桁又は4桁手段	安全なまちづくりへの市民活動を支援する		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	電柱番号の照合など煩雑な事務作業を伴うものの定型的な業務も多く、事務作業の効率化を図るため本制度の外部委託化を検討する。 そのため、補助対象基準等詳細なマニュアル作成や申請側の中心となる団体事務局の事務能力の向上を図るとともに、通常想定できないような採否の判断が困難な案件についての処理方法を明確にした上で、委託化を図る。			
期待される改革の効果	外部への事務委託による正職員の事務量低減効果が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	申請者としての手続きを行う団体事務局の事務能力については、団体事務局が設置されてある程度の年数が経ったこともあり、基本的な手続きには問題はなくなってきたが、依然として団体事務局で判断できないケースや、担当課でも即答できないケースが見受けられる。そのような事例を集積して、採択の判断を受託者でも行えるようにマニュアルを作成する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部国際課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	33 (40)	
改革事項	国際交流、外国人市民との共生業務の外部委託			
改革内容及び年次計画	国際交流及び共生事業については、財団法人四日市国際交流協会との役割分担を明確に整理するとともに、民間団体の育成等支援を行いながら、協会を含む民間団体への外部委託を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	委託すべき事業のあり方の検討	委託すべき事業のあり方の基本的な考え方の取りまとめ	一部外部委託化	一部外部委託化の拡充
業務棚卸表	上位又は任務目的	国際化に対応した地域社会になる		
	業務2桁又は4桁手段	外国籍市民との共生の推進 海外都市との交流の推進		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	1990年の入管法改正以降、特に南米からの外国人が急増している。そのため、外国人市民との共生が重要になっている状況である。 国際交流や共生については、これまで行政が主となって取り組んできたが、国際化が進展する中で、事業の実施にあたっては行政と民間の役割分担を進めていく必要がある。			
期待される改革の効果	国際交流事業及び共生事業を国際交流協会や他の民間団体へ委託することにより、先行性のある取り組みと交流の拡大が期待できる。また、民間団体の組織拡充・強化が図られる。			
取組状況及び今後の方針	国際共生サロンの管理・運営については、指定管理者を民間から公募し、平成18年度当初に国際交流協会を指定した。(平成20年度まで継続) 「委託すべき事業のあり方の基本的な考え方」に沿って、行政、国際交流協会、民間の役割分担を明確にする。 国際交流協会の協力を得て、民間団体の担い手となる人材を育て、NPOなどの団体の立ち上げを目指す。必要に応じ、外国人集住地域の地域団体や自助組織等、目的にあった民間団体との連携を図る。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部男女共同参画課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	34 (41)	
改革事項	男女共同参画センターの指定管理者化			
改革内容及び年次計画	女性の自立促進と交流、情報の提供の場、市民活動の拠点としての男女共同参画センターについて、DV問題、センター機能の基盤強化、受託団体の育成等についての対応を見極めながら、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者導入に向けての検討 (他都市の状況調査、市民団体による運営手法、婦人相談業務を含む各種課題の抽出と解消に向けての協議など) 指定管理者となりうる市民団体の育成	指定管理者制度導入に向けての検討 (特に男女共同参画課とセンター・指定管理者との連携や役割分担について検討する)	指定管理者制度導入案の検討 (特に担い手となるNPO法人、市民団体の対応を見極めた上で)	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査
業務棚卸表	上位又は任務目的	男女がお互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会になる		
	業務2桁又は4桁手段	男女共同参画センター事業の実施		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>男女共同参画推進条例の制定に伴い、男女共同参画についての市民、事業者への普及と施策・事業展開の強化が必要である。</p> <p>本市の特性や市民ニーズにあった男女共同参画センター事業を展開するには、市内の市民団体等によるセンターの管理・運営が効果的である。</p> <p>より効果のある施策・事業を展開する拠点となる男女共同参画センターの位置づけを考えると、現時点では、センター機能の強化と担い手となる市民団体等の育成が最も重要である。</p> <p>以上のような観点から、当分の間は直営とし、平成21年度での制度導入を目指す。</p>			
期待される改革の効果	男女共同参画の視点を持ち、かつ本市の特性にマッチした事業を運営できる市民団体等が主体となって、市の施策を反映・連携させた男女共同参画センター事業を行う。また、市民の多様なニーズに対応した柔軟な事業展開も期待できる。			
取組状況及び今後の方針	<p>すでに指定管理者制度を導入した他センターの状況把握、各種課題の抽出を行った。引き続き状況把握、課題抽出をするとともに、市民ニーズに対応した運営ができるNPO法人等の育成に努める。</p> <p>また、平成18年4月に「四日市市男女共同参画推進条例」が施行されたことに伴い、市民、事業者への男女共同参画の普及・啓発と施策や事業展開の強化をさらに図っていく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部市民課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	35 (42)	
改革事項	市民窓口サービスセンターの窓口業務の一部外部委託			
改革内容及び年次計画	より効率的かつ質の高いサービスを提供するため、近鉄四日市駅高架下にある「市民窓口サービスセンター」の窓口業務について、行政処分を除く業務(住民票・戸籍謄本・所得証明の交付等)の一部外部委託を検討し、導入を目指す。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	外部委託する業務内容について検討	窓口のあり方・体制について検討開始	窓口のあり方・体制について検討する中で、委託の可能性についても検討	窓口のあり方・体制について検討する中で、委託の可能性についても検討
				一部外部委託開始
業務棚卸表	上位又は任務目的	正確かつ迅速に登録事項を公証する		
	業務2桁又は4桁手段	市民の利便性の向上		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	「市民窓口サービスセンター」は証明発行窓口として開設されたが、その後の業務範囲拡大により、現在は、地区市民センターとほぼ同程度の業務を行っている。一方、職員体制については、OB職員中心となっており、職員の確保自体が難しい状況にある。この問題を解消し、より効率的で質の高いサービスを提供するために、市民窓口サービスセンターのあり方、業務範囲、職員体制について検討し、持続可能な窓口システムの構築を目指す。この検討の中で、窓口業務の一部について、職員以外の者が従事することの是非およびその範囲について、十分な検討を行う。			
期待される改革の効果	一部委託により、現状より職員の確保がしやすくなる。また、委託するにあたっては、業務の見直しや標準化等について検討する必要が生じるが、その結果、より質の高いサービスの提供が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	<p><平成17年度> 委託できる業務範囲や職員体制等について検討を開始した。</p> <p><平成18～20年度> 窓口のあり方・体制について検討する。</p> <p>なお、一部委託化を実施した場合には、委託業務の履行確認等の面から正職員の配置や各窓口への委託業者の責任者の配置など、管理体制の検討も必要である。また、委託できる業務範囲については、法的根拠も確認しながら検討を進める必要がある。更に、市場化テスト法との関連についても検討し、市民及び市にとって、より良い窓口はどのようなものかを慎重に検討していく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部あさけプラザ	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	36 (43)	
改革事項	あさけプラザの指定管理者化検討			
改革内容及び年次計画	施設内の図書館の管理、施設の老朽化、施設の総合管理のあり方等広域の複合施設であることを踏まえ、関係団体と協議しながら、施設の管理運営の効率化、簡素化を図るとともに、指定管理者制度の導入の検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	先進事例調査	ホール、自主事業の委託化や図書館のあり方を検討	文化団体、三重郡三町との協議、運営協議会の承認 指定管理者制度化あるいは委託化の検討・決定	
業務棚卸表	上位又は任務目的	世代を超えたふれあいの場づくりから生涯学習活動を推進する		
	業務2桁又は4桁手段	利用しやすい施設運営と生涯学習(自主事業)の充実		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	あさけプラザは、有料施設(ホール、体育館、展示会議室等)の利用率は高くなっているものの、全体の利用者数は若干減少傾向にある。また、開館20年以上を経過し、各種設備等の更新・改修等が必要となっている。そのため、本施設の広域複合施設としての役割を踏まえながら、指定管理者制度の導入等を行うことによって、利用者増に結びつく、市民ニーズを的確に反映した事業の展開や、より一層効率的な管理運営を行う必要がある。			
期待される改革の効果	指定管理者制度の導入等により、施設の効率的な管理運営や、民間の発想による市民の多様なニーズに対応した柔軟な事業展開が期待され、老朽施設・設備のリニューアルとあわせて、利用者増につながることも期待できる。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度において簡素で効率的な管理運営を目指し、先進事例を調査研究するとともに検討すべき課題を抽出した。抽出した課題に基づき三重郡三町、関係各課と協議し、複合施設の各機能について簡素で効率的なあり方の検討を行っている。今後、指定管理者に移行した施設の状況等を調査するとともに、文化団体及び運営協議会で協議し決定する。平成19年度以降順次、老朽化した設備の大規模改修を行う。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	楠総合支所振興課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	37 (46)	
改革事項	楠避難会館の指定管理者化			
改革内容及び年次計画	施設の改築後、地域コミュニティの場として、地域に根付いた市民サービスの提供のため、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査	指定管理者化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民と協働して地域づくりを進める		
	業務2桁又は4桁手段	楠避難会館の利用促進		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	災害時の避難施設として、また平常時は地域コミュニティ施設である楠避難会館は、昭和46年2月に建築され、老朽化も進行しており、平成18年度に改築工事を行うとともに、民間事業者や各種団体等の活力や管理手法等により、また、指定管理者による自主運営事業の展開など、市民サービスの提供を目指し、指定管理者制度の導入を図る。			
期待される改革の効果	民間事業者や各種団体等の活力や管理手法等により、自主運営事業の展開を通じた新たなサービスの提供等、市民サービスの向上及び経費の削減が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	平成18年度においては、施設の改築工事を行うとともに、6月議会で指定管理者制度導入に伴う条例の一部改正を行った。 また、指定管理者の公募、選定審査、12月議会を経て、楠町商工会を指定管理者として決定し、協定の締結、事務引き継ぎを行った。 平成19年度から指定管理者による管理運営を開始する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	楠総合支所楠プラザ	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	38 (44)	
改革事項	楠プラザ運動施設の指定管理者化			
改革内容及び年次計画	体育館、テニスコート、ゲートボール場、多目的運動場等のより効率的な活用と市民サービスの向上のため、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査	指定管理者化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が主体となる生涯学習活動を支援する		
	業務2桁又は4桁手段	生涯スポーツの場の提供		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	市内の他の運動施設との調整(料金体系、予約システム等)。民間事業者による利用者のニーズに応じた柔軟な事業展開を図り、施設利用率を向上させるため、指定管理者制度の導入を図る。			
期待される改革の効果	民間事業者による利用者のニーズに応じた柔軟な事業展開を図ることにより、利用者へのサービス向上及び効率的な施設運営による経費削減が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	平成18年度においては、施設の改修工事を行うとともに、6月議会で指定管理者制度導入に伴う条例の一部改正を行った。 また、指定管理者の公募、選定審査、12月議会を経て、特定非営利活動法人楠スポーツクラブを指定管理者として決定し、協定の締結、事務引き継ぎを行った。 平成19年度から指定管理者による管理運営を開始する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	楠総合支所楠プラザ	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	39 (45)	
改革事項	楠歴史民俗資料館の指定管理者化			
改革内容及び年次計画	地域ボランティアである保存運営委員会との連携をとりながら、施設の管理運営について指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査
				指定管理者化
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が主体となる生涯学習活動を支援する		
	業務2桁又は4桁手段	歴史民俗資料館の充実		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	江戸時代庄屋邸であった建物を修復し、平成17年4月29日に開館した楠歴史民俗資料館について、地域ボランティアである保存運営委員会との連携のもとに、民間事業者による効率的な施設運営と、利用者のニーズに応じた事業展開を進めるために、指定管理者制度の導入を図る。			
期待される改革の効果	民間事業者による利用者のニーズに応じた新たな事業展開を図ることにより、利用者へのサービス向上及び効率的な施設運営による経費削減が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	平成20年4月1日からの指定管理者制度の導入を目標に、集中改革プランに位置付けを行ったが、楠歴史・文化のまちづくりモデル事業の拠点施設であることや、ボランティアである保存運営委員会の成熟度、近隣公共施設との連携のあり方などから再検討を行うことになった。平成18年度以降においては、平成17年度取組実績等にある指定管理者制度を導入するうえで再検討を要する問題点を整理し、平成21年度指定管理者化の方向で取り組む。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	保健福祉部保護課・保健福祉課			改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	40 (47)
改革事項	医療事務(レセプト点検)の外部委託検討				
改革内容及び年次計画	2課のレセプト点検業務の共同処理化(外部委託)による点検費用の削減を検討する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	委託業務範囲の抽出	委託効果の検討	委託方針の決定		
業務棚卸表	上位又は任務目的		適正な保護を実施できる(保護課) 日常生活を送る上で生活課題を抱えている人が必要な支援を受けられるようになる(保健福祉課)		
	業務2桁又は4桁手段		医療・介護扶助の適正実施と処遇の適正化(保護課) 各種医療費の給付・助成(保健福祉課)		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	保護課では、現在、臨時職員を雇用し業務を実施しているが、今後は同一業務を実施する保健福祉課と協議して業務を一括して委託することの可否を検討する。				
期待される改革の効果	点検業務にかかる経費の節減が期待できる。				
取組状況及び今後の方針	両課における医療事務(レセプト点検)の事務内容を分析し、委託する場合の業務の内容及び範囲の明確化と効果の検討を行ったが、老人保健制度については平成20年度に制度改正され、レセプトも後期高齢者医療広域連合で対応する予定。レセプト点検が保護課のみの業務となるため、現方式を継続する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	保健福祉部児童福祉課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	41 (48)	
改革事項	市立保育園の民営化(5園)				
改革内容及び 年次計画	民間活力を導入しながら市全体の保育や子育て支援の拡充を図るため、市立保育園の設置運営を社会福祉法人に移管する。民営化計画に基づき移管先法人を選定のうえ、対象5園についての民営化を進める。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	4月:引受先法人の公募 6月:民営化園、引受法人の決定、公表 7月~市立保育園運営移管に係る協議 平成19年度実施園(河原田・水沢・西浦保育園):運営移管に係る概ねの協議完了 平成19年実施園について、条例改正上程	○	○	移管引渡し(河原田・水沢・西浦保育園)保育引継業務移管協定書等締結	移管引渡し(高花平・三重保育園)
業務棚卸表	上位又は任務目的		社会ニーズに対応した行政運営を行う		
	業務2桁又は4桁手段		市民ニーズを踏まえた保育サービスの提供		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	移管先法人と移管引継ぎ及び職員採用計画、延長保育、一時保育等の利用料など個別事業、制服、スモック等の保護者負担、また、施設整備に関する詳細な協議を進める。引継ぎ期間を4ヶ月から1年に延長し、保護者の不安を解消するほか、保育所民営化を推進し、円滑に移管するための必要な経費を確保する。 子育てに関する今日的な課題として、保護者の就労機会の増加や就労形態の変化により、延長保育、休日保育、一時保育などの多様な保育メニューの展開や、育児に対する不安や負担感などに対応した子育て支援施策の充実が強く求められている。				
期待される 改革の効果	次世代育成戦略プランに基づき、延長保育、乳児保育、一時・特定保育実施園を拡充するほか、新たに休日保育の実施など、多様な保育メニューを展開する。 子育てに悩む未就園の子どもへの育児相談や交流の場として、基幹型の橋北子育て支援センターを核として、公私立保育園及び医療機関の子育て支援センター、公私立保育園の「あそぼう会」との連携を図る。また、子育て支援センターの増設に取り組む。				
取組状況 及び 今後の方針	平成17年4月に引受先法人の公募を開始し、約2ヵ月をかけて「四日市市立保育園移管先法人選定委員会」において応募提案を審査し、5法人を移管先法人として選定し、設置運営移管に関する詳細の協議を行った。 保育所民営化を推進するため、法人の保育士を、移管する公立園(移管園)に移管前年度から派遣し、1年間をかけて円滑に移管園の保育に関する引継ぎを行うこととし、移管先法人における保育士の確保に必要な経費について助成する。また、移管後3ヵ年に限り、移管先法人が行う施設の整備について、経費を一定の範囲(1園3,000万円限度)助成する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	保健福祉部保健センター	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	42 (50)	
改革事項	三重北勢健康増進センターの指定管理者化検討			
改革内容及び年次計画	一層のコスト削減と利用者拡大を図るため、指定管理者制度導入の可否について検討する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		指定管理者化の検討	指定管理者化の検討	指定管理者化の検討・決定
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民の健康づくりをサポートする		
	業務2桁又は4桁手段	健康づくりの啓発、教育の推進		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	医療法では、営利を目的とした者の医療行為を認めていないため、指定管理者には、健康増進事業(健康度測定、体力測定、運動実践指導)などを実施できる医療行為が可能な医療法人の選定を行う必要がある。			
期待される改革の効果	市民サービスの向上と運営にかかる経費削減が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	指定管理者制度導入に向けて問題点を整理し、指定管理者制度導入の可否について検討、決定する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部商業観光課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	43 (51)	
改革事項	勤労青少年ホームの指定管理者化			
改革内容及び年次計画	幅広く若い世代のための施設として変容しつつある勤労青少年ホームについて、今後のあり方の検討を進めるとともに、利用者のニーズに、より一層対応するため、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査	指定管理者化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	自主・自立性の高い青少年になる		
	業務2桁又は4桁手段	個人のニーズにあった事業展開の強化		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	利用者の年齢制限の緩和等による利用促進、空き時間を利用した他事業の実施による施設の有効活用(教育委員会の不登校児童・生徒のための適応指導教室、子どもの居場所事業)、正職員の削減など、これまでに勤労青少年の運営を見直し、効率的運営に努めてきた。しかし、勤労青少年ホームは設立時の働く青少年のための福祉施設というものから、幅広く若い世代のための施設へと変容してきている。そこで、利用者のニーズに、より一層対応するため、平成19年6月からの指定管理者制度導入を目指すとともに、今後の勤労青少年ホームのあり方について全庁的な検討を進める。			
期待される改革の効果	指定管理者制度の導入を図り、利用者のニーズに、より一層対応することが期待できる。施設活用について、新たな提案が期待できる。人件費の削減に努めることができる。			
取組状況及び今後の方針	勤労青少年ホームのあり方について検討を進めるとともに、指定管理者制度導入に向けて調整を進めた。平成18年6月市議会定例会に勤労青少年ホーム条例の一部改正・債務負担行為補正の議案を上程。以後、指定管理者の公募、選定審査、候補者選定の手続きを進めたが、候補者の該当はなかったため、募集要項の見直しをして再公募を行うこととした。今後、平成19年3月市議会定例会に指定の議案を上程し、平成19年6月より指定管理者による管理運営を開始するとともに、引き続き、勤労青少年ホームのあり方について検討を進める。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部商業観光課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	44 (52)	
改革事項	大四日市まつり開催業務等の外部委託			
改革内容 及び 年次計画	「大四日市まつり」及び「四日市花火大会」関連業務について、行政主導型から市民主導型イベントに移行させていくため、引き続き外部委託の拡大を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	大四日市まつり 広報業務・経理業務 等の外部委託化 四日市花火大会 販売業務・経理業務 等の外部委託化	大四日市まつり 運営業務の一部外部 委託化 四日市花火大会 運営業務・広報業務 等の一部外部委託化	大四日市まつり 運営業務の外部委託 化 四日市花火大会 運営業務の外部委託 化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	多くの人々が働ける雇用の場が増える		
	業務2桁又は4桁手段	大四日市まつり/市民主導型大四日市まつりの促進 四日市花火大会/市民参画による花火大会の開催		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説 明等	より多くの市民が参画できるように努めていくとともに、業務の外部委託を拡充し、職員の従事時間の削減を図るなど、効率的運営に努める。			
期待される 改革の効果	より市民ニーズに合ったイベントの実施が期待できる。 職員の従事時間の削減に努めることができる。			
取組状況 及び 今後の方針	大四日市まつりにおいては、運営業務の委託範囲を拡大するとともに、新たに協賛・広告業務を委託した。また、花火大会においても、委託業務の範囲を拡大し、運営業務を委託した。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	45 (57)	
改革事項	三泗鈴亀農業共済事務組合の民営化検討				
改革内容及び 年次計画	四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町をもって構成する一部事務組合について、関係市町と協議しながら、民営化を含めた事業のあり方、組合の役割について検討を行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	構成市町で構成する幹事会で「事業のあり方、事務組合のあり方」協議 民営化先進組合への視察による課題整理	「事業のあり方、事務組合のあり方」中間報告・最終報告 検討・決定	組合としての方針決定		
業務棚卸表	上位又は任務目的		農水産業を活性化する		
	業務2桁又は4桁手段				
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>農業災害補償制度である農業共済事業は、農作物等が自然災害等で被害を受けた場合に、農家の経営を安定させ、再生産力を維持するための国の政策補償制度であり、一度に広い範囲で損害が発生することがある。このため掛け金が高額になり加入者の確保が難しく、また、リスクが大きく民間事業者では負担しきれない事業である。</p> <p>農家の減少で事業規模が縮小傾向にあること、専門職員によるサービスの向上が求められていること、さらには市町村運営による農業共済事務への国の事務費負担金(補助金)が税源移譲の対象となり構成市町の負担が増えることなどを考えると三泗鈴亀地区における農業共済事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。農家が安心して農業経営に励めるためには、将来にわたり安定的、効果的な農業共済事業の検討が不可欠である。</p>				
期待される改革の効果	より一層の広域合併がなされ、硬直した行政による運営から、判断の柔軟性や迅速性、さらには共済の専門性が発揮できる民間の共済組合による運営への移行により、農業共済事業の運営が安定する。				
取組状況及び今後の方針	<p>民営化を行うには、組合員農家自らが民営化の意思決定を行う必要がある。そのため、民営化先進共済組合などの視察を行い、民営化の手順や県及び連合会の果たす役割などを調査し、幹事会で協議を重ねた。</p> <p>今後は、行政、農業団体、農業者等で構成する「事業運営見直しに関する懇話会」を設置し、組合員農家への啓発を行うとともに懇話会の意見を参考に民営化の方法を探る。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	46 (58)	
改革事項	北勢公設地方卸売市場管理運営の民営化			
改革内容及び年次計画	桑名市、四日市市、鈴鹿市で構成する一部事務組合で管理する市場について、関係市と協議しながら、平成22年度から管理・運営の民営化を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	検討組織の立上げ 民営化先進市場視察 「検討結果」の報告	検討・決定 指定管理者の指定・ 協定締結	指定管理者による管理の開始 民営化に向けた施設整備	指定管理者による管理 民営化に向けた施設整備
業務棚卸表	上位又は任務目的	農水産業を活性化する。		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	大型スーパー等の量販店や外食産業などは、生鮮食品の仕入れを生産者などから直接購入したり、インターネットの活用等により、卸売市場を経由しない取引が増加している。また、卸売市場における取引は「競売り」から「相対取引」へ移行しており、市場の機能が低下するとともに、その業務が形骸化され、市場の管理運営における行政の役割が減少している。また、平成22年4月から中央卸売市場の委託手数料の自由化が始まり、市場・卸間の競争が激化する中で、消費者の食品に関する安全性への関心が極めて高いことから、消費者のニーズに応えられる施設整備が求められている。 今後もより一層、市場利用者や消費者のニーズに応えるため、北勢地方公設卸売市場の管理運営を見直す時期に来ている。			
期待される改革の効果	硬直化した管理運営の公営形態から、流通環境の変動に即応でき、判断の柔軟性や迅速性、さらには市場運営の専門性が発揮できる市場運営会社による民営形態への移行により、北勢地域の台所を預かる卸売市場が活性化する。			
取組状況及び今後の方針	平成17年10月に検討組織を立上げ、平成18年3月には検討結果が報告され、民営化方針及びそのスケジュールが決定された。 平成19年4月から3年間は指定管理者制度を活用した運営委託を行い、その間に民営化のための施設整備をあわせて行い、平成22年4月から民営化する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課(農業センター)	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	47 (54)	
改革事項	茶業振興センターの指定管理者化			
改革内容及び年次計画	<p>出品茶への対応、茶工場の製茶業務を一括して行うことにより、より効率的に運営できることから、指定管理者制度の導入を図る。</p>			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査	指定管理者化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	農業を活性化する		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>茶業振興センターの業務は出品茶の製茶時に集中しているが、その他の時期は、貸館受付、茶成分等の分析、来場者の案内等不定期な業務であることから、人の配置等有効な人材活用と効率的な施設運営を目指し、指定管理者制度化を図る。</p>			
期待される改革の効果	<p>市民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土、日、祝日の開館による施設利便性の向上 ・専門的な知識を活かしたサービスの提供 ・お茶等の販売による利用の促進 ・ホームページでの施設やイベント案内による利便性の向上 <p>管理コストの縮減</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>指定管理者制度の導入に向けて、課題の検討及び製茶団体との調整を行った。平成18年6月市議会定例会に茶業振興センター条例の改正・債務負担行為補正の議案を上程。以後、指定管理者の公募、選定審査、候補者選定の手続きを進め、平成18年12月市議会定例会に指定の議案を上程。平成19年3月中旬に基本協定、年度協定を締結し、平成19年4月より指定管理者による管理運営を開始する。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課(農業センター)	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	48 (55)	
改革事項	ふれあい牧場の指定管理者化			
改革内容及び 年次計画	乳牛育成部門と公園的な機能を持つふれあい部門の施設を一体として総合的に管理することにより、より効率的に運営できることから、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定・審査	指定管理者化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	農業を活性化する		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>乳牛育成部門は四日市酪農協に行政財産使用許可を与え、乳牛育成事業を行っている。また、公園的な機能を持つふれあい部門の管理は、市が四日市酪農協へ委託を行っている。</p> <p>指定管理者制度の導入によって、ふれあい牧場の施設を総合的に管理することにより、業務運営を円滑に図ることができ、市民サービスの向上と経費節減につながる。</p>			
期待される改革の効果	<p>市民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用時間の延長等による利便性の向上 ・専門的な知識を活かしたサービスの提供 <p>管理コストの縮減</p>			
取組状況及び 今後の方針	<p>育成部門とふれあい部門の業務の一体化等、指定管理者制度の導入に向けて課題の検討を行った。</p> <p>平成18年6月市議会定例会にふれあい牧場条例の改正・債務負担行為補正の議案を上程。以後、指定管理者の公募、選定審査、候補者選定の手続を進め、平成18年12月市議会定例会に指定の議案を上程。平成19年3月中旬に基本協定、年度協定を締結し、平成19年4月より指定管理者による管理運営を開始する。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	商工農水部農水振興課(農業センター)	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	49 (56)	
改革事項	農業センターの見直し(樹木園のあり方)の検討			
改革内容及び年次計画	農業をとりまく情勢に対応するため、農業センターの樹木園について、その機能の存続、他用途への活用等について検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	農業センターのあり方・方向性の検討	農業センター業務の見直し 樹木園の機能存続、他用途への活用等についての検討	樹木園の利活用についての基本方針の検討・決定	
業務棚卸表	上位又は任務目的	農業を活性化する		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	時代に即応した農業センターのあり方が求められ、平成16年度に大幅な機構、業務の見直しを行い、農業の担い手の育成や支援など、新たな農業振興を目的に業務を実施しており、その拠点施設として農業センターを位置付けている。樹木園については、見本・展示園として直接市が実施している業務について、その機能の存続、他用途への活用等検討を実施する。			
期待される改革の効果	樹木園の機能存続については、管理業務の委託化、他用途への活用等について検討することにより、時代に即応した施設として活用が図られる。			
取組状況及び今後の方針	農業センター施設(樹木園等)のあり方について内部での検討と、地域での活用の観点から、地元のあがたまちづくり委員会での協議を含めた検討を行った。 農業センターの業務を見直し、樹木園等について、その機能の存続、他用途への利活用等について検討する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部環境保全課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	50 (59)	
改革事項	環境学習センターの指定管理者化			
改革内容及び年次計画	市民の多様なニーズに、より効果的、効率的に対応するため、環境学習センターの管理運営に民間のノウハウを活用できるよう、受託できる団体の状況を見据えながら、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		指定管理者制度の導入の検討	指定管理者制度の導入の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募・ 指定管理者の選定・ 審査
業務棚卸表	上位又は任務目的	四日市の生活環境がよくなる		
	業務2桁又は4桁手段	環境保全意識の高揚		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	市民が人と環境のかかわりについて理解と認識を深め、環境保全活動につなげていく総合的な学習の拠点施設として、より効率的な施設運営を行うため、受託できる団体の状況を見据えながら、指定管理者制度の導入を図る。			
期待される改革の効果	自主事業を通じた多種多様で、専門的なサービスの提供等。			
取組状況及び今後の方針	環境学習センターの役割を再認識するとともに、指定管理者制度導入に向け、他市の状況等を調査する。また、市内や近隣の環境団体など受託可能団体の調査を進めつつ、制度導入への理解を求める。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部環境保全課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	51 (60)	
改革事項	新エネルギー等普及支援にかかる補助金交付業務の外部委託			
改革内容及び年次計画	新エネルギー等普及支援にかかる補助金交付業務を、外部委託化する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	市H18補助制度確定	県のH18補助制度内容協議 H19～の市補助制度検討 業務手順書作成	委託契約	
業務棚卸表	上位又は任務目的	四日市の生活環境がよくなる		
	業務2桁又は4桁手段	新エネルギー発電設備の設置補助		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	現在の補助制度は、県の新エネルギー等(新エネルギー、省エネルギー設備)普及支援にかかる補助制度を基に、太陽光発電については市補助金の上乗せを行っている。この補助金交付業務の効率的運用のために、外部委託を行うものである。			
期待される改革の効果	新エネルギー及び省エネルギー普及支援にかかる補助金交付業務の効率化 補助申請者の利便性向上(募集を年1回から複数回に) 外部委託による事務負担軽減により環境保全業務内容充実			
取組状況及び今後の方針	平成18年度は、家庭用新エネルギー設備等設置補助制度の外部委託用処理フローを確定するとともに、平成19年度から導入する中小企業向け新エネルギー設備設置補助制度の要綱を整備する。平成19年度は、中小企業向け新エネルギー設備設置補助制度の外部委託用処理フローを確定し、5月を目途に両制度の募集を開始し、同時に受付業務を外部委託に切り替える。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部環境保全課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	52 (61)	
改革事項	公害健康被害補償医療事務の外部委託検討			
改革内容及び年次計画	レセプト点検業務は、業務量が少量であることから、他課のレセプト関係業務との共同処理等含め外部委託の検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	委託業務範囲の検討及び課題整理	委託効果の検討	委託方針の検討・決定	
業務棚卸表	上位又は任務目的	公害健康被害者が自立・安心して生活できるようにする。		
	業務2桁又は4桁手段	公害健康被害認定患者に対する補償の給付		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	レセプト点検業務は、現在の直営から委託等が可能と思われるが、処理件数が少ないことから単独での委託が困難であり、同種の業務を担当している他課との共同処理が考えられる。ただ、当課のレセプト点検業務は、1次2次とも直営で実施しており、他課との業務内容が若干相違している点があり、調整が必要と思われる。			
期待される改革の効果	他課との共同処理により業務量が減少すれば他の業務への割り振りが可能となり、事務負担軽減が図られる。			
取組状況及び今後の方針	委託業務の範囲を検討するとともに、レセプト点検業務が保健福祉課・保護課との共同処理が可能かどうか検討し、平成19年度において方針を決定する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局管理部営業課	改革番号	53 (62)		
改革事項	合併浄化槽補助金交付事務の外部委託検討				
改革内容及び年次計画	生活排水対策業務部門の統合を進める中で、合併処理浄化槽設置補助金の交付業務について外部委託の検討を行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	公共下水道、農集等との事務事業統合の検討	統合の検討及び部局の決定と準備(部局の決定<改革番号94>、要綱改正等)	新組織の中で外部委託の検討を行っていく。		
業務棚卸表	上位又は任務目的		生活排水による水質汚濁の防止		
	業務2桁又は4桁手段		合併浄化槽の設置補助		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	合併処理浄化槽設置補助金の交付事務は、補助区域の判断等が伴う課題もあり、これらを含めて業務委託の検討を行う。				
期待される改革の効果	補助金交付区域の判断等課題の解決ができれば、外部委託により事務負担の軽減が図れる。				
取組状況及び今後の方針	生活排水施設整備計画の検討が先行し、進捗がやや遅れた。 生活排水対策のなかで公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラントとを含め事務事業の統合の検討、決定、準備をすすめていくなかで効率的な外部委託のあり方を検討していく。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部生活環境課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	54 (63)	
改革事項	資源集団回収奨励補助金交付業務等の外部委託			
改革内容及び年次計画	資源集団回収奨励補助金の交付業務等について、費用対効果等を検討し、外部委託を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	委託化の検討	業務手順書の作成委託先及び経費等の検討	委託化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	廃棄物による環境への影響を軽減する。		
	業務2桁又は4桁手段	資源集団回収の奨励		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	資源集団回収奨励補助金の交付業務については、現在、主に職員により対応しているが、業務内容については補助制度に基づく単純な事務作業であることから、経費、委託先について十分検討を行いながら、委託化を図る。これに併せて、生ごみ処理機の購入費補助金、市外斎場使用料補助金、公衆浴場助成費補助金、犬猫避妊等手術費補助金、新エネルギー等補助金交付業務(環境保全課)を委託し職員を削減する。			
期待される改革の効果	事務の負担軽減が図られる。			
取組状況及び今後の方針	委託化への問題点を整理し、取り組むべき課題を抽出した。 資源集団回収奨励補助金、生ごみ処理機購入費補助金、市外斎場使用料補助金、公衆浴場助成費補助金、犬猫避妊等手術費補助金、新エネルギー等補助金交付業務(環境保全課)を委託化し、臨時職員を削減する。 補助金事務の委託化に伴う要綱等の改正も取り組む。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部生活環境課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	55 (64)	
改革事項	ごみ収集業務(一部ルート)の段階的外部委託			
改革内容及び年次計画	旧四日市市地域において、現在直営で実施しているごみ収集業務の一部ルートについて、外部委託を段階的に行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		一部のルート、委託業者及び契約方法等についての検討	一部のルート、委託業者及び契約方法等についての検討	一部委託化
業務棚卸表	上位又は任務目的	廃棄物による環境への影響を軽減する		
	業務2桁又は4桁手段	収集業務の委託化の検討		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	現在、正職員73人再任用職員・臨時職員30人でごみ収集体制を維持しているが、今後、正職員の退職者数に合わせて、段階的に一部ルートの委託化を図る。			
期待される改革の効果	職員数の削減により、人件費の削減ができる。 外部委託により車両等の維持管理経費の削減が図られる。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度においては、正職員の退職予定者数を基に委託化の可能性を数値化した。平成19年度からの委託を検討していたが、直営収集が可能となったことから、平成18年度に引き続き平成19年度においても、委託する一部ルートの検討、委託業者の選定、契約方法等を検討し、平成20年度からの実施に向けて取り組む。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部道路整備課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	56 (66)	
改革事項	道路パトロール業務の一部外部委託				
改革内容及び年次計画	市道施設の安全・点検パトロール、緊急用資材の備蓄・管理、事故災害等の緊急作業等について、一部外部委託する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	調査研究グループの体制づくりと委託内容の基本的な考え方の取りまとめ	臨時職員のパトロール業務の委託を検討	臨時職員のパトロール業務の委託を実施	パトロール業務の班長の再任用化を実施	
業務棚卸表	上位又は任務目的		快適な暮らしと産業活動を支える良好な交通ネットワークを構築する		
	業務2桁又は4桁手段		道路の維持		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	道路パトロール業務の内容は、市道施設の点検パトロール 道路穴等の応急補修業務 緊急用資材機材の備蓄と管理 事故、災害時の緊急作業等となっている。作業手順としては、のパトロールにて発見した道路穴等をその場で 応急補修する一連の作業で、この業務が道路パトロール業務全体の8割を占めている。 委託業務の問題としては、道路の穴埋め補修は、委託作業員で出来るが、通行規制や竹木等の排除は道路監理員もしくは、それに準ずる者しか出来ない。従って全面委託は不可能である。どうしても班長となる人材は市で確保しなければならない				
期待される改革の効果	新たな新設道路の供用開始、法定外道路管理の県から市への権限委譲等により、管理延長が激増している。パトロール業務を一部外部委託することにより現在の1班体制に替り、3班体制として業務の充実を図ることで、道路瑕疵による事故の減少ができる。				
取組状況及び今後の方針	平成17年度は、調査、研究によって問題点のあぶり出しを行った。 平成18年度は、外部へのパトロール委託が可能であるか検討した。		道路パトロール職員一覧 計 平成17年度(正職員2人・再任2人・臨時0人) 4人 平成18年度(" 1人・ " 3人・ " 0人) 4人 平成19年度(" 1人・ " 1人・ " 0人) 2人 (委託作業員2人)		
	平成19年度以降は、計画どおり進め 平成20年度には、再任用職員4人の3班体制となる。		平成20年度(" 0人・ " 4人・ " 0人) 4人 (委託作業員6人) 再任用困難な場合は、嘱託職員の確保...道路監理員		

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部市街地整備・公園課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	57 (67)	
改革事項	道路後退用地業務(立会業務)の外部委託			
改革内容及び年次計画	道路後退用地業務のうち中心立会業務の一部について、用地課の実施する境界立会業務と連携を図りながら、外部委託を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	外部委託化の検討	道路後退用地業務のマニュアル作成 一部外部委託化の検討	一部外部委託試行化	一部外部委託の拡充 一部外部委託試行の検証
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が快適に暮らせるまちになる		
	業務2桁又は4桁手段	地域の特性を捉えた整備手法の選択 道路後退用地事業		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	道路後退用地業務を大別すると 中心立会 助成金・報償金交付業務 後退用地整備工事 登記手続 の4つに区分できる。 道路中心は、用地課が行う官民境界査定で決めた官民境界を基準に中心に決める事例が多いため、中心立会は官民境界査定と同時に行っている。よって、中心立会業務の一部を用地課を通じて官民境界査定業務の外部委託先に一部外部委託を行う。			
期待される改革の効果	用地課の官民境界査定業務を外部委託することで、申請から境界査定の立会までの期間を短縮できれば、道路後退用地業務の中心立会までの日数も連動して短縮できる。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度においては、用地課が実施する境界査定業務の外部委託検討先に、道路中心立会業務も併せて委託できるかの投げかけをし、検討を行った。 平成18年度においては、道路中心立会業務の作業手順の洗出し・マニュアル作成をし、外部委託先に具体的な委託業務の説明をすることで、委託価格の協議を開始する。平成19年度以降の一部外部委託契約締結の方向で取り組む。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部市街地整備・公園課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	58 (68)	
改革事項	公園緑地、街路樹管理業務の外部委託拡大			
改革内容及び 年次計画	公園管理事務所で実施している公園、街路樹管理業務について、外部委託を拡大する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	委託化の検討	外部委託化への準備	公園・街路樹の緊急 対応分の一部外部 委託化	遊具等の施設リ ニューアルや修理業 務の外部委託化
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が快適に暮らせるまちになる		
	業務2桁又は4桁手段	公園・緑地・街路樹の適正な維持		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説明等	公園緑地や街路樹の管理については、多種多様な遊具施設や年々成長する樹木などを健全に維持し、保全するための専門性や豊富な経験を基に迅速な対応が必要である。そのため、市職員の監督によりシルバー人材センターへ業務委託してきた。しかし、市が直接施行することが困難になってきており、公園遊具のリニューアルなど専門性の高い分野において、外部委託を行う。また、公園のリニューアルや街路樹の樹種転換を行って、日常維持管理が容易になるように改善をおこない、公園愛護会等のボランティア団体による維持管理の拡大を図っていく。			
期待される 改革の効果	外部委託化することにより、専門性の視点から迅速かつ的確な判断や対応がおこなわれ、施設の不良に起因する管理瑕疵の発生が防がれるとともに、市民サービスの低下を招かず、人件費の削減が図られる。また、公園愛護会等に公園・街路樹の維持管理に参加していただくことにより、市民の緑化への意識を向上させることができ、2次的に経費の削減にもつながる。			
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度より正職員を再任用職員にすることで、経費削減を実施した。また、当初平成20年度に再任用職員の1名減を予定していたが、平成19年度に前倒し実施する。平成20年度も再任用職員を1名減じ、正職員1名の体制とする。平成18年度の苦情件数は昨年度より増加の見込みだが、重大な事故等に関わるものでなく軽微なものがほとんどである。今後の方針として、苦情に対する対応を早くするとともに、公園愛護等のボランティア活動に住民への積極的な参加促進を図っていく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部用地課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	59 (70)	
改革事項	境界立会業務の一部外部委託			
改革内容 及び 年次計画	境界立会業務については、事前に十分な資料調査及び現地調査を行う必要がある。また、地権者の理解を得るためには、測量、登記等の専門的知識が必要であることから、専門知識を有する民間業者への一部外部委託を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	他都市の調査研究 外部委託基本ガイドラインの作成	一部委託化試行	一部委託化試行拡充 一部委託化の検証	一部委託化試行拡充 一部委託化の検証 境界確認事務取扱要領の作成
業務棚卸表	上位目的又は任務目的	都市施設等の用地を効率的に取得する		
	業務2桁又は4桁手段	官民境界査定		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	土地に関する特殊知識が必要な業務であることから、担当職員の時間外勤務が非常に多く、人件費を縮減する必要がある。また、一方では業務にかかる専門知識を一定のレベルで維持する必要があることから、専門知識を有する民間業者への外部委託化を行う。ただし、委託する範囲については、処分行為とみなされる事例もあることから、全部委託ではなく、一部委託とする。			
期待される改革の効果	申請してから立会い実施日までの待ち日数が短くなる。 職員は土地に関する特殊知識を習得するための時間を要しなくなることから、職員の異動に伴う質の低下がなくなる。 測量技術、登記知識を有する者が立ち会うことにより、境界の誤認がなくなる。 事務負担の軽減が図られる。			
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度に先進都市へ事例照会を行い、外部委託の基本方針を作成した。 平成18年度には、先進都市事例の調査研究及び境界立会業務のうち、記録作成について一部委託化の試行を行った。 先進都市事例の調査研究し、委託範囲を検討する。 委託事務処理手引きを作成する。 パイロット事業を実施し、コスト試算を行う。 境界確認事務取扱要領を作成する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部営繕工務課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	60 (71)	
改革事項	営繕業務(設計・監理)の外部委託拡大			
改革内容及び年次計画	ストックマネジメントや定期点検制度等行政が取り組むべき諸課題に対応するため、設計積算業務、工事監理業務については、外部委託を拡大する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	外部委託拡大の基本方針等の検討	施設を管理している部署と外部委託拡大に向けて協議 外部委託拡大のための予算対応	外部委託拡大	
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民に安全で使いよい公共建築等を提供する		
	業務2桁又は4桁手段	利用者の視点に立った設計・工事の監督 コスト管理に基づく設計・工事の監督		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	営繕業務のうち外部委託が可能な部分については、できる限り外部委託を行い、課題となっているストックマネジメントの導入やその他の課題に迅速に対応できる組織体制とする必要がある。			
期待される改革の効果	設計・監理業務に費やす時間を公共建築物のストックマネジメント対策へ振り向け、計画的・一元的に執行することにより、施設保全に要する経費の軽減と平準化が見込まれる。			
取組状況及び今後の方針	外部委託拡大の基本方針等の検討を行い、工事規模により外部委託(設計・監理)の予算計上を各課へ依頼した。 今後も、各課へ工事規模により外部委託(設計・監理)の予算計上を依頼し、外部委託の拡大を推進する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部市営住宅課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	61 (72)	
改革事項	市営住宅の指定管理者化検討			
改革内容及び年次計画	<p>入居者の募集、収入審査、家賃徴収等市営住宅の管理業務については、先進地の事例等を研究し、指定管理者制度の導入の可否を検討し、メリットがあれば導入を目指す。</p>			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	業務の具体的範囲・市営住宅団地の適正管理規模・受託可能事業者等の検討 指定管理者制度以外の管理代行や外部委託等の検討 委託に向けた各種データの整理		指定管理者制度化の検討・決定
業務棚卸表	上位又は任務目的		社会ニーズに対応した市営住宅を整備する	
	業務2桁又は4桁手段		市営住宅の適正な入居管理	
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	導入効果とコストの点で先進地事例を調査研究する必要がある、指定管理者化等についてのメリットデメリットの整理を行う。指定管理者制度の導入については、業務の具体的範囲や管理委託する団地の適正管理規模及び受託可能事業者等、公営住宅法の趣旨を踏まえ、検討を行うとともに、併せて外部委託についても検討を行う。			
期待される改革の効果	市営住宅の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度は指定管理者制度を導入している佐賀市と導入を予定している佐賀県の実例を研究するため、視察を行った。 平成18年度も引き続き先進事例を調査し、平成19・20年度の2年間で指定管理者化の検討を行い、メリットがあれば平成21年度に事業者の公募、決定まで進めたい。指定管理者制度を導入しない場合でも、外部委託を検討していく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会スポーツ課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	62 (73)	
改革事項	四日市ドームの指定管理者化			
改革内容及び年次計画	四日市ドームについては、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、指定管理者制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者制度導入案の検討	指定管理者制度導入に伴う条例改正 指定管理者の公募 指定管理者の選定審査	指定管理者化	
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が体力や年齢、目的に応じてスポーツに親しむことができるようにする		
	業務2桁又は4桁手段	市営運動施設の管理見直し		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	市営運動施設のうち、四日市ドームと温水プールを除く26の施設については、平成18年4月1日から、これまでの管理委託から指定管理者による管理に移行させた。直営管理を行っている四日市ドームについては、平成19年4月から指定管理者による管理に移行させ、専門性を活かしたサービスの向上、管理コストの縮減を図る。			
期待される改革の効果	市民サービスの向上 一括管理(施設・設備・清掃管理等)によるサービス水準向上 専門性を活かしたサービスの提供 需要に応じた適切、柔軟な事業展開 管理コストの縮減			
取組状況及び今後の方針	指定管理者制度導入案を検討し、ドーム条例改正等の原案を作成した。平成18年6月市議会定例会にドーム条例の改正・債務負担行為補正の議案を上程。以後、指定管理者の公募、選定審査、候補者選定の手続きを進め、平成18年12月市議会定例会に指定の議案を上程。平成19年2月中旬に基本協定、年度協定を締結し、平成19年4月より指定管理者による管理運営を開始する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会図書館	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	63 (74)		
改革事項	図書館の指定管理者化検討				
改革内容及び 年次計画	図書館の管理運営について、引き続き窓口職員の体制の見直しを行うとともに、図書館における指定管理者化について、先進地の事例等を参考にしながら、検討を行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	指定管理者化の可否の検討(他館の導入状況の調査)	指定管理者化の可否の検討(先進地の事例調査及び資料収集、図書館業務の分析・見直し)	指定管理者化の可否の決定(図書館業務の分析・見直し)		
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の多様な学習要望に十分応じられる図書館になる		
	業務2桁又は4桁手段				
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	社会教育施設として、図書館の使命を踏まえた上で、指定管理者化を行っている事例、行っていない事例を調査し、各々のメリット・デメリットの検討を行う。その管理運営については、個人情報管理の徹底をはじめ、通常業務における利用者と図書館、利用者同士のトラブル、災害発生時の利用者の避難誘導、図書の不正持ち出し対策、図書館業務の根幹の一つであるレファレンスサービス(調査・相談業務)の充実など、行政と民間との適切な役割分担が可能かどうか、例えば、予算・決算、図書の選書・除籍などの管理部門は直営とし、その他のサービス部門のみに限定する方法など、さまざまな方策について検討する。				
期待される改革の効果	開館時間の延長、開館日の増加による図書資料の貸出サービスの向上、人件費の削減を図れる可能性がある。				
取組状況及び今後の方針	全国的に図書館では指定管理者の導入事例が少ないが、他館の導入する事例、導入しない事例の情報収集を行った。今後、図書館の使命を踏まえた上で、先進地の事例の分析を行い、制度導入のメリット・デメリット、導入しないメリット・デメリットを検討するとともに「利用者サービスの向上」「現図書館の現状」等を十分分析・見直して、平成19年度中にその可否を決定する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会博物館	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	64 (75)	
改革事項	博物館の指定管理者化検討			
改革内容及び年次計画	博物館の管理運営について、引き続き運営費の見直しを行うとともに、博物館における指定管理者化について、先進地の事例等を参考にしながら、検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	指定管理者化の可否の検討 (他館の導入状況等調査)	指定管理者化の可否の検討 (制度導入のメリット・デメリットの検討、先進地の事例等調査)	指定管理者化の可否の決定 (委託先の状況調査、導入時の選定基準等検討)	
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の創造性を高め、郷土を大切に作る心や科学する心を育み、よりよいまちづくりや未来を考える場を提供する	
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	博物館は、社会教育施設として位置付けられ、文化施策を中心に活動を行っているが、学校教育に対する支援も主要な活動となっている。また、展覧会という手法をとれる特徴を生かし、文化関係に限らず、市の施策を市民に働きかける場としての活用も今後の博物館のあり方として考えられる。資料や情報の収集保存においても公立館ならではの能力がある。これらの特徴を損なうことなく市民サービスの向上と運営費の節減の両立を図ることが、指定管理者制度の導入で実現できるかどうかを検討する。			
期待される改革の効果	人件費の削減が期待できる。また、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応できる可能性がある。ただし、教育的要素や学校に対する活動が損なわれないようにする必要がある。施設の維持管理については、個々に委託していたことを一括して委託することができるので、経費削減を図れる可能性がある。			
取組状況及び今後の方針	指定管理者化の是非を検討する上で明確にしておくべき博物館の使命について検討を行うとともに、他館の導入状況等の情報収集を行った。他館の状況を参考にしつつ、当館における制度導入のメリット・デメリットを検討し、平成19年度中にその可否を決定する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会社会教育課(少年自然の家)	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	65 (76)	
改革事項	少年自然の家・水沢市民広場の指定管理者化検討			
改革内容及び年次計画	学校教育との連携を図り、施設の管理運営面について、先進地の事例等を参考にしながら、指定管理者制度の導入の可否の検討を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	管理面・運営面における内容・効果等を検証 先進地調査	指定管理者化の可否の検討	平成18年度実績を加えてさらに検討し、管理面及び運営面における指定管理者化の可否を決定	
業務棚卸表	上位又は任務目的	青少年に野外活動を中心とした活動プログラムの提供や指導及び活動の場を提供する		
	業務2桁又は4桁手段	主催事業の充実・受入れ事業の充実・環境整備事業の推進・活動支援の充実・施設利用の広報活動を行う		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	当施設の事業は体験活動を中心に実施され、受け入れ事業では学校教育や社会教育団体等との連携が重要であり、主催事業では参加者への教育的配慮が必要である。これらが十分に機能することで、社会教育施設としての役割が達せられるものであり、内容・指導の向上と運営管理費軽減の両立が指定管理者制度の導入で可能かどうかを検討する。 また、水沢市民広場の管理も少年自然の家指定管理者化の中に含んで検討する。			
期待される改革の効果	主催事業や受け入れ事業の体験活動指導において、より専門性の高い指導を受けることができるのならば、参加者の体験や学習がより深まる。 人件費の軽減及び管理委託業務の一括委託による委託費の軽減。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度から指定管理者制度を導入した施設及び導入を検討している施設と情報交換を行うなどして、資料の収集を行った。 さらに指定管理者制度を導入する施設を探り、直接訪問したりしながら指定管理者制度がどこまで可能なのか等、検討を進める。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	66 (78)		
改革事項	適正な定員管理の推進				
改革内容及び 年次計画	<p>人件費総額については、更なる抑制を図っていく必要があり、職員数を平成19～21年度の3年間で中核市移行事務を除き6%以上(集中改革プランは平成17～21年度の5年間で中核市移行事務を除き10%以上)、各年度2%以上の削減を図る。</p>				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	業務の効率化、外部委託化等により、 各年度2%以上の職員数の削減		業務の効率化、外部委託化等により、 各年度2%以上の職員数の削減		
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮			
	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用、適正な人員配置			
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>行政の効率化、財政の健全化等のため、人件費総額を抑制し職員の削減を進めることは、本市の重要課題となっている。また、国の地方行革においても地方公務員の削減は重点課題とされており、行革プランの基本目標(集中改革プランと共通)としているものである。その目標を達成するためには、業務の効率化・合理化とともに、外部委託等の推進や指定管理者制度の導入などに取り組んでいく。また、中核市移行への対応、市民の安全確保や危機管理等、重要な政策課題や市民ニーズに応ずる必要なサービスについては、行政で直接実施する必要があるものとして職員の確保に配慮していく。</p>				
期待される 改革の効果	<p>人件費総額の削減。 限られた人的資源の効率的な配置と人材の有効活用。</p>				
取組状況 及び 今後の方針	<p>中核市等移行事務に係る増員分を除き、99人(3.4%)の削減を行った。 定数 対前年度比 20人減(平成17年 2,999人 平成18年 2,979人) 配置 対前年度比 77人減(平成17年 2,910人 平成18年 2,833人) *中核市要因で22人増 毎年2%以上の職員数の削減を図る。(ただし、中核市・保健所政令市にかかる業務増に伴う人員配置は除く。)</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	67 (79)	
改革事項	適正な職員配置			
改革内容及び 年次計画	多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、職員は、市民の視点に立った効率的な市役所を支える専門集団となるとともに、優れた人材確保と養成に努め、職員の能力や適性を重視した人事管理制度の再構築に取り組む。 団塊の世代退職後の技術・ノウハウ等の移行対応 職員年齢・勤続構成を考慮した採用枠 人事交流の見直し 任期付短時間職員の活用等任用・勤務体制の多様化の検討 職員のモチベーション維持向上・職の庁内公募制の検討 女性職員の登用 職員の心身健康対策 - 職場復帰プログラムの充実			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	職員年齢・勤続構成を考慮した採用枠採用年齢要件を34歳27～34歳 職の庁内公募制の実施(H18中核市関連業務に適用) 女性職員の登用 職員の心身健康対策 こころの相談、トレーナー制度の充実	～ について具体的取組の改善、実施	～ について具体的取組の改善、実施	
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用、適正な人員配置		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	については、団塊世代の退職に伴い熟練した技術やノウハウ等の蓄積が失われるおそれがあり、若い世代への継承等に配慮した職員配置を行う。 については、団塊世代の退職に伴い職員の年齢・勤続構成が大きく変動することから、組織構成や役職階層への影響を見通し、人材の確保・育成を図る。 については、行政の高度化、多様化、専門化等に対応するため、国や県等他団体への派遣や異職種間の交流等を推進する。 については、フルタイムを原則とした勤務形態では、サービスの多様化や業務の効率的運営に対して柔軟性をもって対応できない。任用・勤務形態の多様化等は、ワークシェアリング、柔軟な配置、窓口延長等への対処に有効である。 については、能力と実績に基づく人事管理を基本に、組織使命の明確化等経営型の組織運営、官民の役割分担等に伴う職員の役割の見直し、専門性を基礎とした企画立案重視・事後チェック型への転換等を進め、組織の活力と職員のモチベーションの維持向上を図る。 については、男女共同参画推進を基本に、女性の登用を図る。 については、公務に伴うストレス等により職員の心身健康に影響を与えているため、対応プログラムを整備を図り、職員の心身健康を守る。			
期待される改革の効果	職員の能力と適性に応じた適材適所の配置(仕事と人のマッチング)。 職員個人のキャリア(個人が組織で長期に経験する仕事群)開発。 業務運営の効率化、組織特長的熟練の安定的な育成と確保。 働きやすく仕事の不安や不満の少ない職場の実現。 公平、公正な処遇、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現。			
取組状況及び今後の方針	団塊の世代による課長・課長補佐の組み合わせの削減に努めた。 職員年齢・勤続構成を考慮し、平成17年度は採用年齢要件が34歳以下であったものを、平成18年度は看護職等一部を除き、29歳に統一を図った。 市政に効果の高い部署への研修派遣の見直しと、中核市移行に向けた研修派遣の検討を行った。 職員の能力発揮と意欲ある職員の発掘・登用のため、中核市関連業務について「職の庁内公募」を実施した。 女性職員の登用に努めた。 職員の心身健康対策のため、こころの相談の実施や、産業医による面接指導を始めた。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	68 (81)	
改革事項	人事考課の見直し			
改革内容及び年次計画	能力と実績による人事管理を基本として、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事考課の見直しを図る。 勤労手当への実績反映と併せ、係長及び課長補佐級に目標管理に基づく成績評価の適用拡大 職種や職階に応じた人事考課制度の整備推進のため、行動基準・行動観察尺度等評価手法の導入研究			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		人事考課制度の見直し検討、行動基準・行動観察尺度等評価手法の研究	人事考課制度の改善(一般職員の成績主義適用)	人事考課制度の改善、人事考課制度の再構築検討(係長及び課長補佐級への目標管理拡大)
業務棚卸表	上位又は任務目的		職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮	
	業務2桁又は4桁手段		効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>現行の人事考課制度は、能力、実績、意欲や勤務姿勢等に関する評価を行うとともに、管理職については目標管理による成績評価を実施している。これからの人事考課は、能力と実績を基本に、組織目標と職員の行動をリンクさせ人材の成長を促し、組織への貢献だけでなく成果の理由を考え、職員の納得度を高めることが必要である。国は、公務員制度改革や人事院勧告などで、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、行動類型基準等評価制度の整備を進める方針を示しており、本市としても、このような国の方針を踏まえ、能力と実績に基づく人事管理を基本に人事考課の見直しを図る。</p>			
期待される改革の効果	<p>能力と実績に応じた適切な処遇の実現。 組織目標と職務行動や成果をリンクさせ組織力を高められること。 期待される貢献レベルと現状との乖離を明確にして人材の育成を図ること。 仕事と人の適切なマッチングを行うこと。 優れた人材(幹部候補者等)の選抜。 管理者のマネジメント能力や機能の育成や評価を行えること。 評価に対する信憑性や納得性を高めること。</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>副参事を含む管理職へも、勤労手当への目標管理による成績評価の実績反映を拡大した。人事院勧告に基づき、定期昇給を廃止し勤務成績による昇給を行うための条例・規則の改正を行った。 外部委員による人事・給与制度の研究会を行った。 管理職について査定昇給制度を導入した。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課・職員研修所	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	69 (82)	
改革事項	職員研修業務の見直し及び人事考課との連携強化			
改革内容及び年次計画	新四日市市人材育成基本方針(平成16年2月改訂)に基づく人材育成、経営感覚や政策形成能力等の養成により職員の意識改革を進める。また、市民とのパートナーシップ、説明責任能力、接遇、人権意識・倫理観等についてより実効性のある研修を実施し、職員の資質向上、協働意識の醸成を図る。さらに、職員の意欲、能力、実績を重視した人事管理を推進するため、研修による効果測定と人事考課との連携を強化する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	人事考課との連携強化の検討	人事考課との連携強化の制度設計及び実施	人事考課との連携強化の検討	
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	分権化時代に対応した専門能力、政策形成能力、経営感覚、情報管理能力、市民とのコミュニケーション能力など職員の能力開発及び意識改革を図ることが必要となっている。また、能力と意欲を兼ね備えた人材の登用を進め、年功にとらわれない能力と実績に基づく昇任制度や給与の改善を図っていくことが重要であるため、研修による効果測定を今以上に人事考課に反映する仕組みづくりを進める。			
期待される改革の効果	職員個人の能力を高め、将来の組織に貢献できる可能性を高めること。 組織力の向上。 組織のリーダーの育成や選抜。			
取組状況及び今後の方針	新たに、研修による効果測定を係長級への昇格にも反映させるよう、職員研修所と連携を図り、円滑な制度導入に取り組む。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	70 (83)		
改革事項	時間外勤務の縮減				
改革内容及び年次計画	<p>人件費総額の抑制、職員の健康管理の両面から時間外勤務の管理を徹底する。また、ノー残業デー及び週休日の勤務の振替による休日の確保を図る。時間外勤務の月平均30時間を超える所属を減少させるとともに、総時間数について3年間で9%以上(集中改革プランは平成17～21年度の5年間で15%以上)の削減を目指す。</p>				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	時間外勤務適正化計画の作成及び管理の実施 産業医による長時間時間外勤務者の相談委託		時間外勤務適正化計画の作成及び管理の実施 産業医による長時間時間外勤務者の相談委託		
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮			
	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	時間外勤務は、職員の健康への影響、業務能率の低下、人件費等経費の増加等を伴うことから、業務上真に必要な場合に限るようにする必要がある。勤務時間管理の徹底、業務改善による業務の効率化・委託化、業務量に応じた人員配置の流動化など取り組みを進め、計画的に長時間及び恒常的時間外勤務の解消を図る必要がある。				
期待される改革の効果	職員の健康の維持・向上、作業能率の確保、経費の削減等。				
取組状況及び今後の方針	時間外実績は、平成16年度 18.2h/月 平成17年度 17.9h/月に削減した。 また、産業医による長時間時間外勤務者の面接保健相談を開始した。 時間外勤務の多い所属には、適正化報告書の提出及び所属長へのヒアリングによる適正化指導を行った。 平成19年度以降も時間外抑制へ向けた所属長へのヒアリング及び指導を実施し、職員の健康管理のため産業医による相談の充実を図る。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	71 (84)		
改革事項	特別休暇等制度の見直し				
改革内容及び年次計画	国家公務員や他の地方公務員との均衡を考慮し、特別休暇等制度の見直しを図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		リフレッシュ休暇など特別休暇、病気休暇等の制度の見直し検討	特別休暇、病気休暇等の見直し	特別休暇、病気休暇等の見直し	特別休暇、病気休暇等の全体見直し完了、実施
業務棚卸表	上位又は任務目的		職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段		効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	特別休暇(職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇(選挙権等公民権行使、裁判所等証人等出頭、骨髄移植、災害・障害者等への社会貢献活動、結婚、産前産後、出産補助、親族等死亡、夏季、リフレッシュなど))、病気休暇等は、条例及び規則で定め運用している。特別休暇、病気休暇等について、国家公務員と比べ上回る水準にあるものもあり、国家公務員制度に準拠するとともに、他の地方公共団体との均衡を図り、本市独自の制度を見直す。				
期待される改革の効果	休暇制度の適正化を図ることができる。				
取組状況及び今後の方針	国家公務員制度を上回る休暇等について、職員団体との協議の実施と申し入れを行った。職員団体との協議の実施及び制度の改正を行う。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	72 (85)	
改革事項	職員福利厚生事業の見直し			
改革内容及び年次計画	職員の福利厚生事業については、社会経済状況・生活スタイルの変化、公平性及び公費負担の適正化等の観点から、事業の見直しを行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	補助金の見直し、実施	補助金の見直し、実施		
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効果的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段	福利厚生事業の適正な実施、福祉事業の実施		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	現在の福利厚生事業について、共済会に対する補助金のあり方を見直す中で、会費負担によるものと公費(事業者)負担によるものとを事業内容について、見直しを行うとともに、市民に対してより適正な公費負担となるように見直しを行う。			
期待される改革の効果	経費の削減			
取組状況及び今後の方針	公費負担による事業の適正化を図るため、共済会への補助金の見直しを行い削減を実施した。 引き続きより適正な公費負担となるよう検討を行うとともに、アウトソーシングの活用など、事業の効率化についても検討する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	73 (86)	
改革事項	給与体系の見直し			
改革内容 及び 年次計画	<p>国の公務員制度改革においては、「能力、実績等が的確に反映される新たな給与体系の構築」が目指されており、国の動向を踏まえながら、給与の適正化を推進する。</p> <p>給与水準の適正化 ・ラスパイレス指数102.8(平成17年4月)を平成19年度以降(集中改革プランは平成18年度以降)100以内に是正</p> <p>給料表の見直し ・市独自給料表から国公・行政職(一)準拠給料表へ移行・職種別給料表の導入</p> <p>諸手当の見直し ・地域手当の新設・特殊勤務手当等の見直し</p>			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	人事院勧告に準拠した給与制度及び給与水準の適正化のための条例等整備	独自給料表の廃止による新給料表導入、給料3%カットH18から2年間(1年目で検討)、地域手当等の実施 職種別給料表の導入検討、特殊勤務手当等の見直し検討	独自給料表の廃止による新給料表導入 給料3%カットH18から2年間(1年目で検討)、地域手当等の実施 職種別給料表の導入検討、特殊勤務手当等の見直し検討	
業務棚卸表	上位又は任務目的		職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮	
	業務2桁又は4桁手段		効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>本市の給与制度については、人事院勧告準拠を原則に運用してきたが、給料表について国の行政職(一)の合成表であること、全職種一表制を採用していることなどの理由により、給与水準において、ラスパイレス指数で102.8(平成17年指数、全国2位)となっている。国家公務員制度に準拠した枠組みとする方針のもと、平成19年度以降(集中改革プランは平成18年度以降)ラスパイレス指数を100以内に是正するとともに、本市独自の制度を見直す。</p>			
期待される改革の効果	<p>給与制度と給与水準の適正化を図ることができる。</p> <p>人件費総額の抑制を図ることができる。</p>			
取組状況 及び 今後の方針	<p>人事院勧告に準拠した条例改正を平成18年3月に行った。</p> <p>平成18年4月から市独自給料表から国公・行政職(一)準拠給料表を導入し、給与水準是正のため「給料3%カット」を実施し、ラスパイレス指数99.2を達成した。</p> <p>人事院勧告に準拠しながら、国や他の地方公共団体の状況を把握しつつ見直しを図っていく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	74 (87)	
改革事項	成績主義の運用の改善			
改革内容及び年次計画	勤務成績をよりの確に反映し得るよう、昇給制度・勤勉手当等成績主義の運用改善を図る。 昇給制度の見直し 勤勉手当への実績反映の適用拡大			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	国家公務員制度改革を注視しつつ、市としての制度の研究及び制度設計	管理職に対し制度設計及び運用開始	制度の一般職員への拡大及び見直し	制度の運用及び見直し
業務棚卸表	上位又は任務目的		職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮	
	業務2桁又は4桁手段		効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用	
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	年功的な給与上昇要因を抑制し、職員の能力と実績等を基本に、やる気や仕事のやりがいと結びつけた処遇を行うことが必要である。職務職責や勤務実績に応じた成績主義による給与の運用改善を行い、適切な処遇を図る。			
期待される改革の効果	職員の行動や努力を組織目標の達成に向けて導くインセンティブを与えられること。職員のやる気と仕事のやりがいを高めることが期待できること。			
取組状況及び今後の方針	人事院勧告に基づき、定期昇給を廃止し、勤務成績による昇給を行うための条例・規則の改正を行った。 従来の課長職以上から、副参事に対しても勤勉手当への目標管理による成績評価の実績反映を拡大した。 また、外部委員による人事・給与制度の研究会を行い、主に評価について検討を行った。 平成18年度から管理職の査定昇給を導入した。今後、人事給与制度研究会の実施など職員のやる気とやりがいを高める制度設計の研究を行う。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部・関係部局	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	75 (88)	
改革事項	経営企画部及び各部局の政策推進スタッフの充実			
改革内容及び年次計画	総合的な政策調整、部局横断的な企画立案等を強化するため、政策推進監に係る本務兼務体制、東京事務所の配置について見直しを行う。また、各部局の企画調整、計画策定、マネジメントの向上を図るため、各部局の政策推進に関する組織改革を進める。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		経営企画部及び各部局政策推進に係る組織の見直し(素案)の検討	経営企画部及び各部局政策推進に係る組織の見直し、条例等関係規改正	新組織体制への移行
業務棚卸表	上位又は任務目的		目的志向・成果重視による行政経営システムを構築する	
	業務2桁又は4桁手段		組織・機構の見直し	
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応し、分権時代に相応しい自立的な行政を目指すとともに、成果志向の視点に立って経営型行政運営を推進していくためには、各部局について従来の事業執行中心から政策推進重視の体制への転換、各部局縦割では困難な行政課題について、総合的あるいは部局横断的な視点からの総合的施策の推進・企画調整機能の充実、トップマネジメント補佐機能の向上等が必要となっている。			
期待される改革の効果	市の独自性のある施策・事業の立案、展開を推進しやすくなること、市民ニーズを把握しやすい部署でより有効性のある施策・事業の立案、展開を推進できること、縦割行政の非効率を排し全庁あるいは関連部局の連携により効率的に施策や事業を推進できること、選択と集中によって戦略性を持った取組や対応が可能になること、トップの意向に対する確に対応し必要な措置をより迅速に実施できること。			
取組状況及び今後の方針	総合的な政策調整、部局横断的な企画立案等を強化するため、経営企画部、各部局政策推進に係る組織見直しについて集中改革プランの改革事項に位置づけた。行政経営委員会において経営企画部及び各部局政策推進に係る組織の見直しについて検討し、平成18年度においては、保健福祉部保健福祉課に総務企画係の設置及び商工農水部の再編等に取り組んだ。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部行政経営課・関係部課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	76 (89)	
改革事項	(仮称)内部事務管理センターの設置検討				
改革内容及び 年次計画	各課で行われている総務や会計等の事務について、(仮称)内部事務管理センターを設置して一元的に集約するとともに、外部委託等の活用により内部事務管理の効率化を検討する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		内部管理事務に係る業務範囲・内容、課題、効果、導入方法、経費等について検討・分析(関係課と共同検討チーム編成)、先進自治体の調査、導入構想のまとめ	共事事務化対象業務の事務分析・事務手続きの見直し、経費等算定、組織改正等の検討、導入方針のまとめ	導入方針決定、仕様の策定、事業者の選定方法・組織等の改正検討	
業務棚卸表	上位又は任務目的		目的志向・成果重視による行政経営システムを構築する		
	業務2桁又は4桁手段		集中改革プランの実施		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	職員の勤務、給与、福利厚生等に係る事務、旅費計算・支払、物品請求・支払等については、財務会計システムや庶務事務システムの導入により、事務の標準化や効率化は相当に進んでいる。しかしながら、全庁的な観点から外部委託等の推進を検討したところ、定型的な内部事務については職員で直接実施する必要はなく外部委託等を活用して事務の効率化を図ることが適当であること、各部署での分散処理の状態ではさらなる事務の合理化・効率化等が難しくなっていることなど、内部事務の集中化や外部委託等の活用を検討することによって対応するものである。				
期待される 改革の効果	内部事務の集中化・一括処理による職員サービスの均質化、事務集中化によるスケールメリット、ITの活用や事務作業の標準化等による事務の効率化、定型的・標準的業務の外部委託により内部事務の職員を中核業務や事業部門等へ配置できるようになること、内部事務処理の電子化・データベース化の促進、集中管理による事務手続の適正化、経費の削減。				
取組状況 及び 今後の方針	(仮称)内部事務の集中化、一括処理等による合理化・効率化を図るため、静岡県等先進事例を調査研究し、今後検討すべき課題として集中改革プランに掲げた。総合窓口サービスの推進、市場化テストの検討等と連携させながら、業務範囲・内容、課題、効果、方法、経費等について検討を進める。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部中核市推進課(保健所準備室)	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	77 (92)	
改革事項	保健所の設置等組織の見直し			
改革内容及び年次計画	中核市移行へのステップとして、平成20年4月に保健所政令市に移行するために必要な組織体制(保健所、食肉衛生検査所など)の整備を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	中核市移行後の組織について検討	保健所準備室の設置 中核市移行後の組織 検討	保健所政令市移行後の 組織検討 中核市移行準備体制 の検討	保健所政令市における 新組織体制の確立 中核市移行後の組織 検討
業務棚卸表	上位又は任務目的	地方分権時代に対応した自立・自活できる都市づくりを行う		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	平成20年4月1日の保健所政令市への移行を目指す中で、保健所の組織体制づくりなど、三重県から権限移譲される事務を適切に執行でき、かつ医療制度改革など諸課題にも適格な対応が可能な組織機構について検討を行う。(産業廃棄物不適正処理事案に対する県の地元対応を今しばらく見守る必要があるとともに、県の財政負担等に関する県市間の協議成立の目途がつかないため、当面の間中核市移行を見合わせ、中核市移行へのステップとして、平成20年4月に保健所政令市に移行することを目指すこととなった。)			
期待される改革の効果	市民サービスの維持・向上が図られる。			
取組状況及び今後の方針	中核市移行に伴う移譲事務の内容を整理し、移行後に必要となる組織及び職員数等について素案を取りまとめた。 保健所政令市移行に伴う移譲事務及び保健所政令市移行と同時に法定外で移譲される事務についてその内容を整理するとともに、医療制度改革など保健行政に影響の大きい諸課題への対応についても検討した上で必要となる組織及び職員数について検討する。また、中核市への移行時期を見極め、中核市移行に向けた準備体制について再検討する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部IT推進課・税務理財部管財課・市民文化部市民課・保健福祉部保健福祉課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	78 (91)	
改革事項	総合窓口サービスの推進				
改革内容及び 年次計画	市民の利便性の向上、窓口業務の効率化を図るため、窓口業務の見直しを行う。 市民課および地区市民センターにおける窓口業務の標準化、FAQ等の窓口支援データベースの構築などを実施し、この事業成果を評価することにより、将来的に全庁的な取り組みへの発展を検討する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	関連各課による合意形成	窓口支援データベースの構築 ・情報の収集・分析と仕様の検討 ・パッケージ、機器の選定と導入 ・パッケージの適用 ・システム保守・管理	窓口支援データベースの内容整備 ホームページによる窓口案内の開始	窓口支援データベースの運用	窓口支援データベースの運用と事業評価
業務棚卸表	上位又は任務目的		公正で効率的な行政運営を行う		
	業務2桁又は4桁手段				
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>< 現況 > 窓口事務における問題点として、縦割り事務による弊害(たらい回し等)、事務の属人化(人事ローテーションの硬直化)、業務の外部委託推進に伴う業務ノウハウの維持困難、市のサービス(イメージ)に統一性(カラー)がない、などが挙げられる。</p> <p>< 必要性 > 現況の問題点を解消するためには、行政全体の事務フロー(組織含む)の見直し及び事務の標準化が必要である。そのためには、行政の組織・機構から見直しを図り、従来の事業に基づく組織割りではなく、事務に基づく横断的な組織編成が必要である。</p> <p>窓口事務の見直しは、これを実現するための手法を検証するために行う。</p> <p>< 内容 > 当初の計画である「総合窓口を本庁に設置し、窓口の一元化によるワンストップサービスの実現」については見送りとし、当面は、市民課・地区市民センターにおける窓口業務に範囲を限定し、窓口事務の標準化、窓口支援データベース(FAQ)システムの構築、インターネットによる窓口案内の充実等を行うこととした。さらにこの事業についての評価を行い、将来的に全庁的な取り組みへの発展を検討することとする。</p>				
期待される 改革の効果	<p>窓口事務を見直すことにより、新しい事務フローを作成、標準化が進展することから、行政事務の効率化が推進できる。また迅速で効率的な窓口サービスの提供を可能にし、市民の利便性が向上する。</p> <p>具体的には、</p> <p>市民向けにFAQをデータベース化し、インターネット上に公開することで、24時間・365日の情報提供が可能になる。(サービス向上)</p> <p>窓口事務を見直し、標準化することにより、窓口事務にかかる作業工数が削減できる。(効率化)</p> <p>窓口事務のノウハウをデータベース化し、事務の標準化を推進することにより、事務の属人化を解消し、かつ外部委託を推進することができる。(効率化)</p> <p>対市民との窓口を統合することにより、市民の要求、意見なども集約されるため、新たな政策形成の基礎資料として活用することができる。</p> <p>市のイメージ戦略として期待できる。</p>				
取組状況 及び 今後の方針	<p>平成18年度は、FAQ(窓口支援)データベースシステムの実現に向けて、トライアルシステムを構築、試行運用を実施し、その構築方法や運用方法について検討するとともに来年度以降の構築作業の計画案を作成する。</p> <p>平成19年度以降、この検討結果を踏まえて、新システムを構築作業に着手する。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部防災対策課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	79 (90)	
改革事項	危機管理体制の整備			
改革内容及び年次計画	風水害、地震などの自然災害対策、列車事故等の人的災害対策業務に加え、今後策定を行う国民保護計画に基づくミサイル攻撃、テロ攻撃の有事に対応できる危機管理体制の整備を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	国民保護協議会条例の制定 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定	国民保護計画の策定 先進都市の視察	防災危機管理室の設計	防災危機管理室の整備
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民を災害から守る安全で安心して暮らせる環境づくり	
	業務2桁又は4桁手段		災害に対する計画をつくる	
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	国民保護法が制定されたことにより、平成18年度から国民保護計画を策定し、国民保護業務に取り組む。これまでの体制では十分ではないため、ミサイル攻撃等の武力攻撃事態、テロ等の緊急処理事態などの有事に対応できる危機管理体制を整備し、市民生活を守る必要がある。			
期待される改革の効果	風水害、地震などの自然災害、列車事故の人的災害のほか、ミサイル攻撃等の武力攻撃事態、テロ等の緊急処理事態などの有事に対応することができ、より市民生活を守ることができる。			
取組状況及び今後の方針	<p>取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 四日市市国民保護協議会条例制定 四日市市国民保護対策本部及び四日市市緊急処理事態対策本部条例制定 四日市市災害対策派遣手当等の支給に関する条例制定 四日市市国民保護協議会の開催及び同国民保護計画の策定 <p>今後の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理体制の検討 防災危機管理室の整備 			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部営繕工務課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	80 (93)	
改革事項	営繕部門の管理部門への統合再編			
改革内容及び年次計画	工事の受託課という受動的・下請的に業務を行う部門から、ストックマネジメントの推進など主体的に、また政策的に業務を執行していくことができる組織への転換を目指す。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	どの部門と統合するのか、係の編成はどうあるべきかなどの検討	統合する部署と協議	統合する部署と協議	統合再編
業務棚卸表	上位又は任務目的	公正で効率的な行政運営を行う。 市民に安全で使いよい公共建築等を提供する。		
	業務2桁又は4桁手段	利用者の視点に立った設計・工事の監督 コスト管理に基づく設計・工事の監督		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	営繕工務課では、市有建築物の計画・設計といった業務から維持・修繕に重点を置く現状の中、設計積算業務や工事監理業務については、外部委託を拡大し、課題となっているストックマネジメントの導入やその他の課題に迅速に対応できる組織体制とする必要がある。こうしたことから、建築営繕部門の再編を行うことにより、現在の課題に即応した組織体制とすることが必要である。			
期待される改革の効果	課題となっているストックマネジメントの導入やその他の課題に対して円滑に対応することができる。			
取組状況及び今後の方針	営繕工務課で管理部門での業務のあるべき姿等について検討を行い、市有建築物の保全計画の基本方針策定もあるため、実施時期の見直しも行った。 関係する部署との協議を行い、平成20年度の統合再編を目指す。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局・環境部・商工農水部	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	81 (94)	
改革事項	生活排水対策部門の統合			
改革内容及び年次計画	生活排水対策事業を総合的、効率的に推進するため、公共下水道、コミュニティプラント、農業集落排水事業等の建設・維持管理、整備事業について、一元化を含めた組織の見直しを図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	生活排水処理アクションプログラムの策定	関係部局事務事業一元化の調整 条例等の整備	組織再編	
業務棚卸表	上位又は任務目的	汚水排水による環境への負荷を減らす		
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	市民サービス及び行政効率の向上を図るものであるが、一元化の形態について整理する必要がある。			
期待される改革の効果	いくつかの所管にまたがる業務をまとめることにより、窓口の一本化、建設・維持管理の整合性が図られるとともに、より効率的な業務運営が可能となる。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度においては、生活排水処理アクションプログラムを策定し(平成17年12月)、市全体の効率的・経済的な生活排水対策事業のあり方が定まり、これを効率的に推進するための組織の見直しの方向性を示した。 平成18年度には、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水事業等の建設・維持管理、整備事業について平成19年4月から上下水道局に統合することに向けて、規則(規程)・要綱の整備及び職員配置等に取り組む。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部政策課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	82 (95)	
改革事項	土地開発公社の健全化の推進				
改革内容及び 年次計画	平成13年度から平成17年度まで、総務省による土地開発公社経営健全化計画に基づき土地開発公社の健全化を進めてきたところであり、平成18年度以降、市独自に引き続き土地開発公社の健全化を進めていく。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	土地開発公社健全化計画終了	土地開発公社用地の売却を内容とした市独自の新しい公社健全化計画のスタート 公社経営改善検討委員会による検討 土地開発公社用地(下落率50%未満の所有地)売却	土地開発公社用地(下落率50%未満の所有地)売却 土地開発公社経営健全化基金の積み立て 新保々工業用地処理計画の策定	土地開発公社用地(下落率50%未満の所有地)売却 土地開発公社経営健全化基金の積み立て	土地開発公社用地(下落率50%未満の所有地)売却 土地開発公社経営健全化基金の積み立て 新保々工業用地処理計画の実施(予定)
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民ニーズや社会経済状況に対応した市全体の施策の組み立てを行う		
	業務2桁又は4桁手段		土地開発公社の経営の健全化を図る		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>土地開発公社の経営の健全化を図っていくことは、本市にとって喫緊の課題である。</p> <p>本市は、総務省から土地開発公社健全化団体の指定を受け、平成13年度から平成17年度までの5箇年に亘って健全化を進めてきた結果、土地開発公社の簿価を標準財政規模で除した指数が0.63から0.33に減少し、健全化計画の目標の一つとして定められた「指数を0.25以上引き下げる」ことは一定の達成をみたところである。</p> <p>総務省は、平成16年12月に新たに土地開発公社経営健全化対策を発表したが、市は当初の健全化計画に基づき健全化を進めてきたため、総務省による新たな健全化計画の起債対象となる物件がなく、当計画に沿った平成18年度以降の健全化の推進は困難となっている。</p> <p>そのため、平成18年度以降、市は独自に引き続き土地開発公社の健全化を進めていく。</p>				
期待される改革の効果	土地開発公社の経営の健全化を図ることが可能となり、ひいては、市の財政の健全化につながる。				
取組状況及び 今後の方針	<p>総務省による土地開発公社経営健全化計画に基づき、市から公社に対して先行取得の依頼を行った土地の買戻しや公社保有地の売却を進めてきた結果、土地開発公社の簿価は373億円から197億円に減少した。</p> <p>下落率が50%未満の用地は、比較的引合いも多く売却も容易と推測されることから、含み損を補填しながら早期に処理(売却)し、下落率が50%以上の強制評価減の対象となる用地は、売却も困難と推測され、相当な資金を要することから、ある程度中長期的に対応していく。</p> <p>また、学識経験者、各分野の専門家で構成する「土地開発公社経営改善検討委員会」の答申を踏まえ、新保々工業用地の処理方策について関係部局と土地開発公社において検討していく。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部行政経営課・関係部課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	83 (96)	
改革事項	外郭団体の統廃合及び業務の整理合理化等の検討			
改革内容及び年次計画	外郭団体の経営の安定化と業務運営の効率化等を図るため、外郭団体の組織、業務のあり方を見直し、統廃合及び業務の整理合理化等を検討する。 市の100%出資する4法人の統廃合 ・財団法人四日市市都市整備公社 ・財団法人霞ヶ浦振興公社 ・財団法人四日市市文化振興財団 ・財団法人四日市国際交流協会			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	外郭団体の見直しに関する基本的考え方(試案)のまとめ 集中改革プランの改革事項に100%出資4法人の統廃合を位置づけ	100%出資4法人の統廃合方針検討・決定	100%出資4法人の統廃合準備 新法人の設立、運営開始 経営改善の実施	
業務棚卸表	上位又は任務目的	目的志向・成果重視による行政経営システムを構築する		
	業務2桁又は4桁手段	外郭団体の経営点検・改善の支援		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	外郭団体は、低金利による財団法人の基本財産運用益の減少、市の財政状況や行財政改革に伴う補助金・受託事業の見直し、指定管理者制度の導入や外部委託等の推進、事業の効率化・業務の合理化による団体経営の自立化の要請、公益法人等職員派遣法に基づく人的支援の明確化、民間企業活動の多様化と公共サービス分野へのビジネス機会の拡大等外部環境の急激な変化や市の公的関与のあり方を見直し等の中で、これまで公共サービス提供主体の1つとして果たしてきた役割について、大きな転換を迫られている。また、国においては、このような状況を踏まえ、第三セクターに関する指針(平成15年12月)を示し、各地方公共団体に対して適切な対処を求めるとともに、新地方行革指針(平成17年3月)においても外郭団体等の抜本的な見直しを求めている。本市の場合においては、外郭団体の経営改革の推進、将来を見据えた経営基盤づくりについて、緊急な課題であるとして、改革事項に位置づけたものである。			
期待される改革の効果	外郭団体の経営の健全化と効率化。 外郭団体の使命・役割の見直しによる地域への安定的かつ継続的な公共サービスの提供や地域振興等への貢献。			
取組状況及び今後の方針	経営環境の急激な変化や市の公的関与のあり方を見直し等を踏まえ、外郭団体は大きな転換点に立っているという認識のもと、100%出資4法人の統廃合について優先的に改革を進めることとし、集中改革プランの改革事項に位置づけた。 外郭団体の経営の健全化と効率化、地域への安定的かつ継続的な公共サービスの提供等、将来的な方針について関係所属や外部団体へのヒアリング及び検討を行い、100%出資4法人の統廃合、業務の整理合理化等について方針をまとめる。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部財政経営課・関係部課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	84 (98)	
改革事項	広告収入等新規財源の開拓			
改革内容及び 年次計画	広報印刷物、ホームページ、公共施設等市の様々な資産を可能な限り活用し、広告収入等の新規財源を開拓する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	○			
	広告収入先進地調査、実施運用方法・基準等の検討	広告収入一部試行	広告収入実施	新たな財源開拓の検討
業務棚卸表	上位又は任務目的	中長期的視野に基づく、持続可能な財政運営		
	業務2桁又は4桁手段	健全財政を目指した予算調整		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>厳しい財政状況の下、保有資産(行政財産、普通財産、各種出版・配布物等)を有効活用することで新たな財源の確保が必要となっており、広告収入等の新規財源の開拓を図るものである。広告の掲載については、市の媒体上に掲載することから、行政の中立性の確保や市民が誤解を招かないようにすることなどの問題を整理し、市民の理解を得る必要がある。(広告の掲載は、社会的に信用度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えないなど、実施において広告掲載の適否を判断する基準を定める必要がある。)</p> <p>また、収入の確保策については、外部からの意見やアイデアを募り、検討を進めることも必要である。</p>			
期待される改革の効果	<p>新たな歳入を確保する。 職員のコストに対する意識を改革する。 市民の財産を有効活用できる。 地元企業へのPR手段が提供できる。 企業等とのパートナーシップの充実が図られる。</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>平成17年度に広告収入実施の先進地を調査し、実施に向けた課題整理のため、広告審査委員会を設置し、広告掲載要綱(案)・基準(案)を策定した。 平成18年度に広告掲載要綱・基準を策定し、「ごみ分別ガイドブック」でモデル的に実施する。 平成19年度からホームページのバナー広告で本格実施する。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部財政経営課・関係部課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	85 (99)		
改革事項	受益者負担のあり方の検討				
改革内容及び年次計画	各事業のコストに相応しい適正な受益者負担(使用料・手数料)のあり方について、コスト分析と負担の状況を公表し、市民への受益者負担の理解を図るとともに、公的関与の必要性等を研究し、負担基準策定に向けて検討を行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算説明会で補助金・負担金の適正化の徹底 全補助事業の実態調査 平成11年度策定の「補助金見直し基準」の精査 新たな基準の策定検討		予算説明会で補助金・負担金の適正化の徹底 全補助事業の実態調査 平成11年度策定の「補助金見直し基準」の精査 新たな基準の策定検討		
業務棚卸表	上位又は任務目的	中長期的視野に基づく、持続可能な財政運営			
	業務2桁又は4桁手段	健全財政を目指した予算調整			
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	平成11年度に「補助金の見直し基準」を策定し、補助金等の適正化を図っているところであるが、予算編成方式を業務棚卸表を用いた財源配分方式としたことから、補助事業の見直しが各部局においてなされている状況である。従って各部局の自主的な判断によるところが大きく、補助事業の効果測定を行うなど、全市統一的な適正化を図る仕組みを構築する必要がある。また、補助金については、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認める場合に支出するものであるため、全ての補助金について絶えず効果測定を行い、定期的な見直しを図っていく必要がある。 なお、市民が公共の担い手となっていくという仕組みを進めるためのバックアップ、動機付けという意味で、政策目的達成のための有効手段であり、縮減、廃止ばかりでなく全体的な見直しも必要である。				
期待される改革の効果	税負担の公平化が図られること。 団体の自立支援につながること。 経費の削減が図られること。				
取組状況及び今後の方針	各部局に対して、4月の財政運営説明会及び10月の当初予算説明会で補助金・負担金の適正化を徹底した。また予算執行にあたっては財政経営課においても、適正執行をチェックした。 補助金見直し基準を精査し、新たな基準の策定を検討していく。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部財政経営課・関係部課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	86 (101)		
改革事項	補助金・負担金の適正化				
改革内容及び年次計画	公益上の必要性や正当性に基づく全市統一的な補助事業の執行を図るために、平成11年度に策定した交付基準の見直しを行い、それに合わせた補助事業の適正化を図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	予算説明会で補助金・負担金の適正化の徹底 全補助事業の実態調査 平成11年度策定の「補助金見直し基準」の精査 新たな基準の策定検討		予算説明会で補助金・負担金の適正化の徹底 全補助事業の実態調査 平成11年度策定の「補助金見直し基準」の精査 新たな基準の策定検討		
業務棚卸表	上位又は任務目的	中長期的視野に基づく、持続可能な財政運営			
	業務2桁又は4桁手段	健全財政を目指した予算調整			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	平成11年度に「補助金の見直し基準」を策定し、補助金等の適正化を図っているところであるが、予算編成方式を業務棚卸表を用いた財源配分方式としたことから、補助事業の見直しが各部局においてなされている状況である。従って各部局の自主的な判断によるところが大きく、補助事業の効果測定を行うなど、全市統一的な適正化を図る仕組みを構築する必要がある。また、補助金については、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認める場合に支出するものであるため、全ての補助金について絶えず効果測定を行い、定期的な見直しを図っていく必要がある。 なお、市民が公共の担い手となっていくという仕組みを進めるためのバックアップ、動機付けという意味で、政策目的達成のための有効手段であり、縮減、廃止ばかりでなく全体的な見直しも必要である。				
期待される改革の効果	税負担の公平化が図られること。 団体の自立支援につながること。 経費の削減が図られること。				
取組状況及び今後の方針	各部局に対して、4月の財政運営説明会及び10月の当初予算説明会で補助金・負担金の適正化を徹底した。また予算執行にあたっては財政経営課においても、適正執行をチェックした。 補助金見直し基準を精査し、新たな基準の策定を検討していく。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部財政経営課・関係部課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	87 (102)	
改革事項	施設等維持管理経費の見直し				
改革内容及び 年次計画	施設等の維持管理にあたっては、更新時の財政負担を念頭に計画的な点検・修繕を図るとともに、施設の開館時間や配置人員等運営手法の見直しや指定管理者制度の導入等によるサービス向上や効率化を図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	施設の管理運営コストを分析 施設別行政コスト計算書の作成 施設の計画的な修繕計画を策定 指定管理者制度の導入		施設の管理運営コストを分析 施設別行政コスト計算書の作成 施設の計画的な修繕計画を策定 指定管理者制度の導入		
業務棚卸表	上位又は任務目的		中長期的視野に基づく、持続可能な財政運営		
	業務2桁又は4桁手段		健全財政を目指した予算調整		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>施設の維持管理経費は、経年につれ増加していくものであり、経常的経費の縮減にあたりその見直しは欠かせないものである。施設目的の実現、サービス水準の確保、運営の効率化の視点から管理手法の検討を行う必要がある。</p> <p>また、施設機能を維持する面で、長期的視点からも施設の維持経費の投入について検討を行う必要がある。</p> <p>さらに、それぞれの施設の特性も考慮し、管理手法の検討を進め、行政サービス向上の観点からの見直しも必要である。</p>				
期待される 改革の効果	<p>施設維持管理の効率化が図られる。</p> <p>経費の削減が図られる。</p> <p>職員のコストに対する意識改革が図られる。</p>				
取組状況 及び 今後の方針	<p>平成18年度から27施設に指定管理者制度を導入した。</p> <p>平成19年度から6施設に指定管理者制度を導入する。</p> <p>各部局に対して、行財政運営説明会、当初予算説明会で委託仕様の点検・見直し、年次計画的な維持修繕費の計上を徹底を図っていく。</p>				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	税務理財部管財課・関係部課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	88 (100)	
改革事項	市有財産の活用と売払の推進			
改革内容及び年次計画	具体的な利用計画のない遊休土地や不要な市有財産については、民間等への売却を行うとともに、当面活用の見込みのない土地や建物についても貸付等の有効活用を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	普通財産の適正管理を行う中で、遊休土地の活用方策を検討するとともに、活用見込みのない遊休地については処分の実施		普通財産の適正管理を行う中で、遊休土地の活用方策を検討するとともに、活用見込みのない遊休地については処分の実施	
業務棚卸表	上位又は任務目的	公正で効率的な財産管理を行う 市有財産の有効活用を行う		
	業務2桁又は4桁手段	市有財産の利活用		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	用途廃止後の財産を有効に活用するとともに、遊休地の発生を抑制するため、当該財産の情報を的確に庁内に提供し、適切な利活用を推進してきているが、なお一層遊休地の縮小を図るべく積極的な資産の有効活用を推進する。			
期待される改革の効果	遊休土地の貸付や処分を推進し、市有財産の有効活用を図ることにより、貸付料や売却益が見込まれるうえ、維持管理経費の削減につながる。			
取組状況及び今後の方針	「四日市市公有財産の用途廃止後の有効活用に関する内規」に基づき、平成18年度は、年度末に用途廃止予定の物件について、行政財産として有効な活用や売却等を検討するなど、遊休地の発生を抑制を図り、適切な財産管理の推進に努める。 公有財産台帳の充実、整備を図り、普通財産の無償貸付等の基準を統一するなど、財産管理の適正化を図る。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	税務理財部納税課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	89 - 税 (97 - 税)	
改革事項	市税、国民健康保険料、市営住宅使用料等自主納付及び滞納整理の推進(市税)			
改革内容 及び 年次計画	市税については、口座振替加入率の向上、税情報の積極的な発信等により自主納税を推進するとともに、自動電話催告システムによる初期滞納対策、時差勤務体制による不在者対策、差押処分強化による滞納者対策などに取り組む。また、解決困難な事案は、三重地方税管理回収機構に移管し、累積滞納の整理回収を進める。さらに、外国籍の納税者に対しては課税又は納税文書への外国語併記などによる納税啓発及び集中滞納整理を行い、滞納の削減を図るほか、保険年金課と連携を強化するため専門班を設置して、双方の滞納整理の一層の推進を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成17年度滞納整理方針決定 約束不履行者に対する差押強化 金融機関報奨金制度の継続実施 口座振替加入勤奨のダイレクトメール送付 外国籍の納税者に対して文書催告等に外国語の説明文を封入	平成18年度滞納整理方針決定 金融機関報奨金制度の継続実施 口座振替加入勤奨のダイレクトメール送付 コンビニ納税等の調査研究 外国籍の滞納者に対して集中滞納整理及び雇用企業への滞納分の解消にむけた協力依頼を強化	各年度滞納整理方針の決定、滞納整理の推進 金融機関報奨金制度の継続実施 口座振替加入勤奨のダイレクトメール送付 コンビニ納税等の調査研究 (実施の方針が決定した場合、平成21年度コンビニ納税等一部導入)	
業務棚卸表	上位又は任務目的	行政活動の財政基盤を強化する		
	業務2桁又は4桁手段	自主納税の一層の推進・初期滞納者対策の強化・累積滞納者対策の強化		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	滞納額削減のために、さわやかテレフォン、時差勤務など各種の取り組みを実施することによって、逐年滞納整理の強化を図ってきており、収納率は平成11年度の93.5%を底に年々向上している。滞納繰越分については相対的に滞納繰越の困難事例が増加していることもあって収納率は低下の傾向にあったが、三重地方税管理回収機構へ困難事案の移管や預金の差押等の強化を図った結果、平成17年度は26.49%と16年度に比べ4.66%の大幅な上昇となった。また、金融機関報奨金制度の導入や口座振替加入勤奨のダイレクトメールなど口座振替の促進を図るべく努力しているが、さらに口座振替加入率の向上をめざして工夫していく必要がある。			
期待される改革の効果	収納率の向上及び滞納累積額の減少に伴う市税収入の増加。			
取組状況及び今後の方針	時差勤務の実施、夜間・休日窓口の開設、三重地方税管理回収機構へ困難事案の移管や預金の差押の強化等滞納整理の推進及び口座振替加入勤奨のダイレクトメール送付など口座振替の加入促進を図った。各年度において滞納整理方針を決定し滞納対策の一層の推進を図る。また、口座振替加入率の更なる向上をめざして、手段・手法の検討を引き続き行うとともに、コンビニ納税を始めとする新たな納税手段について調査研究を行い方針を決定する。平成19年度から三位一体改革に伴う本格的な税源移譲により、地方の自主財源比率は一層高まるが、今後、相対的に滞納比率も同様に高まることが懸念され、財源確保にむけた適正な課税と収納率の向上、滞納の解消は、ますます重要性を増すと思われる。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	税務理財部保険年金課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	89 - 国保 (97 - 国保)	
改革事項	市税、国民健康保険料、市営住宅使用料等自主納付及び滞納整理の推進(国民健康保険料)				
改革内容及び年次計画	国民健康保険については、電話催告、休日訪宅、日曜窓口の開設などによる納付勧奨をはじめ、市税との連携による滞納整理、被保険者の実態把握、実態調査の推進等により収入の確保に努める。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	市税との合同滞納整理班を設置し差押を執行する。保険料納付指導員の就業に関する要綱の見直し	滞納整理方針の策定市税との合同滞納整理の活動継続新たな滞納整理手法の検討	市税との合同滞納整理の活動継続制度改正に伴う徴収体制の整備検討	市税との合同滞納整理の活動継続制度改正に伴う徴収体制の整備 滞納整理手法の見直し	市税との合同滞納整理の活動継続制度改正に伴う徴収体制の継続
業務棚卸表	上位又は任務目的		健全な国民健康保険事業の運営を図る		
	業務2桁又は4桁手段		保険料収納率の向上		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>国保の被保険者は、高齢者の割合が年々高くなっているため医療費が高くなる一方、年金生活者やフリーターなど所得の低い人が多く医療費を賄う保険料を確保するのは困難となるなどの構造的問題を抱えている。保険として必要な医療費を賄うための保険料は他保険と比べて相当高く、滞納者は増加傾向となっている。</p> <p>夜間電話、職員の休日訪宅、日曜窓口の開設、従来の徴収員制度を全面的に改め、納付指導員制度として再構築を図るとともに、市税との連携により滞納整理に取り組む。</p> <p>今後、滞納者のいっそうの実態把握に努めて、支払能力のある滞納者に対しては積極的に滞納整理を実施する。</p>				
期待される改革の効果	市の債権として一体化を図り、滞納世帯との交渉窓口を集約することにより収納率の向上が期待される。				
取組状況及び今後の方針	平成17年度には、市税との合同滞納整理班を設置し、差押執行 37件 8,753,399円の成果を上げた。 平成18年度についても、市税との合同滞納整理班の設置、差押の執行を継続中。 今後も、国民健康保険が抱える構造的な問題はあるものの、負担の公平性を保つためにも支払い能力のある滞納者には積極的に滞納整理を実施する。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部市営住宅課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	89 - 住宅 (97 - 住宅)	
改革事項	市税、国民健康保険料、市営住宅使用料等自主納付及び滞納整理の推進(市営住宅使用料)				
改革内容及び年次計画	市営住宅家賃(使用料)については、滞納者ケースに応じた滞納整理、支払督促・明渡請求による法的措置、口座振替の普及及び再振替システムの検討、滞納整理の専任体制整備を進める。また、住宅新築資金等貸付償還金について、滞納者への更なる個別指導の強化、滞納整理を進める上での判断基準の確立及び基準に則した対応を進める。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	法的措置等の判断基準作成調査	法的措置等の判断基準の作成、滞納整理の実施、滞納整理システムの導入	滞納整理の専任体制の見直し	専任体制による取組継続	
業務棚卸表	上位又は任務目的		社会ニーズに対応した市営住宅を整備する		
	業務2桁又は4桁手段		市営住宅の適正な入居管理		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	市営住宅使用料については、平成17年度から再任用職員、嘱託職員、臨時職員の3名による専任体制で取り組んでおり、現年度収納率は前年度実績を上回る見込みである。更なる収納率の向上を目指すには、体制の見直し強化をする必要がある。悪質滞納者に対しては、法的措置を実施していく。住宅新築資金については、滞納額が増加の傾向にあるため、滞納者への更なる個別指導を強化するとともに、個別方針に基づく滞納整理を進めていく必要がある。				
期待される改革の効果	収納率を向上させることにより、財源を確保する。				
取組状況及び今後の方針	法的措置の判断基準を作成するため、他都市の状況を調査した。住宅使用料については、3名の専任体制で滞納整理に取り組んだ結果、収納率を向上させることができた。悪質滞納者に対しては、判断基準に基づいて法的措置を実施していく。平成19年度以降は専任体制を強化し、滞納整理を更に進めていく。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市立四日市病院	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	90 (103)	
改革事項	病院給食業務の外部委託、検査部門等の見直し			
改革内容及び年次計画	現在一部委託している病院給食については、全面外部委託する。また、検査、薬局、放射線、看護部門等については、外部委託化や退職者不補充等により職員体制を見直す。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	事務局長職員1人削減	給食業務一部外部委託拡充 退職者不補充(再任用・臨時職員採用)	給食業務全面委託(10月から) 退職者不補充(再任用採用)	退職者不補充(臨時職員採用など)
業務棚卸表	上位又は任務目的		健全経営に基づく安心かつ高度な医療の提供	
	業務2桁又は4桁手段			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>平均在院日数の短縮による入院診療単価の伸びと高い病床利用率の維持もあり、平成15年度から3年連続して単年度純利益を計上することができた。</p> <p>しかしながら、新病棟増築や電子カルテシステムの導入など大型投資を予定していることに加え、国民医療費抑制という国の方針の中で、医療サービスの水準を維持しつつ、地域の中核病院としての責務を果たしていくためには、民間委託の推進を中心にさらに一層の経費見直しによる健全経営を目指す必要がある。</p>			
期待される改革の効果	<p>病院給食業務の外部委託について 外部委託による経費節減効果のほか、民間業者のノウハウを活用することにより、患者ニーズへのより迅速な対応と患者サービスの一層の向上を期待できる。</p> <p>検査部門等の見直しについて 外部委託の導入・拡大による経費節減効果のほか、検査部門では委託外の人体を直接対象とした従来検査項目への迅速な対応及び高度な新規検査項目の採用並びに医療需要への柔軟かつ機動的な対応が期待できる。</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>(取組状況) 平成18年度までについては、全体としてはほぼ計画どおり実施している。また、病院給食業務の全面外部委託化については、当初計画よりも半年前倒して、平成19年10月から実施する予定で調整を進めている。</p> <p>(今後の方針) 地域の中核病院としての責務をはたしていくため、医療サービスや病院機能の維持・向上を前提に、民間委託の推進を中心にさらに一層の経費の見直しに取り組み健全経営を目指していく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局経営企画課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	91 (108)	
改革事項	下水道使用料の見直し				
改革内容及び年次計画	下水道事業の健全経営のため、下水道使用料の改定を行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	改定方針の検討	適正料金の検討 経営計画の見直し	料金改定条例化	改定の実施	
業務棚卸表	上位又は任務目的		汚水排水による環境への負荷を減らす		
	業務2桁又は4桁手段		下水道事業の執行管理		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>汚水処理に係る経費は、使用料収入に不足分を税金により補填もされているが、実質的な赤字状況であることから、このような経営状態が続けば、下水道事業は税金の投入を受けながら、赤字経営を続けていくことになる。経営の効率化を高め、下水道使用者へのサービスをさらに充実させるためには、使用者の負担を段階的に見直していくことが必要となる。</p> <p>平成17年度には下水道事業運営委員会から改定方針について答申を受けた。</p>				
期待される改革の効果	下水道事業の健全経営が図られる。				
取組状況及び今後の方針	下水道事業運営委員会から、下水道使用料の改定方針について、答申を受ける。また、平成21年度の料金改定を目標としていたが、目標年度を1年繰り上げ、平成20年度とした。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局水道施設課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	92 (104)	
改革事項	水源管理センターの一部外部委託			
改革内容及び年次計画	水源管理センターの巡視業務及び夜間の運転監視業務について、一部外部委託する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	今後の方針を検討 先進地の状況を調査し 本市に適した委託方針を決定	委託できる業務内容を定め、 業務マニュアルを作成 委託業務仕様書の作成 委託業者の選定	一部委託(巡視業務の一部(平日の日勤業務))	一部委託の拡充(巡視業務の一部(土・日・休日の日勤業務))
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民に安全・安価でおいしい水道水を安定して供給する		
	業務2桁又は4桁手段	水源の適正な運転管理を行う		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	水源管理センターは、水道事業の地下水の取水井から配水池までの水源施設の維持・管理及び水需要に対する県水・自己水の取水に伴う井戸管理を24時間体制で行っている。具体的業務として、 1. 水源施設の巡視業務(管路を含む) 2. 水源施設設備の整備業務 3. 水源施設の運転監視業務 4. 水源施設の運転・維持管理業務(水運用・井戸管理・残塩管理・設備管理等) のうち、巡視業務の一部、夜間の運転監視業務の一部の外部委託を行う。 委託業者の選定方法、契約方法、及び契約期間(単年度契約か長期契約か)の設定をどのように行うのかを検討する。 また、技術の継承をしつつ、業務の効率化を図る。			
期待される改革の効果	人件費の削減及び人事管理が軽減される。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度は先進地の状況を視察し今後の方針の資料を得た。 平成18年度は平成19年度当初からの委託に向けて委託業務仕様書、委託業者の選定方法を検討し、2月末日に委託業者を公募型指名競争入札により決定した。 今後、年次計画に沿って進めていく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局水道建設課・営業課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	93 (106)	
改革事項	水道メータ取替、窓口受付、メータ指針確認、口座振替、収納業務の外部委託			
改革内容 及び 年次計画	8年後ごとの検定満期に伴う小型水道メータ(13~25 [㍉])の取替業務は、平成15年度から順次委託化を拡大してきたが、平成18年度で全戸数が外部委託になる。平成19年度からは、大型水道メータ(40 [㍉] 以上)も委託することにより検定満期取替業務は全面委託となる。この結果、転出、転居等に際してのメータ指針確認業務を営業課業務に統合する。営業課はすでに収納業務を委託していることもあり、業務の統合メリットを効果的にするため、水道開始、休止届等の窓口受付業務・メータ指針確認業務・口座申込受付業務等を加えて一括委託することにより、効率的な業務推進、サービスの向上を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	全個数約16,000個のうち9,429個のメータ取替を外部委託(13~25 [㍉])	全個数16,735個のメータ取替を外部委託(13~25 [㍉])	水道建設課(維持管理センター業務)は検定満期に伴うメータ取替業務を全面的に外部委託 業務の統合により、営業課は収納業務に加えて開始・休止受付やメータ指針確認、口座申込受付を外部委託	
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民に安全・安価でおいしい水道水を安定して供給する	
	業務2桁又は4桁手段		修繕(量水器)業務外部委託(水道建設課) 業務の効率化を図る(営業課)	
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	維持センターのメータ班業務のうち、メータ取替業務は計画どおり平成19年度から全面委託することから、年間11,000件余りのメータ開始、休止に伴うメータ確認業務が残る。営業課においても早急な場合はメータ確認等の同様な業務を行っていることから、営業課業務への統合で、サービスの向上、迅速化が見込める。			
期待される改革の効果	職員の退職者に合わせ、業務を外部委託することで職員の業務量を適正化するとともに、外部委託によって事務効率が図られる。現地メータ指針確認等がこれまでよりも効率的に対処可能となることや、開始、休止届の受付等は定型的な業務であることから委託可能な業務として、職員が今後も担うべく必要業務から仕分けし、業務委託することにより経費の削減ができる。			
取組状況及び今後の方針	メータ取替業務(25 [㍉] 以下)は計画どおり委託化した。 平成18年度は、小型メータの全個数を外部委託した。 また、平成19年度からの全面委託により、メータ指針確認業務を営業課に移し、営業課の窓口業務、収納業務等と合わせて包括的に委託化していく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局下水施設課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	94 (107)	
改革事項	浄化センターの包括的外部委託に向けた段階的委託			
改革内容及び年次計画	<p>四日市市における下水道施設のうち、雨水ポンプ場については従来から生活環境公社など民間への業務委託により運転管理を行っている。 浄化センター・中継ポンプ場については直営職員にて管理をしているところであるが、日永浄化センターを中心とした集中管理体制の確立を図り、業務の見直し、退職者不補充による運転管理職員の削減を引き続き行い、維持管理の合理化を図る。 また、日永浄化センター第4系統が稼動する予定である平成23年度以降には包括的外部委託の導入を視野に入れ、これら段階的な減員に応じて外部委託を推進する。</p>			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	外部委託に向けた人員体制の調整	一部外部委託(小規模中継ポンプ場等7箇所の保守点検及び浄化センター場内での汚泥運搬作業)	一部外部委託(浄化センター運転業務の一部(脱水機の運転業務))	一部外部委託(日永浄化センター第3系統の運転業務)
業務棚卸表	上位又は任務目的		公共下水道の効率的な施設整備及び維持管理 雨水を効率的に排出する	
	業務2桁又は4桁手段		施設の適正な管理	
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	<p>下水道施設の規模拡大と退職者不補充の方針の基で、施設の運転管理の合理化を図るため外部委託を行おうとするものであるが、日永浄化センターの管理体制を万全に行うためには、最小限27名の人員が必要である。このことから、平成17年度当初には退職による不足分3名を下水道サービスセンター(5名)を廃止したことによる余剰人員の一部を、浄化センターの運転管理体制に組み入れることにより管理体制の充実を図ってきた。 また、当浄化センターを親局とした集中管理体制は、関連する周辺の中継ポンプ場と密接につながっていることから、これらのポンプ場を切り離して維持管理することは非常に合理性を欠くことになる。そのため平成18年度以降については、退職者の減員分を部分的に外部委託で補い、第4系統が稼動開始する予定である平成23年度以降には包括的民間委託導入を伴う全面外部委託を行う。</p>			
期待される改革の効果	運転管理職員の減員及び管理体制の合理化。			
取組状況及び今後の方針	平成18年度に小規模中継ポンプ場等7箇所の保守点検と日永浄化センター場内での汚泥運搬業務を外部委託することにより、平成17年度末退職者を補充することなく管理体制の合理化を進めた。平成19年度以降についても、包括的民間委託導入に向けた部分的な外部委託を推進する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部総務課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (6)		
改革事項	印刷・集配業務の見直し				
改革内容及び年次計画	本庁地下の印刷室を各課のセルフサービスとするなど、印刷・集配業務の見直しを行う。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	セルフサービス利用方式の検討と試行 印刷集配業務全体の委託化の検討	セルフサービス利用方式の実施 印刷集配業務全体の委託の実施	/		
業務棚卸表	上位又は任務目的	公正で効率的な行政運営を行う			
	業務2桁又は4桁手段	庁内印刷業務の適正処理			
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	印刷室における印刷量は増加傾向を続けている。印刷室利用を各課セルフサービス化とすることにより一定の歯止めとなると考えられ、また、印刷業務の縮小に伴い、集配業務も含めた一体的な見直しにつながる。				
期待される改革の効果	セルフサービス化により、印刷業務に従事する人員の配置を要さなくなり、集配室業務も含めた一体的な見直しにより経費削減が図られる。				
取組状況及び今後の方針	平成17年度に各部主管課の文書取扱主任に説明を行い、各課によるセルフサービス利用方式の試行を行った。 平成18年度は、遞送業務のみの委託を廃止し、遞送業務も含めて文書集配業務・印刷室管理業務を委託し、経費削減を図った。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	保健福祉部保健センター	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (14)	
改革事項	応急診療所の見直し			
改革内容及び 年次計画	小児救急医療の充実を含め、応急診療所の見直しを検討する。 平日夜間診療の廃止 市立四日市病院ERよっかいちへの統合 民営化(医師会委託) などの案を中心に見直しを行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	(14)		
業務棚卸表	上位又は任務目的	救急医療体制の周知を図る		
	業務2桁又は4桁手段	広報誌等による情報発信、PR		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	全国的な小児科専門医不足を背景に、特に夜間については十分な診療体制の確保が困難な状況である。また、救急患者数が僅少で年間約3300万円の恒常的な収支超過となっている。市民ニーズへの対応と経費の改善。			
期待される改革の効果	市民ニーズへの適切な対応と経営面からの収支改善が期待できる。			
取組状況及び今後の方針	応急診療所のあり方について三重県、四日市医師会、公的3病院と調整を図り、十分な診療体制の確保が困難であった夜間診療を、市立四日市病院の受け入れ体制を充実した上で、平成18年4月末日をもって休止した。これにより診療体制は日曜、祝日、12月31日、1月2日、3日の昼間のみとなった。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	保健福祉部保健センター		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (15)	
改革事項	健康相談業務等の見直し				
改革内容 及び 年次計画	中央及び西老人福祉センターが実施している健康相談業務について、両施設に指定管理者制度を導入するとともに、ヘルスリーダー制度についても継続的に養成、活用することにより、事業の改善を図る。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	【健康教育事業】 ヘルスリーダーを養成、活用	【健康相談・健康教育事業】 中央及び西老人福祉センターが実施している健康相談事業を指定管理者に移行 ヘルスリーダーを養成、活用	/		
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民の健康づくりをサポートする		
	業務2桁又は4桁手段		健康づくりの啓発、教育の推進		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	地域での介護予防や生活習慣病予防など健康づくりを推進するため、継続的にヘルスリーダーを養成するとともに、活動する場を広げる必要がある。				
期待される改革の効果	地域住民の健康支援者として健康ボランティアの活動により、健康づくり事業の充実を図ることができる。また、人件費など経費の削減が期待できる。				
取組状況及び今後の方針	平成18年4月、中央及び西老人福祉センターが実施する健康相談事業を指定管理者に移行した。地域での介護予防や生活習慣病予防など健康づくりを推進するため、ヘルスリーダーの養成を行い、現在63名が登録されている。健康教育事業においては、いきいき教室を全地区で開催するとともに、生活リハビリお達者教室など活動する場を広げた。今後も、継続的にヘルスリーダーの養成を行い、活動する場を広げていく方針である。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	環境部環境保全課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (18)	
改革事項	大気汚染常時監視測定局の配置見直し			
改革内容及び年次計画	大気汚染常時監視測定局11局のうち、他局との統廃合が可能な一般環境大気測定局3局を廃止(廃止局:市役所、窯業センター、富洲原小局)し、自動車排出ガス測定局を設置する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	国道1号線沿いの北消防署に自動車排出ガス測定局を設置。	/		
業務棚卸表	上位又は任務目的	良好な環境の中で市民が暮らせる		
	業務2桁又は4桁手段	監視・測定		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	市内の大気汚染状況を効率的かつ的確に把握するため、測定局の適正な配置について、データの類似性、相関性等を考慮のうえ検討したところ、一般環境大気測定局3局分については他局で把握できること、また、国道1号線沿いで自動車排出ガス測定局が不足するとの結果を得、この結果をもとに改革を行おうとするものである。			
期待される改革の効果	道路網などの整備により、自動車からの排出ガスによる影響が考えられることから、市内の基幹的な道路である国道1号線に大気測定局を設置することにより、より効率的な監視ができる。			
取組状況及び今後の方針	一般環境大気測定局3局の廃止と、北消防署の自動車排出ガス測定局の設置による9局体制で大気汚染状況の監視を行う。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	教育委員会教育総務課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (24)	
改革事項	通学区域の弾力的運用の拡大			
改革内容及び年次計画	平成15年3月の「四日市市小・中学校通学区域制度等検討委員会」の答申内容を踏まえ、小中学校において通学区域の弾力的運用の拡大の検討と学校選択制の導入を検討してきたが、当面現行の通学区域制度において、児童・生徒・保護者からの見直し要望が強い隣接校への通学区域の弾力的運用の拡大を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	/		
業務棚卸表	上位又は任務目的	豊かな市民生活の礎となる教育環境・教育方針が整えられる		
	業務2桁又は4桁手段	事務局内の諸調整、学校との連携		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	学校選択制については、現況において、導入の前提となる学校情報の発信、保護者の制度に対する理解などにおいて課題が大きいことから、今後これらの課題への対応を図りつつ、当面、通学区域の弾力的運用を拡大し、その成果を検証する。			
期待される改革の効果	学校配置や学校規模等の現状から必然的に発生してくる通学区域制度上の課題に対する児童・生徒・保護者からの見直し要望に応えることができる。			
取組状況及び今後の方針	<p>「部活動への配慮」により隣接する中学校に入学できる通学区域の弾力的運用の実施 「選択可能地区の設定」を検討・決定 保護者への周知</p> <p>平成18年4月から「選択可能地区の設定」による通学区域の弾力的運用を実施するとともに、「部活動への配慮」と合わせた成果を検証する。</p> <p>平成17年度入学実績・・・「部活動への配慮」：8件 平成18年度入学実績・・・「部活動への配慮」：10件、「選択可能地区」：23件</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	経営企画部政策課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (27)	
改革事項	四日市港管理組合負担金の見直し			
改革内容及び年次計画	今後の港湾行政の方向を踏まえ、県市の負担割合、新たな港湾の管理運営組織を検討、実施する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	県市負担割合の検討 新たな港湾管理運営 組織の検討	負担割合見直し		
業務棚卸表	上位又は任務目的	産業構造の高度化を促進する		
	業務2桁又は4桁手段	四日市港の振興を図る		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	スーパー中枢港湾として、今後、国際競争力のある港湾整備を推進するため、三重県の役割を拡大することについて、「四日市港あり方検討委員会」の議論・答申を踏まえ、県市間で協議をすすめ、四日市港管理組合負担金の見直しを行った。 県:市 = 5:5 県:市 = 5.56:4.44)			
期待される改革の効果	時代のニーズに応じた港の共同管理を行うための体制の再構築がなされることにより、国際物流構造の変化、国際的な港湾間競争の激化とわが国港湾の国際競争力の低下、産業再生特区による臨海部産業の再生・活性化に加え、スーパー中枢港湾の指定など大きく変化している四日市港を取り巻く情勢に対して、適切な対応が可能となる。			
取組状況及び今後の方針	「四日市港あり方検討委員会」の議論・答申を踏まえ、県市間で協議をすすめ、県:市 = 5:5 県:市 = 5.56:4.44で平成17年度に合意した。 港湾管理運営組織については、現状の管理組合方式で継続することとなった。 平成18年度より、合意した負担割合に基づき四日市港管理組合に負担する。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (31)	
改革事項	職員福利厚生業務の外部委託			
改革内容及び年次計画	職員福利厚生業務の外部委託を活用することにより、業務の効率化を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	情報収集、先行事例の研究、委託項目の検討、仕様書の作成	福利厚生業務のうち、四日市市職員共済会事業、三共済関係事業等の事務の委託化	/	
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段	福利厚生事業の適正な実施、福利事業の実施		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>職員の福利厚生については、地方公務員法第42条で地方公共団体の実施を義務付けており、市として責任をもって取り組む必要はあるものの、公務員の身分を有する者が直接業務を執行する必要性が薄い業務について、外部委託等の活用により業務の効率化を図ることが必要である。なお、委託化にあたっては、委託期間について4月から全面的に移行することは、事務の集中等問題があるため、初年度の少なくとも数ヵ月程度の引継ぎ期間が必要となる。</p>			
期待される改革の効果	<p>人事異動等に伴う担当者の交替や事務引継等ロスが軽減できる。 時期的な繁忙について、柔軟な対応が可能となる。</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>情報収集、先進地調査を行い、委託項目の検討及び仕様書案の作成を行った上で、平成18年6月に、福利厚生業務のうち四日市市職員共済会事業、三共済関係事業等の事務につき、プロポーザル方式で委託業者を決定し、8月から試行を行い、10月から本運用を開始した。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (32)	
改革事項	職員給与計算業務の一部外部委託			
改革内容及び年次計画	職員給与計算システムのリプレースを契機に、給与制度の運用部分を除き、一部外部委託を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	新人事給与システムの開発	外部委託の実施	/	
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用、給与の正確な支給		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>現行の人事給与システムは、平成3年度から導入したもので旧式化しており、リース料も割高となっており、リプレースの時期を迎えている。また、長年の制度改正の結果、全体システムは複雑化し、今後の給与構造改革等に伴う大幅な制度改正への対応が困難になっている。ハード、ソフト両面からシステムの更新を行い、業務運営の改善や効率化を図るものである。システム更新に伴い制度改正等に基づくプログラム変更等は、基本的には職員での対応が難しく外部委託化するほか、給与計算オペレーションについては、委託の可能性を検討する。なお、制度運用に係る部分やシステム運用の検証は必ずしも委託に馴染まない。</p>			
期待される改革の効果	<p>システム関連業務から給与制度の立案・運用改善等中核的な業務に移行することによる職員の有効活用と業務の効率化 給与業務担当者の長期在職の解消 適正かつ円滑な給与運用及び支払事務の実施</p>			
取組状況及び今後の方針	<p>平成17年度に新人事給与システムの導入調整を行い、平成18年1月より運用を開始し、より早期に効果を上げるために、目標年度を繰り上げて、平成18年度からプログラムの改修を全て外部へ委託することとした。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部防災対策課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (35)	
改革事項	防災・水防倉庫保守点検業務の外部委託			
改革内容 及び 年次計画	防災備蓄倉庫及び水防倉庫の保守管理について外部委託の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	防災倉庫と水防倉庫 の保守管理外部委託 についての検討	外部委託化 (防災倉庫47カ所、水 防倉庫53ヶ所の計 100ヶ所)		
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民を災害から守る安全で安心して暮らせる環境づくり		
	業務2桁又は4桁手段	市民が防災装備を利用できるようにする		
問題点の整理 ・ 改革事項選 択 の理由 ・ 改革内容の 説明等	平成17年度末時点における、本市が管理する 防災備蓄倉庫及び水防倉庫数は、防災備蓄倉庫47ヶ所、水防倉庫53ヶ所の計100ヶ所となっており、いつ発生するかわからない災害発生に備え、いつでも使えるような状態に管理しておかなければならない。 しかしながら、防災対策に関する業務の充実強化が求められており、業務量は年々増える一方であり、積極的に委託することにより業務の効率化を図る。			
期待される 改革の効果	防災資機材の適切な維持と経費削減			
取組状況 及び 今後の方針	平成17年度に防災倉庫と水防倉庫の保守管理外部委託について検討を行った。 地区防災組織(連合自治会単位)がほぼ全市で結成されてきたことから、地区防災組織(未結成のところは連合自治会)に防災倉庫、水防倉庫の資機材の点検整備、燃料の補給、及び倉庫周囲の除草などの環境整備について平成18年度から業務委託を実現してきた。 平成19年度も防災倉庫10箇所を新たに整備するが、これも含め地域への業務委託を継続していく。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	市民文化部市民文化課		改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (39)	
改革事項	美術展の外部委託				
改革内容及び 年次計画	芸術・文化鑑賞型事業を中心に自主事業として、優れた文化振興事業を展開する財団法人四日市市文化振興財団に文化振興事業の一つとして美術展の委託を実施する。				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	美術展の外部委託問題点の整理(審査員・運営審議会委員との調整)文化振興財団との引継ぎ・協議	文化振興財団への外部委託化	/		
業務棚卸表	上位又は任務目的		市民活動が楽しく文化の薫りあふれる都市になる		
	業務2桁又は4桁手段		芸術・文化を育てる環境を整備する		
問題点の整理 ・ 改革事項選別の理由 ・ 改革内容の説明等	毎年秋に開催する6部門からなる四日市市美術展覧会は、市の直営事業で実施してきたが、審査員の選定、運営審議会などの事務作業以外にも会場の設営と表彰式の運営等があり、動員者を含めた職員の人件費等が事業費以外にかなりの金額になっていた。よって文化会館の指定管理者である(財)四日市市文化振興財団に委託することにより、人件費を削減するとともに、財団職員のより一層のスキルアップを図った。				
期待される 改革の効果	(財)四日市市文化振興財団が、指定管理者制度の中で単に文化会館の管理をするだけでなく、運営の主体となり、今までのノウハウの蓄積を生かして市民文化の向上に資する取り組みをしていくこととなる。そのため、今後、更に文化振興業務のノウハウやスキルのレベルを高める努力をし、市民に評価される財団として市民ニーズに合致したサービスを提供していく。その一環として、今回の委託も行った。また、市職員の人件費も大幅に削減できた。				
取組状況 及び 今後の方針	委託化初年度の平成18年度は、審査員の選定、引継ぎ・協議など平成17年度より持ち越した事務を年度当初に早急に進め、事業委託を行い第1回運営委員会を開催した。その後、(財)四日市市文化振興財団による円滑な運営により、出品作品数も総数531点(昨年度482点)と増加し、また大きなトラブルもなく、総じて、市民の制作意欲を高め市民文化の向上に資する市美術展を開催することができたといえる。会場設営、搬入受付、表彰式運営等にかかる市職員人件費を削減できた。 今後も、芸術文化の普及振興を図り市民生活の向上に寄与することを目的とした民間団体へ確実な仕様内容で委託するが、平成20年度までは(財)四日市市文化振興財団への委託とする。				

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	保健福祉部介護・高齢福祉課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (49)	
改革事項	寿楽園の民営化			
改革内容及び年次計画	入所者の処遇向上を図るため、施設の運営を社会福祉法人に移管する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度			
	移管先の公募、選定、事務引継ぎ	移管先による運営開始	/	
業務棚卸表	上位又は任務目的	高齢者が、自立した生活を送れるように支援する		
	業務2桁又は4桁手段	寿楽園民営化		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>寿楽園では入所者の高齢化が進み、身体機能の低下や認知症の増加が見られる。また、施設も老朽化しており、居室が2人部屋でプライバシーが守られないことなど生活上の問題も生じている。</p> <p>寿楽園創設当時(昭和27年)、老人福祉施設の運営主体は行政が主であったが、現在では大多数が社会福祉法人である。社会福祉法人は、介護福祉士等福祉の専門資格を有する職員を多数擁し、また特別養護老人ホーム等の運営を通じて入所施設運営のノウハウを蓄積している。そこで、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人に経営を移管し、虚弱化が進行する入所者への対応を強化すると共に民間の提案を受けて居室の個室化を推進し、処遇及び生活環境の向上を図る。</p>			
期待される改革の効果	虚弱化が進行する入所者の処遇向上。 施設の個室化整備等による生活環境の改善。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度中に移管先を公募提案方式で募集したところ、2法人から応募があり、学識経験者等で組織する選定委員会で社会福祉法人三重福祉会に移管先を決定し、事務引継ぎを行った。平成18年4月から移管先法人による運営を開始した。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	都市整備部管理課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (69)	
改革事項	屋外広告物等業務のボランティア活用及び外部委託			
改革内容及び 年次計画	市民自らが違反広告物を除却できる制度(ボランティア)をつくり、住民ボランティアによる違反広告物の除却活動を推進するとともに、現在行っている違反広告物の除却業務について、外部委託を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	平成22年度		
	四日市市路上違反広告物除却活動実施要綱の制定<ボランティア制度> ボランティア制度の募集要項の作成 ボランティア団体の募集	外部委託による違反広告物の除却事務の運用開始 住民ボランティアによる違反広告物の除却事務の運用開始(10団体で計100人)		
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民が快適に暮らせるまちになる		
	業務2桁又は4桁手段	屋外広告物の簡易除却		
問題点の整理 改革事項選択の理由 改革内容の説明等	現在、職員により違反広告物(はり紙、はり札等、広告旗、立看板等)の除却活動を推進しているが、現状は、除却した後からすぐに新たな違反広告物が掲出されるなど、いわゆる「いたちごっこ」の状態が続いている。そこで、その対策として、次のとおり業務の改革を図る。 市民自らが違反広告物を除却できるボランティア制度を創設し、市民との協働により、美しい街並みを維持する。 違反広告物の除却業務を外部委託することにより、専門化した体制を整備する。			
期待される改革の効果	ボランティア制度の実施により、僅かなコストで美しい街並みの維持や公衆の危害防止になる。 外部委託にすることにより、作業者を安定的に確保できるとともに、人件費のコストを縮減できる。 ボランティア制度と外部委託との相互連携を図ることにより、除却作業の効率化及び財産価値の高い違反広告物の除却が可能になる。			
取組状況及び今後の方針	平成17年11月ボランティア制度を制定し、ボランティア団体を平成18年1月から募集した。 平成18年4月外部委託を開始し、ボランティア(12月現在:7団体・77人)とともに、違反広告物の除却業務に取り組んでいる。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	消防本部	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (77)	
改革事項	消防艇運營業務の外部委託(消防艇「あさかぜ」廃船)			
改革内容及び 年次計画	昭和62年度に購入した消防艇の更新時期(平成19年度)を間近に迎え、効率面及び財政面から経費の削減を図るため、海上火災、水難救助をはじめとする海上防災について、消防艇の外部委託を行う。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	(この欄は斜線が入ります)		
業務棚卸表	上位又は任務目的	火災その他災害による被害が少なくなる		
	業務2桁又は4桁手段	常備消防活動の維持		
問題点の整理 ・ 改革事項選択 の理由 ・ 改革内容の説明等	<p>消防本部では、海上災害に対応するため、港分署を防災活動拠点として、消防艇「あさかぜ」を配備し、対応してきたが、「あさかぜ」は昭和62年度に購入したもので、既に19年を経過しており、船体、機関部における老朽化が進み、年間の補修・保守等の維持管理費は800万円程度を必要としている。</p> <p>平成17年度において機動性の高い救助ボートを中消防署に配備し、沿岸部及び内陸部のダム、溜池、河川における水難救助体制の充実を図るとともに、火災、油漏れ、海上水難事故に対応するため、消防艇の外部委託を行うことにより、経費の削減を図る。</p>			
期待される 改革の効果	本外部委託事業については、海上の消防力の低下させることなく、大幅な経費削減効果が期待できる。			
取組状況 及び 今後の方針	<p>平成17年度には、消防艇運營業務の外部委託に向けて、沿岸部の水難救助体制の充実を図るため、救助ボート及びボート搬送車を購入し、中消防署に配備した。</p> <p>平成18年度には、消防艇「あさかぜ」を廃船し、新たに消防艇の運營業務及び操作員について外部委託を図り、災害時における連携強化を図るため、機会を捉え訓練を行う。</p> <p>平成19年度に現在配備している消防艇と同等のものに更新した場合には、約240,000千円の購入費が必要となり、さらに国庫補助金対象設備から外れたことから、全ての費用が市負担となる。また、今後の維持管理費についても毎年約8,000千円が必要となる。</p> <p>消防艇委託することにより毎年5,940千円の委託費が必要となるが、平成19年度の消防艇購入費240,000千円及び毎年2,000千円の経費削減が図られる。</p> <p>今後とも、委託内容及び訓練実施内容等について検討していく。</p>			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	総務部人事課・職員研修所	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (80)	
改革事項	昇任制度の見直し			
改革内容及び年次計画	従来よりも意欲、能力、実績を重視した昇任制度とするため、係長級への候補者研修制度の導入を図る。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	職員研修結果と人事考課を総合的に勘案して係長級職候補者研修を実施		
業務棚卸表	上位又は任務目的	職員の効率的な活用、市職員の能力の十分な発揮		
	業務2桁又は4桁手段	効果的な人材活用、人事諸制度の改革による職員の効果的活用		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	従来から課長級、課長補佐級への昇任にあたっては、管理職候補者研修、準管理職候補者研修をそれぞれ実施し、人事考課や昇任内申等と併せて研修による効果測定を用いて、多角的に昇任を実施しているが、係長級への昇任については実施していない。係長級への昇任について、その昇任に研修による効果測定を活用する候補者研修制度の導入は、能力と実績等に基づく人事管理の充実強化を図るものである。なお、制度の導入にあたっては、公平性や公正性の確保に十分に配慮するとともに、年功的な要素をなくすことなど職員に対する意識改革に努める必要がある。			
期待される改革の効果	能力と実績による中間監督者(広い意味でのリーダー)の選抜と養成。 仕事で努力し成果を出した人が報われるインセンティブを与えられること。 選抜の可能性に対するインセンティブを与えられること。			
取組状況及び今後の方針	平成18年度から係長級職候補者研修を実施した。			

行革プラン改革事項別補足説明資料 (集中改革プランと共通)

担当所属	上下水道局水道施設課	改革番号 <small>(集中改革プラン改革番号)</small>	- (105)	
改革事項	水源管理センター中央監視システムによる省力化			
改革内容及び 年次計画	水源管理センターの中央監視システムを整備し、職員体制を見直す。また、楠水源地においてテレメータによる監視システムを導入する。			
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	平成21年度	(105)		
	中央監視システムの整備、停電対策用として無停電電源設備を導入	楠水源地についてテレメータによる監視システムを導入	(105)	
業務棚卸表	上位又は任務目的	市民に安全・安価でおいしい水道水を安定して供給する		
	業務2桁又は4桁手段	水源の適正な運転管理を行う		
問題点の整理 ・ 改革事項選択の理由 ・ 改革内容の説明等	東員町地内を含め市内にある48箇所の水源施設を南北2箇所の水源管理センターで管理していたものを一元化し、限られた職員の下で充実した信頼性の高い管理を行うための中央監視システムを構築する。平成10年度の事業着手以来、継続的に進めており、完成目標は平成17年度としていたが、楠町との合併により平成18年度を完成目標とする。 また、各水源施設の水位、流量、ポンプの運転状態などの情報を水源管理センターに集める一方、これらの設備を管理センターから遠方操作し、こうした情報を加工保存するとともに日報、月報、年報などの帳票類を自動的に作成させる。			
期待される改革の効果	平成17年度から職員を23名から20名に減員し、夜間勤務を3名体制から2名体制にした。また、楠町との合併による効果は水源地管理要員約1名分が削減できた。			
取組状況及び今後の方針	平成17年度に監視システム整備工事が完了し、職員体制については3名の減員となった。三滝水源地遠方監視設備工事、電源設備工事が完了し、平成18年度事業である楠水源地のテレメータ監視システムの導入により、本事業は完了とする。			

行革プラン（平成19～21年度）用語解説集

あ 行

アウトソーシング

アウトソーシングとは、Out=外部 Sourcing=資源活用と訳され、外部資源の有効活用とすることを意味しますが、一般的には、行政や企業の業務のうち専門性のあるものや定型的なものなどについて、それを得意とする他の事業者や団体等に外部化することをいいます。アウトソーシングによって、限られた資源を中核業務に集中させることができ、それ以外の業務については、外部の活用により、業務の効率化や専門化等が図られる場合に有効とされます。外部委託等の推進や指定管理者制度の導入は、アウトソーシングに含まれます。

ISO14001

国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格。

国際標準化機構とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や品質管理規格（ISO9000 シリーズ）などを発行しています。環境マネジメントシステムとは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいい、本市は、平成12年2月18日、市役所本庁舎、北館、市営中央駐車場について認証を取得しています。

インセンティブ

インセンティブとは、広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のことを意味します。人は、行動して結果を出すことで望む処遇や報酬等を手に入れることができる時、組織が期待する行動を起こす可能性が高くなるといわれています。これがインセンティブの考え方であり、インセンティブを通じて、働く人が組織の望む行動を起こし、それが組織の望む結果を生み出すことで、組織戦略の達成を高めることができます。この場合、処遇や報酬等は、働く人の行動や努力を組織の戦略に方向付ける仕組みになります。

NPM

新公共経営（New Public Management）。民間部門の経営理論を公的部門にも広く適用し、公共部門にも広く適用し、公共部門の効率化とサービスの質の向上を図り、行政システムの改革を推進する考え方です。その基本原理は、経営資源使用に関する裁量権の拡大と業績/成果による統制、市場原理の活用（エイジェンシー、PFIな

どの契約型システムの導入)、顧客主義(住民をサービスの顧客とみる)、統制しやすい組織への変革、の4点とされています。

FAQ

よくある質問のこと(Frequently Asked Question)。多くの人が同じような質問をすると予想されるとき、そのような質問に対する答えをあらかじめ用意しておくことがあります。このQ&A集のことをFAQといいます。

か行

外郭団体

地方公共団体と人的・資金的及び業務内容において極めて強い関連性を有する法人をいいます。明確な定義はなく、本市の場合、地方公共団体の出資又は出捐する法人すべてを含んで使う場合や一定以上の出資又は出捐比率の法人に限定する場合があります。

また、国や地方公共団体の第一セクターではなく、民間部門の第二セクターでもないことから、第三セクターと呼ぶ場合もあります。国の定義によれば、第三セクターは、地方公共団体が出資又は出捐している商法法人又は民法法人とされています。

活動指標

アウトプット(Output)。どれだけのサービスを提供したか、遂行された仕事の量や頻度を表す指標。指標例：健康診断受診者数、道路整備延長、下水道普及率など。

外部評価

評価の普遍性(市全体の目線)、客観性(特定の個人的主観からの脱皮)等を含め評価視点の多角化を図るために、市の担当部局が主体となって実施する内部評価によらず、市民や民間有識者など独立した第三者が行う評価をいいます。

行政評価

我が国で実務上使われるようになった言葉のため、地方自治体で実施される「行政評価」を一義的に定義することは難しい。一般的には、政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価することを目的として、計画(Plan)-実施(Do)-評価(See)と循環するマネジメントサイクルの中に位置づける、行政の現状認識及び課題を発見するためのツールをいいます。

業務棚卸表

市の課・室など組織を単位に作成し、何のために、何を、どこまでやるのか、その目

的を明らかにし、それを達成するための手段を体系的に記述するもの、組織の作戦書になるものです。評価では、目的に対する手段の妥当性を検証する作戦評価とそれぞれの成果又は活動指標による達成度を測定する業績評価を行います。本市のほか、静岡県や仙台市等で導入されています。

権限委譲

各部局が従来以上に自律的な運営を行うことができるように、これまで財政、人事、総務等の内部管理部門が管理してきた予算、定数、組織などに関する権限を、各部長に移譲することをいいます。

行動基準、行動観察尺度

人事考課制度における評価手法の1つで、役職段階に応じてマネジメント、問題分析等の着眼点や具体的な行動類型による基準により職務行動を判定する手法をいいます。

国公・行政職（一）給料表

国家公務員に適用する俸給表（給料表のこと）で、一般職の職員の給与に関する法律第6条別表第一に規定されています。機器の運転操作・庁舎の監視等行政職（二）、防疫・特許・船舶航空管制等専門行政職、税務職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職、福祉職、指定職の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用されます。

本市の場合は、平成18年度から独自給料表による給与体系の見直しを行い、国公・行政職（一）に準じて構成し、9級制による新給料表を職員に適用しています。

国民保護計画

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法。平成16年6月制定、9月施行）は、武力攻撃事態等において国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小にすることができるよう国や地方公共団体等の役割分担やその具体的な措置を規定しています。国民保護計画は、この国民保護法と国の定める基本指針に基づき、地方公共団体等が、それぞれ実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法などに関して定める計画をいいます。

さ 行

財源配分方式による予算編成

歳入に応じた歳出の組み立てを行う予算編成手法のこと。本市の場合、中期財政収支見通しにより、財源の総額を把握した上で財源を各部局単位に枠配分します。枠配分財源は一般財源とし、特定配分経費（公債費、扶助費、推進計画・繰出金（介護保険特別会計等）など事前に個別調整を行い予め財源を確保する経費）と枠配分経費（人件費・

市単独扶助費・繰出金・一般経費等など各部局に配分し部局の裁量により調整を行う経費)に区分されます。

市場化テスト

官と民とを対等な立場で競争させ、「民でできるものは民へ」を具体化させる仕組み。透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度をいいます。国は、市場化テストの導入を図るため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」を平成 18 年 6 月 2 日に公布し、平成 18 年 7 月 7 日から施行しています。

指定管理者制度

平成 15 年 6 月 13 日に地方自治法第 2 4 4 条の 2 の一部改正が行われ、公の施設の管理について、これまで管理者の範囲を公共的団体等に限定してきた管理委託制度を改め、民間事業者の参入を認める指定管理者制度が創設され、同年 9 月 2 日に施行されました。指定管理者制度は、公の施設の管理について民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上、経費の節減等を図ることをねらいとし、施設の管理に関する権限を指定管理者に委任するものです。また、その指定にあたっては、議会の議決を必要とします。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。化石燃料など高度成長期を支えたエネルギー源が、枯渇によるエネルギー危機、燃料中に含まれる窒素・硫黄などによる汚染物質の排出 (NOx・SOx)、二酸化炭素の排出による地球温暖化、また大規模水力発電による流域の自然破壊や生態系への影響、さらに原子力発電においても安全性や核廃棄物の処理問題などさまざまな問題を抱えることから、エネルギーの安定供給や環境負荷低減などの観点から開発が進められています。具体的には、太陽光発電 太陽熱利用 風力発電 廃棄物発電 廃棄物熱利用 廃棄物燃料製造 バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマス燃料製造 温度差エネルギー 雪氷熱利用 クリーンエネルギー自動車 天然ガスコージェネレーション 燃料電池 を指します。

スタッフ (対になる言葉 ライン)

ライン、スタッフ。組織内での位置づけやその性格を表す言葉。ラインとは、部長 課長 課員のように直線的な命令系統や直系組織のことで、市役所の主要な仕事を直接的に担当する部門(直接部門)やそのライン上にいる担当者を指します。スタッフとは、ラインから外れて位置し、ラインの仕事を助ける働きを担当する部門(間接部門)や担

当者を指します。

ストックマネジメント

公共建築物における単なる機能の維持保全に留まらず、その時代のニーズに応え得るような改修や機能の追加を含む、建築物の長寿命化・延命化を目指す総合的な保全管理手法。解体して建て替えることに比べて、ライフサイクルコストを低く抑えられることや、CO₂、廃棄物の発生抑制など、環境面でも有効性が認められています。

成果指標

アウトカム(Outcome)、本来の目的に対してどの程度の成果があったかを示す指標。
指標例：罹患率、渋滞箇所数、水質基準達成率など。

政策評価

政策評価は、包括的な行政評価よりも狭い概念です。行政の政策体系を政策、施策、事務事業という階層に分けた場合の「政策」の評価という意味で使われることが多く、地方自治体の中には、ベンチマークを策定し、その指標に従って評価することを政策評価と称している例もあります。

また、国の機関では、政策評価について、国の行政機関が政策の効果を測定・分析し、客観的な判断を行うことにより、政策の的確な企画立案や実施に役立てる情報を提供するものと整理しています。

説明責任

アカウンタビリティ。行政がわかりやすい言葉で政策・施策・事業などの行政活動の意義や効果を市民に説明し、理解を求める責任。行政は、税金をはじめとする社会的資源を利用して様々な行政サービスを提供していることから、資源が正しく使われているか、資源の利用方法は効率的か、現に提供している行政サービスは市民のためになっているか、などについて市民に対して明らかにする責任をいいます。

戦略

組織の目標及びプライオリティ付けを行い、目標達成のための執行計画を策定することをいいます。

戦略計画とは、組織の使命、目標を明確にし、目標実現のための資源の割当や優先順位も示すとともに、さらに、当初期待した成果を測定することにより、計画の進行を管理し、さらにそれを業績測定によりフィードバックしていくプロセスを包含した計画を示します。

た 行

地域手当

民間地域の賃金水準に応じ支給地域と支給割合を定め、基本給等の月額に支給割合を乗じて得た額を支給するもので、平成18年度から導入しています。平成17年人事院勧告で、公務員の基本給は、民間の全国平均の水準を基礎に定めているため、民間賃金が全国平均より低い地域では、公務員の給与が地場産業の賃金より高くなるという状況となっています。このため、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全国共通適用される俸給表の水準を平均4.8%引き下げることとしましたが、この措置に伴い民間賃金の高い地域には、3%から最大18%までの地域手当を支給して民間賃金水準との均衡を図ることとしたものです。本市は、5級地、6%の支給割合です。

TQM

総合的品質管理(Total Quality Management)、民間のモノやサービスの生産において、会社全体を巻き込んで総合的に行う品質管理運動。

TQMは、方針管理、日常管理、QCサークルの3要素から構成され、現場の生産性と品質を管理していくために、第一線の人々が自ら問題点を発掘点検し、その克服に取り組んでいくというものです。

中核市

政令指定都市以外の規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実を図るために、政令指定都市に準じた権限を持つ中核市制度が平成6年度の地方自治法改正により創設されています。中核市は、全国で37市(平成18年10月1日現在)、中核市の要件は、人口30万人以上(国勢調査)を有することとされています。

定員管理

定員管理とは、地方公共団体が、総職員数を最小限に抑えることと、部門ごとに適切な人員を配置することを2つの要素とし、その目的は、市民負担を抑制しながら、人材を有効に活用し、「最少の職員数で最大の効果をあげる」ことにあります。職員定数は、職員定数条例で規定され、実際に配置する職員数はこの定数を超えることはできません。

DV

ドメスティック・バイオレンス、Domestic Violence。略して「DV」と呼ばれます。ドメスティック・バイオレンスとは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力な

どまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」、「夫（妻）・パートナーからの暴力」などという表現を使用しています。

な 行

内部管理部門

人事、財政、企画、会計、管財、調達契約、ITなど行政サービスに必要な人的資源、資金、物資、施設、情報等の供給を行う業務部門のことをいいます。

は 行

ベンチマーク

具体的な測定基準（ベンチマーク）を設定し、他の事例と比較対照することによってサービス、経営の評価を行うこと。行政のマネジメントにベンチマーキングを導入することにより、他との比較対照を可能とする客観的な基準が得られること、指標の選択段階で何が重要な目標か絞込みが行われること、指標を公開することによって行政の目標を市民にわかりやすく説明することなどのメリットがあるとされています。

保健所政令市

保健所政令市とは、地域保健法第5条第1項で定められた制度で、政令指定都市、中核市、その他の政令で定める市が、保健所を設置する市とされています。なお、厚生労働省の指針では、「保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市が保健サービスを一元的に実施することが望ましいことから、人口30万人以上の市は、保健所政令市への移行を検討すること」とされています。

保健所で行う業務としては、精神保健、感染症、医事・薬事、食品衛生等があります。

ま 行

マネジメントサイクル

行政活動について、計画（Plan） 実施（Do） 評価（See）のサイクルを絶えず循環させ、徐々に活動の質を上げながら、組織運営を行っていく手法をいいます。

目標管理

目標管理は、どのような管理をやれば最も効率がよく、大きな成果が期待できるかというマネジメントの研究から生まれた考え方であり、「自己統制による目標による管理」と呼ばれます。目標管理では、仕事の仕方を細かに指示し、命令するような管理ではなく、担当者自身に、最終的にどういう結果を得るのか、どこまでやるのかという目標を

明確にさせます。そして、その進め方や実行段階の管理を担当者に任せて成果を大きくしようとするものです。

モチベーション

何かを欲求して動かす(される)ことで、目標(ターゲット)を認識し、それを獲得し実現するために、方向づけたり行動したりすること。一般的には、仕事に対する動機づけ、やる気、意欲のことで、業績を高めるために、職員のやる気をいかに高めるかといった場合に使われる表現です。

モニタリング

一般的に日常的かつ継続的な点検のことを意味しますが、指定管理者制度におけるモニタリングとは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例及び規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段で、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視(測定・評価)し、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことです。モニタリングの目的は準拠性の確認にあります。

ら 行

ラスパイレス指数

給与水準の比較に用いられ、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。比較しようとする地方公共団体の職員構成を国家公務員の職員構成と同一と仮定して、比較対象団体の仮定給料総額(比較対象団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国家公務員の職員数を乗じて得た総和)を、国家公務員の実給料総額で除して得る加重平均方式で算出します。

わ 行

Y S O

Yokkaichi Saving the Earth Outline(地球を守るための四日市市役所職員行動要領)。市役所もひとつの事業主体として、行政活動から生じる環境負荷を軽減していくため、本庁等で実施しているISO14001に基づく環境マネジメントシステムを核に、全公共施設へと拡大し、行政活動からの環境負荷の低減、市民、事業者の環境保全行動の一層の促進を図るために、本市独自で策定している環境マネジメントシステムをいいます。

ワンストップサービス

ワンストップとは「一か所または一回で」という意味を持ち、関連する手続きや各種

サービスを同時に完了できることをいい、住民登録、国民健康保険、子どもの転校手続等複数の手続処理を1か所で行えるようにすることです。